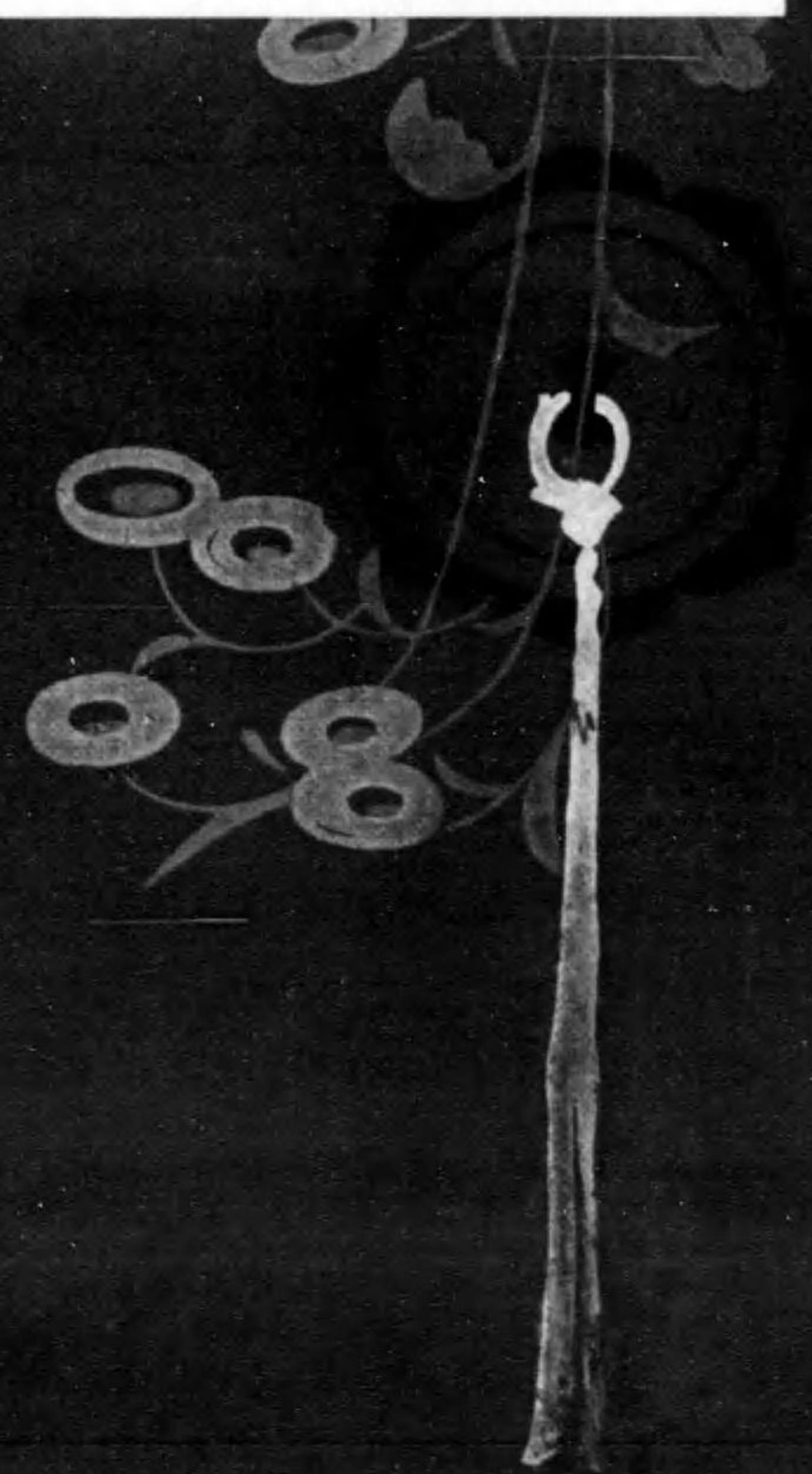


210.6
K07

210.6-Ki63ㄅ



1200500729984



始



本2642

々

210.6
K163



談

現代史

卷二

北垣
恭次郎



國史美談現代史卷二 目次

第八十章 壽寧府會議と不戰條約

華盛頓條約の回顧、軍縮會議の提唱(二) 壽寧府會議(三) 英米の主張(四) 會議決裂(六) 歐洲の平和工作(七) 不戰條約の提議(九) 日本政府の回答(一〇) 日米兩國覺書の交換(一二) 不戰條約の調印(一四) 宣言附の批准書(二〇) 不戰條約宣布式(二二) 本條約に對する輿論(二四) クーリックの逝去(二七)

第八十一章 山東出兵事件

孫逸仙と三民主義(二九) 張作霖と安國軍(三三) 蔣介石と其の北伐(三四) 南京事件(三五) 漢口事件(三八) 我が國の第一次山東出兵(四二) 我が國の第二次山東出兵(四六) 濟南事件(四八) 我が國の第三次山東出兵(五三) 惡宣傳は支那常用の好手段(五六) 支那北軍の敗退(五八) 事件の解決(五九)

第八十二章 今上天皇の御大禮

御大禮前の主要行事(六七) 今上天皇の御大禮(六八) 教育振興に關する御沙汰書、珍田捨巳薨す(七六) 英國皇帝よりガーター勳章御贈進(七八) 田中義一薨す(八二) 名古屋離宮の御下賜(八四) 現在の大坂城天主閣は御大禮記念事業(八五) 奥元帥薨す(八七)

第八十三章 帝都復興と大東京市

帝都復興と大東京市

外 2842

376-188

帝都の復興(八九) 帝都復興祭(九一) 同祝賀會(九六) 震災記念堂(九七) 復興記念館(一〇〇) 高野山の靈牌堂(一〇一) 東京市歌、同童謡(一〇二) 大東京市の實現(一〇三) 大東京市歌(一〇七) 横濱市の復興(一〇八)

第八十四章 倫敦會議

不戰條約の影薄し(一〇九) 英、米の豫備交渉(一一〇) 海軍々縮會議の招請(一一三) 軍縮會議參加受諾(一一六) 倫敦會議の難關(一一八) 倫敦條約の調印(一二七) 倫敦條約の御批准(一二九) 濱口首相の遭難(一三一) 若槻内閣成立(一三八) 濱口前首相薨す(一三九)

第八十五章 滿洲事變

支那官憲の國權回收熱と毎日の態度(一四三) 萬寶山事件(一五〇) 中村大尉虐殺事件(一五三) 事變前の彼我の態度(一五八) 滿洲事變起る(一六〇) 我が内閣の更迭(一六九) 遼西の匪賊討伐(一七〇) 古賀騎兵聯隊の苦戰(一七二)

第八十六章 滿洲事變と國際聯盟

滿洲事變第一次の討議(一八六) 第二次理事會(一八九) 第三次理事會(一九二) 芳澤大使の歸朝(一九三) 聯盟の支那調査委員(一九四)

第八十七章 上海事變

南支一帶の抗日化(一九六) 應戰開始(二〇〇) 第一次總攻撃(二〇三) 廟行鎮攻撃と爆彈三勇士(二〇四) 第二次總攻撃(二一〇) 第三次總攻撃(二一三) 爆彈三勇士に對

する世の同情(二一七) 空閑少佐の壯烈なる最後(二二六) 停戰協定(二三〇) 白川大將薨す(二三七) 陸海軍上海より凱旋(二四二)

第八十八章 滿洲國の建設

滿洲の獨立運動(二四六) 滿洲國の獨立、溥儀執政(二五二) 滿洲建國の式典(二五五) 滿洲の歌(二五七) 馬占山の態度豹變(二六〇) 在滿日本帝國機關の統一(二六三) 本庄將軍等の凱旋(二六五) 日本の滿洲國承認(二六八) 日滿議定書(二七一)

第八十九章 日本の國際聯盟脫退

調査委員リットン一行の動靜(二七四) 内田伯外相就任(二八一) 依田混成旅團の歸還、リットン報告書(二八三) 同報告書に對する不滿(二九二) 駐滿全權大使館及び關東軍司令部の移轉(二九六) 我が聯盟代表決定、松岡洋右(二九七) 日支紛争問題討論の聯盟理事會、同聯盟臨時總會(三〇〇) 十九箇國委員會(三〇二) 日支紛争解決に關する最後の聯盟臨時總會(三〇六) 壽寧府よさらば(三〇七) 聯盟脫退の通告(三〇九) 吉田駐土大使病歿、松岡代表の歸朝(三一二) 重光公使の榮轉(三一八)

第九十章 熱河討伐、滿洲國の帝制實施

湯玉麟の變節(三一九) 山海關事件(三二六) 熱河討伐(三三一) 北支に於ける日支停戰協定(三三八) 武藤駐滿全權大使薨す(三四〇) 皇太子御誕生(三四一) 滿洲國帝制實施の豫告(三四二) 滿洲國最初の皇帝即位(三四五) サルパドル國の滿洲帝國承認(三四九) 東郷元帥薨去(三五〇) 乃木伯爵家の斷絶(三五二) 御名代宮を新京へ御差

欠

遣(三五三) 内閣交迭、羅馬法王廳の滿洲國承認(三五六) 滿洲國皇帝の日本皇室御訪問(三五七) 日支公使館の昇格(三六四) 在日本滿洲國公使館の昇格、冀東防共自治政府の樹立(三六五) 冀察政權、三笠宮家御創立(三六八)

第九十一章 海軍制限條約の廢止、日獨防共協定

倫敦に於ける海軍々縮豫備交渉(三七〇) 豫備交渉不調に終る(三七四) 華盛頓海軍條約廢棄(三七六) 山本代表の歸朝(三七九) 倫敦に於ける海軍々縮本會議(三八〇) 内田康哉伯薨去(三八五) 日獨防共協定成立(三八六) 日伊兩國取極の公表(三九一)

表.....末尾

欠

主力艦建造の競争はなくなつたが、何等制限のない補助艦及び空軍の充實に力を用ふることになり、巡洋艦、驅逐艦、潜水艦などの建造競争を誘發することになつた。無論主力艦の制限によつて、多少海軍費の縮少を見たが、一方補助艦などの建造が盛になつた爲、豫期した程の緊縮は行はれず、國民の負擔を著しく軽減することにはならなかつた。其の上補助艦などの競争は、動もすれば國際間の不和を醸成し、戦争を誘發する恐もあるといふので、昭和二年二月十日時の米國大統領クローヂは、日、英、佛、伊の四國に對して通牒を發し、「華盛頓會議の協定に含まれてゐない艦種の制限に關する協議開催」の賛同を求めた。

壽寧府會議 佛、伊兩國は米國の提議に應じなかつたが、英國は之に賛同し、日本も二月十九日を以て、米國政府に賛同の回答を發した。そこで米國政府は瑞西の壽寧府で、日、英兩國と共に第二次海軍々縮會議を開くことにし、佛、伊兩國からは非公式に立會人を出させることにした。仍つて此の會議を壽寧府會議とも三國軍縮會議ともいふのである。

我が政府は壽寧府會議に出席させる委員の人選に頗る意を用ひたが、結局四月十五日時

の朝鮮總督海軍大將子爵齋藤實と時の駐佛大使子爵石井菊次郎とを帝國全權とし、同日陸



齋藤實

軍大將宇垣一成を朝鮮總督臨時代理とした。そこで齋藤首席全權は同月二十日壽寧府に向つて東京を出發した。壽寧府會議は此の年六月二十日から開かれた。會議の進行につれて、驅逐艦及び潜水艦の制限については、何等かの協定を爲し得る見込があつたが、補助艦中最も重要な巡洋艦に關して、英、米兩國の主張が相容れず、爲に會議は暗礁に乗り上げた。

英米の主張 元來英國は世界各地に其の領土と海軍根據地とを持つて居る關係上、多數小型の巡洋艦を必要とした。其の上英國は一朝有事の場合、商船に大砲を備へつけ、之を假裝巡洋艦として使用するつもりであつたが、假裝巡洋艦には口径六吋以上の備砲を搭載す

ることが出来ない。爲に備砲の口径六吋排水量六千噸を限度とする小型の巡洋艦を多く持



石井菊次郎

ちたいといふ希望であつた。所が小型の巡洋艦は、萬一の場合には、大型の巡洋艦に撃破せられる心配が多いから英國は他國が大型巡洋艦を多く持つことを好まなかつたのである。

然るに米國は大洋遠航の策戦を有利とする關係から、大艦主義を執り、口径八吋の備砲を有し、排水量一萬噸に近しい大型巡洋艦を多數持ちたいといふ主張であつた。しかも米國は三國の保有し得る補助艦の比率を華盛頓會議に於ける主力艦と同じく五(英)、五(米)、三(日)、とする方針であつたら、巡洋艦については「英、米は各々二十五萬噸乃至三十萬噸、日本は十五萬噸乃至十八萬噸の制限内に於て各々自國の要求に適應する艦種を選び、以て適宜の隻數を保有すべき

ものなり。」と提案した。

然るに英國は前述の事情がある爲に、將來米國が多數の大型巡洋艦を持つことになるのを恐れ、總噸數のみの制限を不可とし、補助艦一切の艦艇の大きさ及び備砲の制限を必要として、米國案に反對した。

會議決裂 かくて英、米兩國は各々其の主張を固執して相譲らなかつた爲、幾度會議を重ねても、一致點を見出すことが出来なかつた。

當時、日本は現有勢力を基礎として、制限を加へるのを至當と認めてゐたのであるから、五、五、三の比率を適用しようといふ米國案には反對であり、又英國の備砲制限案にも不賛成であつたが、英、米の正面衝突を見て、會議の成行を憂慮し、齋藤、石井の兩全權は大いに其の調停に努め、會議の圓滿な進行を圖らうとした。併し其の甲斐なく終に八月四日會議は不調に了り、遠からず改めて軍縮會議の開催せらるべき期待を述べる共同宣言を發表して幕を閉ぢた。

之が爲、時の内閣總理大臣兼外務大臣田中義一は翌五日大體次のやうな趣意の聲明を發した。

今次壽寧府に於ける海軍々備制限會議に、帝國政府の参加せる所以は、國民の負擔を軽減すると共に、世界一般の平和及び安寧に貢献せんとする精神に外ならず、帝國全權に於ても、克く此の精神を體して會議に臨み、終始公正且交譲の態度を以て、會議の成功に最善の努力を盡したるに拘らず、不幸にして主要問題につき、會商國間に妥協を見るに至らざりしは、遺憾に堪へざる所なり。

然りと雖も、帝國政府の軍備制限に對する誠意は、固より渝らざる所にして、本大臣は遠からず、此の崇高なる目的の爲、有効妥當なる國際協定の成立せんことを切に希望するものなり。

かくて、齋藤首席全權は此の年九月二十七日歸京、十月一日參内復命して全權の任を解かれ、舊の如く朝鮮總督の職にゐたが、十二月十日願に依つて其の官を免ぜられ（後任は陸軍大將山梨半造）、同月十七日樞密顧問官に任ぜられた。

歐洲の平和工作 近代の文明國民は、皆夙に戰爭を人生の一大悲慘事とし、之を避けることに努めて居るのであるが、歐洲大戰後世界の列國は未曾有の戰禍に懲りて、今更の如く、國際間の平和を望む熱を高めた。殊に其の戰場となつた歐洲諸國は將來の平和安定を圖る

ことに焦慮した。然るに何分にも交戦國の多くが同洲内に接壤相對立して居るのであるから、戰敗國が何時復讐的態度を執るか測り難いといふ心配が強かつた。

爲に大正八年六月二十八日戰勝諸國は、對獨講和條約の調印と日を同じくして、世界平和の促進機關たる國際聯盟の規約を締結し、佛國は英佛及び米佛保障條約を結んで、佛國に對する獨逸の侵略的行動を未然に防ぐことにした。所が戰後各種の方面に於て著しく勢力を増した米國の議會は、國際聯盟の創設者が時の大統領ウイルソンたるに拘らず、之に加入せずして今日に及んで居り、又折角結んだ米佛保障條約も可決しなかつた。其の上英國政府は他の歐洲大陸問題と離れて、特に佛國のみの爲の保障條約を締結することを好まず、遂に之が批准を仰ぐ手續を執らなかつた。

そこで、佛國は獨逸の侵略に備へるため、先づ白耳義と軍事同盟協約を結び(大正九年)更に波蘭(大正十年)チェッコスロバキヤ(大正十一年)と同盟するなど様々の工作を施してゐたが、單に獨逸の攻撃に對する用心ばかりしてゐても、歐洲全體の平和の維持は望まれない。寧ろ歐洲に於ける主要な國々の外務大臣が會合して腹藏のない意見を交換し、以て歐洲全體の平

和安定を圖る規約を作る方が有力であるといふ見地から、大正十四年十月英、佛、獨、伊、白等の外相が瑞西ロカルノに集まつて會議を開き、其の結果同年十二月一日ロカルノ條約を結んで前記五國々境の現状維持と不可侵などを約束した。

歐洲の輿論は、ロカルノ條約を以て、歐洲の暗雲を一掃し、世界の平和を招來する曙光として歓迎したのであるが、歐洲の政治家は歐洲と米國との關係を、より以上に密接にしたいと望むやうになつた。併し米國は歐洲の政治問題に關係することを好まず、容易に其の誘引に應じなかつたが、佛國が圖らずも好機を捕へた。

不戰條約の提議 昭和二年五月二十一日米國の飛行家リンドバークが紐育、巴里間の大西洋横斷飛行に成功し、米、佛兩國國民の感情が著しく接近した時機を逸せず、佛國の外相ブリアンは同年六月米國に對して、「米、佛兩國は互に國策遂行の具として戰爭を起さず、又紛争の性質、原因の如何に拘らず、平和手段のみによつて解決するやうにしよう。」といふ不戰條約の締結を申し込んだ。

米國は之について再三佛國と交渉を重ねた後、「不戰條約は單に米、佛兩國間に止めず、

日、英、獨、伊等の諸國との間にも成立させたい。」と答へ、其の後更に兩國間で協議した上、米國の國務卿ケロックは昭和三年四月十三日附の文書を日、英、佛、獨、伊の諸大國に發して、不戰條約の締結を提議し、左の原案三箇條を提示した。

第一條 締約國ハ國際紛争解決ノ爲、戰爭ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互關係ニ於テ、國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ拋棄スルコトヲ、其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス。

第二條 締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ、平和的手段ニ依ルノ外、之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス。

第三條 本條約ハ前文ニ掲ゲラル、締約國ニ依リ、其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准セラルベク、且各國ノ批准書ガ、總テ華盛頓ニ於テ、寄託セラレタル後、直ニ締約國間ニ實施セラルベシ。

日本政府の回答 日本政府は米國の提案を世界平和の確立に資するものと認め、其の趣旨に賛同する方針ではあつたが、原案第一條中にある「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」といふ字句は、帝國憲法第十三條と關聯して疑義を生ずる虞があるから、之を修正若くは削除したいと考へた。といふのは帝國憲法第十三條に「天皇ハ 戰ヲ宣シ、和ヲ講ジ、及諸般

ノ條約ヲ締結ス。」とあつて、宣戰、講和及び條約の締結は天皇の大權に屬することが明にしてある以上、「人民の代理として」とか或は「人民に代つて」といふ意味に解せられ易い字句を用ひるのは、我が國體と相容れない心配があつたからである。

所が、我が法律學者間には、英語の「イン、ザ、ネームス、オブ」を「名に於て」と譯して、我が國體を無視する不都合な字句だといふ説もあり、又一方には「名に於て」は必ずしも法律上の代理觀念を有するものではなく、「の爲に」といふ意味もあるのであるから「の爲に」と譯すれば我が國に適用しても差支はないといふ説もあつた。

併し、我が政府は疑義の生じ易い字句は、之を修正又は削除したいといふ方針であつたから、同年五月二十六日米國政府に對して、左の趣旨の回答を發した。

(一) 貴國提案の目的には衷心同感であるから、其の目的達成の爲、最も誠實に協力しよう。

(二) 貴國提案の條約は、獨立の國家に對して、自衛の權利を拒否するものではなく、又國際聯盟規約やロカルノ條約等の如き一般平和保障の約定に含まれる義務と、何等抵觸するものではないと了解する。

(三)仍つて關係國間の討議によつて、各國が互に受諾することの出来る條約文を協定することにした。

當時、佛國は米國に對して、條約文中に正當防衛の行使を承認する條項及び條約違反者に對する處置を示す條項などを加へたいと交渉してゐた際でもあり、又我が政府は米國政府が他日關係國代表者の會商を催すだらうと推察してゐた爲、明に條約案文の字句修正の希望あることを告げず、暗に其の意をほのめかして置いたのである。

然るに、米國政府は關係國代表の會合を開かず各國別に交渉を進めることにした爲、我が政府は愈々條約文に關する字句修正の要求を提出することに決し、同年六月上旬から七月に亘り、米國政府に對して交渉を續けたのである。

日米兩國覺書の交換 日本政府提出の修正要求は、條約前文中にも一箇所あつたのであるが、最も重要視したのは第一條中の「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」といふ字句である。即ち該字句は單に修辭上の目的を有するものに過ぎないとも解釋せられるが、一方に於ては帝國憲法の條章に關聯して疑義の生ずる虞もあるから、之を修正又は削除したいと申し

出たのである。

之に對して米國政府は、條約前文中の字句修正に關する我が要求を容れることにしたが、第一條については「一度條約本文に變更を加へることとするならば、勢他に多くの修正意見を誘發して收拾し難い状態となり、遂には條約の成立を阻礙する結果に到着しないと限らない。本來該字句には、日本政府の懸念するやうな憲法上の意義はないのである。」と確言し、以て我が要求の撤回を希望した。

此の交渉が行はれて居る間に、他の國々は皆本條約に賛同する情勢となつた爲、我が政府は米國が本來憲法上の意義なしと解釋して居る字句について、我が國だけが對米交渉に時日を費し、國際平和の確立を目的とする條約の成立を遅延させるやうなことは、大局上好ましいことではないと考へた。そこで該字句が代理關係を表すものではないといふ解釋を明確にする左の文書を、米國政府と交換して交渉を打ち切り、此の年七月二十日米國政府に對して、其の提議にかゝる條約案の調印を受諾することにした。

千九百二十八年(昭和三年)七月十六日在米澤田代理大使よりケロ グ合衆國々務長官に交付したる

覺書譯文

不戰條約案第一號中の「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」なる字句は、「其ノ人民ノ代理者トシテ」の意に非ず。即ち本條約を締結する者は人民に非ず。又右字句は人民に對し、戰爭拋棄の重要性を印象せしむるの目的を以て、本條約に挿入せられたるものなりと了解す。

千九百二十八年七月十六日ケロッグ合衆國々務長官より在米澤田代理大使の受領したる覺書譯文

本官は今朝日本國代理大使より覺書を受領したるが、右覺書に於て、同代理大使は戰爭拋棄に關する條約第一條中の「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」なる字句は、日本國皇帝陛下が「其ノ人民ノ代理者トシテ」署名せらるゝの意に非ざるものと了解せらるべき旨を述べたり。本官が千九百二十八年七月六日日本國代理大使に與へたる覺書中に於て述べたるが如く、「人民ノ名ニ於テ」なる字句は、「人民ノ爲ニ」なる字句と同意義なり。日本國憲法によれば、日本國皇帝陛下は自らの名に於て署名せられ、其の人民に代りて署名せらるゝものに非ざるが故に、日本國に於ては、右字句は如何なる種類の代理をも意味し得ざること極めて明瞭なり。本官の右に述べたるが如き解釋による日本語譯文は、完全に正確なるべし。

不戰條約の調印 不戰條約は關係各國の全權が、佛國巴里に會合して調印することにな

つた爲、我が國の全權は此の年八月七日樞密顧問官伯爵内田康哉と定められ、内田全權は同月九日巴里に向つて東京を出發した。所が是より先、白耳義、波蘭、チエツ、コスロバキヤ



内田康哉

の三國も不戰條約に加入することになつてゐたのみならず、英國の領土たる濠洲聯邦、南阿聯邦、印度、加奈陀、新爾蘭、愛蘭自由國の政府もそれ／＼全權を出すことになつてゐた爲、巴里に集まつた全權の總數は十五名。其の調印式は此の年(昭和三年)八月二十七日午後

三時から、佛國外務省時計の間で舉行せられた。

當日、佛國外相ブリアンが座長席に着き、先づ來會の全權に對する歡迎の辭を述べた後、大要左の如き演説を試みた。

本日の會合は、總ての戰爭に結末をつけ、其の清算をする爲のもので、人類の歴史に新時期を劃す

るものといふべく、從來の平和會議とは其の選を異にし、平和其の物を建設せんが爲、一般的普遍的條約を締結せんとするもので、實に未曾有の出來事である。

ロカルノ條約及び國際聯盟も亦同様の精神に出たものではあるが、前者は單に歐洲の平和を確保せんとするものに過ぎず、後者には米國の參加が無く、又不戰條約の如く絶對的一般的なものではない。想ふに不戰條約は、聯盟規約と何等馳背する所がないのみならず、之に一段の保護を與へるものである。

茲に不戰條約の精神を見るに、本條約は國策遂行の爲にする利己的戰爭を絶對に排斥することを眼目とし、單に侵略に對する防禦の措置を講ずるのみに止まらず、禍を其の根柢に於て絶たうとするのである。かくて利己の爲にする戰爭は絶對に不正とせられ、其の經濟的的政治的乃至社會的生活に及ぼす脅威の跡を絶ち、小國と雖も國際生活上眞の獨立を享受し得るに至るであらう。

本條約には全然制裁に關する規定がないから、實際的でないと思はれないでもないが、利己的戰爭を絶對に排斥する精神的威力は頗る大で、平和を愛好すべき信念を強めるものであるから、其の輿論に及ぼす影響は極めて貴いものと信ずる。

實は昨年予は本條約の締結を、先づ米國に提議したが、固より之を米佛兩國間のみ限定しようといふやうな考は毛頭なかつた。次第に之を擴充しようといふ下心であつた。随つてケロッグ氏が之

を一般的條約即ち多邊的條約にせられたことを、大いに徳とするものである。今日茲に迎へた全權各位の諸國以外にも、本條約の共鳴國は少くない筈であるが、それらの參加を待たずして、此の會合を開いたのは、速に本條約を成立せしめて、吾人の希望する大事業完成の基礎を築くに急であつた爲に外ならない。

想ふに、本條約の調印と共に、世界は之に大なる期待を繋ぐべく、吾人は其の期待に背かぬやう盡力しなければならぬ。今や既に平和を維持する大事業の基礎が築かれたのである。併し吾人は本條約の精神を擴充し、之を實際に施す道を講じなければならぬ。暴力にかはるべき法律的解決の方策を求めなければならぬ。今後吾人の努力すべき點は此處にある。

ブリアンの右の演説は極めて嚴肅に述べられ、約十五分間で終つたが、列席の全權及び佛國首相ポアンカレを始め佛國著名の政治家並に外交團等の傍聽者は、拍手を以て之を迎へた。次いで英、佛兩文の條約正文が朗讀せられた後、各全權は佛語アルファベット順によつて署名し、其の都度滿堂に拍手が起つたのであるが、其の際獨逸の全權ストレーゼマンが劈頭第一に署名した時には、心なしか滿堂の拍手が、特に強く響いたやうに思はれたといふことである。

本條約の正文三箇條は既に記して置いたから、茲には省略するが、其の前文として左の文が載せてある。

獨逸國大統領、亞米利加合衆國大統領、白耳義國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、グレート、ブリテン、アイルランド及グレート、ブリテン海外領土皇帝印度皇帝、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、波蘭共和國大統領、チエッコスロバキヤ共和國大統領は、人類の福祉を増進すべき其の嚴肅なる責務を深く感銘し、其の人民間に存する平和及友好の關係を永久ならしめんが爲、國家の政策の手段としての戰爭を率直に拋棄すべき時機の到來せることを確信し、其の相互關係に於ける一切の變更は、平和的手段によりてのみ之を求むべく、又平和的にして秩序ある手續の結果たるべきこと及今後戰爭に訴へて、國家の利益を増進せんとする署名國は、本條約の供與する利益を拒否せらるべきものなることを確信し、其の範例に促され、世界の他の一切の國が、此の人道的努力に参加し、且本條約の實施後、速に之に加入することによりて、其の人民をして本條約の規定する恩澤に浴せしめ、以て國家の政策の手段としての戰爭の共同拋棄に、世界の文明國を結合せんことを希望し、茲に條約を締結することに決し、

之が爲左の如く其の全權委員を任命せり。

此の前文の次に出席全權十五名の官職氏名を載せた上、條約正文三箇條を記し、更に後文として次の文章を添へて居る。

本條約は前項に定むる所により實施せられたる時は、世界の他の一切の國の加入の爲、必要なる間開き置かるべし。一國の加入を證する各文書は、華盛頓に於て寄託せらるべく、本條約は右寄託の時より、直に該加入國と本條約の他の當時國との間に實施せらるべし。

亞米利加合衆國政府は前文に掲げらるゝ各國政府及爾後本條約に加入する各國政府に對し、本條約及一切の批准書又は加入書の認證謄本を交付する義務を有す。亞米利加合衆國政府は各批准書又は加入書が、同國政府に寄託ありたる時は、直に右諸國政府に電報を以て通知するの義務を有す。

右證據として各全權委員は佛蘭西語及英吉利語を以て作成せられ、兩本文共に同等の効力を有する本條約に署名調印す。

千九百二十八年八月二十七日巴里に於て作成す。

(全權委員十五名署名調印省略)

不戰條約調印の使命を果した内田全權は、此の年十月二十六日を以て無事歸朝復命した。

随つて其の批准を仰げばよい譯になつたが、容易に其の運に至らず、昭和四年六月二十七日に至つて、漸く批准を仰ぐことが出来たのである。即ち此の條約の批准は、今上天皇の御大禮御舉行よりも約七箇月後のことであるが、思想の連絡上こゝに其の後の概略を述べることにする。

宣言附の批准書 内田全權歸朝の後、我が國に於ては、不戰條約第一條中の「其ノ各自ハ、人民ノ名ニ於テ」といふ字句について、議論が高まつた。即ち之を以て帝國憲法に牴觸するものといふ説と、牴觸するものに非ずとする説とが起つたのであるが、かういふ場合の常として、寧ろ前者の聲が高く、容易に批准を仰ぐ運にならなかつた。時の首相兼外相田中(義二)男爵は、此の問題で命を縮めたといふ噂がある程に、朝野の攻撃を受けたものである。

既に述べた通り、政府は此の字句について、提案國たる米國政府の意見を質し、又考を練つた上之に關する覺書をも交換し、此の字句は代理關係を有するものでないことを諒解し合つた上で、條約に調印したのである。併し反對の聲が朝野に高まつたのを見ては、流石に「憲法に牴觸せず。」と斷言することは出来なかつたと見え、政府は不戰條約に於ける問題の字句に關して、反對論者の憂懼を除く措置を執ることにした。

即ち、政府は本條約の字句に關して憲法上の議論が起つたからには、此の疑惑を一掃する措置を執るのが適當であると認め、尙又此の條約本來の性質が、精神的効果を主とするものであることを想ひ、之に對して國民全部の支援を與ふることを必要と考へた。それが爲には「憲法に牴觸す」といふ説を執る人々も、安んじて賛同し得る方法を講じ、以て國論を統一する必要ありと考へた結果、終に「問題の字句は我が憲法の條章から見、我が國に限り、適用なきものと了解す。」といふ趣意の宣言を發し、其の宣言を附けて批准を仰ぐことにした。

かくて、昭和四年六月二十六日の樞密院御前會議で、不戰條約は宣言附で可決せられ、翌二十七日御批准を仰ぐことが出来た。

批准書

天佑を保有し、萬世一系の帝祚を踐める日本國皇帝(御名)此の書を見る有衆に宣示す。

朕、昭和三年八月二十七日巴里に於て、帝國全權委員が關係各國委員と共に署名調印し、且第一條中の字句に關し、昭和四年六月二十七日附を以て、帝國政府が宣言する所ありたる戦争放棄に關する條約を閱覽點檢し、右帝國政府の宣言を存して之を嘉納批准す。

神武天皇即位紀元二千五百八十九年昭和四年六月二十七日東京宮城に於て親ら名を署し、璽を鈐せしむ。

御名 國璽

宣言

帝國政府は千九百二十八年八月二十七日巴里に於て署名せられたる戦争放棄に關する條約第一條中の「其ノ各々ノ人民ノ名ニ於テ」なる字句は、帝國憲法の條章より觀て、日本國に限り適用なきものと了解することを宣言す。

昭和四年六月二十七日

不戰條約宣布式 不戰條約最後の調印國たる日本の批准書は、御批准を仰いだ翌日即ち

昭和四年六月二十八日米國へ郵送せられた。是より先、米國では此の年三月四日フーバーが新に大統領として就任し、スチムソンが國務卿になつてゐたのであるが、七月十五日に至

つて、米國政府は同月二十四日白聖館で不戰條約宣布式を舉行することとし、各國大使に其の招請狀を發した。

かくて當日(七月二)正午日本の批准書が我が出淵(勝次)大使によつて米國々務省に寄託せらるゝや、フーバー大統領は白聖館内東の間に、前大統領クリッヂ前國務卿ケログを始め、關係國使臣を招じ、スチムソン國務卿以下の高官も參列して、條約の成立を祝福し、即日其の効力發生のことを全世界に宣明した。フーバーの宣言は大體左の通りである。

予は茲に國家政策の手段とする戦争放棄の不戰條約が、本日正午を期して其の効力發生に至りしことを、全世界に向つて宣明すると共に、世界の平和に對する人類不斷の努力に、新手段を獲たることに對して、滿腔の祝意を表す。

予は御列席の各國外交官諸賢に向ひ、各其の本國政府に對して、米國政府が諸友邦の心からなる協力により、人類將來の幸福の爲、かゝる吉兆を齎す行爲が、無事完了したことを徳としてゐることをお傳へ下さるやう切望する。

察するに、戦争放棄の本條約の威力は、將來總ての國際行爲の中、最も廣き範圍に亘つて感ぜらるべく、予は之を大なる自信を以て豫言して憚らぬものである。今や本條約の効力發生によつて、輝か

しい機會と強制力ある責務が吾人の前に展開し、本條約を履行すべきあらゆる機會を實現し、尙本條約は崇高に確立してゐる嚴肅なる政策を擴充してゆくやう、吾人に不斷の鞭撻を加へるであらう。

本條約に對する輿論

想ふに、不戰條約は世の總ての戰爭を封ずるものではない。他國

からの侵略に對して、正當防衛の爲に兵力を用ふる自衛權までを禁止するものではないから、現に本條約實施後に於ても、自衛權の發動と見るべき戰爭の起つたことは二三に止まらぬ。不戰條約は國策遂行の具としての戰爭を無條件に拒否するもので、國際紛議を平和手段によつて、解決しようとするものである。由來國際間の平和親善を圖ることは、外交の根本方針であり、又世は夙に戰爭の浪費と慘苦を知悉して居るのであるから、本條約は平和尊重の念を助長し、戰爭を與の手とする外交を排斥する大文章として迎へられ、其の後加入國が次第に増して、今では四十有餘國を數ふるに至つて居る。

併し、識者は本條約中に、戰爭を避くべき平和手段の具體的方法が示されて居らず、又違反者に對する制裁が明かにしてないことに對して、甚大の遺憾の意を表したのである。成る程考へて見れば、國際的紛議の起つた場合の談判に當つて、「どうせ戰爭を與の手とし

ない外交であるから恐れるには及ばない。頑張るが上分別。」だと樂觀し、非を理に押し通

さうとする國もあり得る譯であり、又「武力使用の心配はないから」と安心して、或は徒に事の解決を遷延し、或は當然爲すべき陳謝も讓歩も故ら避ける國も出來得る譯である。

假に斯様な場合に遭遇したとすれば、談判は紛糾するのみで解決の期はなく、懸案は積んで山を爲すに至るであらう。しかも其の紛議を調停し得る力のある機關もなく、又理非曲直を辯じて、其の裁斷に服従させる威力ある機關もないならば、結局不戰條約は國際的

紛争を紛糾させる道具と見られる譯になり、事によれば紛争兩國國民の感情が悪化し、名を自衛權の發動に藉りて、武力を用ひるやうになるかも知れない。

次に本條約の前文中に「今後戰爭に訴へて國家の利益を増進せんとする署名國は、本條約の供與する利益を拒否せらるべきものなることを確信し」といふ文句があるが、本條約の供與する利益が何であるかは示されていないから、其の供與利益の拒否が拒否せられた國に取つて、どれだけ痛手になるのか少しも判らない。或は此の文句が違反國に對する制裁を香はせて居るに過ぎないのかも知れないが、本條約調印式の際に於ける座長ブリアン

の演説中に「本條約には全然制裁に關する規定がないから……」とあるから、制裁に關する規定は無いと見てよいであらう。

さうすれば、本條約に加入した國でありながら、自國の利益増進の爲、戰爭を國策遂行の具とする違反國が出来ても、之を放任して置くより外に道はなく、本條約は空文に屬することになるであらう。若し加入國が皆聖人、君子の國であつて、法律的にも道德的にも非難のない國ばかりならば、問題も心配も起らない譯であるが、事實は加入國をして聖人國たり、君子國たらしめようと希望して居るに過ぎないのである。

斯様に考へ來ると、世の識者が國際的紛争を解決する力もあり、又本條約の違反國に制裁を加へる威力のある司法的機關を設けなければ、現實の問題として本條約の効力は十分でないといふのは道理だと思はれる。併し斯様な非難をする人々も、本條約が政治的にも道德的にも、全文明國民の根本要望に合致するものとして多大の敬意を拂つて居るのであることを忘れてはならない。又吾人は本條約が國際戰爭絶滅の理想に達せんとする第一歩であり、尙人類の福祉を増進すべき世界的大信條として、締盟各國民と共に本條約の精神

を尊重し遵守する義務あることを忘れてはならない。

クローリツチ逝去 第二次軍縮會議開催の提唱者たる米國大統領カルビン、クローリツチは、昭和四年

三月四日新大統領フーバーの就職と同時に政界を引退し、紐育トリビューン社の記者になつてゐたが、同年七月二十四日の不戰條約宣布式には、既に述べた通り、前大統領として参列した。

其の後クローリツチはメトロポリタン保險會社の社長に轉じ、昭和八年一月五日突如發作的心臟病に罹り、享年六十二歳で逝去した。

クローリツチは、大正十二年八月二日五十九歳で歿した大統領ハーチング（華盛頓會議）の後を承けて大統領となつた人。風彩のあがらない、無口な節約家として知られてゐたが、非凡な政治的才能を備へてゐた爲、あがらぬ風彩も、無口も、節約も、皆米國人の人氣を集める種になつたといふ不思議な人である。

大正八年のこと、クローリツチがマサチューセツツ州の知事在任の時、ボストン市に警官の同盟罷業が起り、全米の耳目を聳動したことがある。此の時クローリツチは憤然として「如何なる時、如何なる状態、如何なる形に於ても、警官は絶対に罷業してはならぬ。」と叫び、斷乎彈壓の擧に出で之を鎮め、以て壓倒的人氣を獲得した。かくて同十年三月四日ハーチングの大統領就任と同時に、彼は副大

統領となつたが、同十二年八月二日ハーヂングが現職中病歿した爲、彼は翌日大統領に昇進した。かくて翌十三年十一月四日の選挙によつて、彼は再び大統領となつたのであるが、極めて無愛相で無口な人として知られてゐた。傳ふる所によれば、嘗て彼が教會堂から歸つて來た時、夫人が今日は何の御説教でありましたか。」と尋ねた所が、彼は唯一言「罪」と答へた。そこで夫人が更に詳細に其の内容の説明を求めた所が、彼は暫く無言を續けた後、「牧師は罪に反對であつたよ。」と答へたのみであつたといふことである。

尙彼は非常な節約家で、人並以上に金錢を尊重愛好したといふことであるが、大統領として始めて月給袋を受取つた時、日頃無口な彼が、珍しくも其の持參者に向つて「カム、アゲン。」(復来い。)といつたといふことである。彼が政界を退いて、紐育トリビューンの記者となり、簡結明快な名文章で、紙面を賑はした時の年俸は三十萬弗であつたといふことであるから、定めし満足したに相違あるまい。



第八十一章 山東出兵事件

孫逸仙と三民主義 日本の山東出兵は昭和二、三兩年。其の解決を見たのは同四年のことであるが、其の話に入る前先づ支那近代に於ける革命思想の種を下した孫逸仙の略歴を述べる必要がある。

孫逸仙は廣東省香山縣の人で、名は文、號は中山、逸仙は其の字である。十八歳の時兄に伴はれて布哇に渡航。高等教育を受けた後、歸國して醫學を香港に學び、業成つて後、澳門に開業。其の術が衆に勝れてゐた爲、大いに名聲を博し、遂に巨萬の富を得た。時は清朝の末葉で國勢次第に衰頹の兆を顯した時、彼は夙に革命思想を懷いて廣東に移り、資財を散じて窃に輿中會と稱する秘密結社を組織し、機を見て革命軍を起し、以て滿洲人系たる清朝を倒し、漢人の復興を圖ることに努めるやうになつた。

随つて日清戦争が起つた時、彼は好機到れりとなし、國內各地を遊説し、更に布哇に渡つて同島在住の支那人から多額の軍資金を集め、歸國して將に革命軍を起さうとした。然

るに謀が漏れて清朝の壓迫を受ける身となつた爲、先づ日本に亡命し、更に米國に渡り、後英國に逃れて再舉の機を狙ひ、常に海外に於ける同志との結束を固めてゐた。

其の後清朝は年と共に國歩の艱難を加へて萎微振はず、終に明治四十四年に至つて革命軍の勃發を見たが、清廷は之を鎮定する力を失つてゐた。當時革命黨は武昌駐屯の旅團長黎元洪を擁して都督とし、革命の旗を翻して檄を飛ばしたが、支那の南部及び中部の諸省は忽ち之に響應し、程なく南京を占領し、此處に假共和政府を樹てた上、英國から歸國した孫逸仙を首領とし、以て清朝に反抗したが、其の勢は頗る熾であつた。

此の時、清朝側に立つて、時局收拾の衝に當つたのは、日清戦争の頃から其の名を知られてゐた袁世凱であるが、革命軍の主張に従ふより外、道のないことを悟り、同四十五年(大正)二月清朝最後の皇帝たる宣統帝に退位を勧めた。そこで宣統帝(溥儀)は同年同月十二日上諭を發して位を退き、皇帝の尊號と年金四百萬兩を受けて紫禁城内に閑居せられることになつた。時に宣統帝は七歳。茲に清朝は太祖以來十二代二百九十七年で滅亡し、支那は改めて中華民國と呼ぶことになつた。

此の時、孫逸仙は大總統を袁世凱(大正五年六月六日五十六歳で歿)に、副總統を黎元洪に譲り南京の假共和政府を解散した上、新に國民黨を組織して其の首領になつた。其の理由は明瞭でないが、此の後の支那の時局に多大の難關あることを豫想し、徐にその形勢を傍觀しつゝ其の勢力を養ふつもりであつたらしい。

さて、北京に於ける中華民國の政府は、袁世凱以後幾人も代つて大總統になつたが、政府の内外共に紛争の絶える時がなく、支那全土は混亂状態に置かれて統一する所がなく、組織立つた國家とはいへない有様になつて來た。そこで孫逸仙は北京政府を見限り、大正六年廣東に三民主義の廣東軍政府を建て、北京政府に對抗することとし、九月一日其の大元帥となつた。三民とは民族、民權、民生の三主義を一括した總稱で、漢民族を主體とする國家を樹立し、君主專制を排して民主共和の政治を行ひ、民衆の生活安定を期する制度を立てようといふのである。

其の後、廣東軍政府は北京政府の壓迫によつて崩壊すること二回、其の都度孫逸仙は廣東から放逐せられたが、大正十二年三月第三次廣東政府を組織して其の長となつた。

北京政府は其の勢力の抜き難きを想ひ、南北を和平し以て國內の統一を圖らんが爲、孫逸仙に北上を勧誘した。そこで孫逸仙は同十三年十一月十三日廣東出發、途中香港、上海等に立寄り、十二月四日天津に到着。當時北京の政界に重きをなしてゐた張作霖と會見し、七日北京に入る豫定であつたが、偶々膽囊炎に罹つた爲、天津に留まつて静養し、小康を待つて同月三十一日北京に移り、入院して療養することにした。然るに其の後の経過はよろしからず、同十四年二月十八日重態を押して退院、寓居に移り、三月十二日六十歳で歿した。遺言によつて其の遺骸は取敢へず北京郊外の西山碧雲寺に安置し、後日南京の紫金山に埋葬することにしたのである。

斯様な次第で、孫逸仙は折角北上はしたものの、圖らず病歿した爲、時局收拾は水泡に歸し、支那は復故の如く南北對立の姿にもどつた。かくて孫逸仙の歿後を受けて廣東政府に最も重きをなしたのは蔣介石で廣東政府を改めて國民政府と稱し、孫逸仙の主義を繼承して北方軍閥の打倒を唱へ、終に北伐軍を起したのであるが、其の話は暫く後にまはして、張作霖の略歴から述べることにする。

張作霖と安國軍

張作霖は奉天省海城縣の人。もと滿洲に於ける馬賊の頭目であつたと

いふことであるが、日露戰役前官憲の慰撫により、歸順して騎兵の營長となつた。爾來累進大正八年滿洲三省兵馬の權を一手に收め、同九年一月陸軍上將に、同年十一月上將軍に陞進した。其の頃から張は次第に北京の政界に接觸を保つやうになり、終に北京に乗出して有力な政治家と提携し、支那本部に於ける地方官吏の進退を左右する程の勢力家となつた。彼の孫逸仙北上の時も、張は孫等と肩を並べて和平を議すべき地位に立つてゐたが、孫の病歿によつて南北兩政府の和合を見るに至らず、對抗を續けることゝなつた。

かくて北京政府は國民政府に對抗する必要上、新に安國軍を組織することにしたが、其の際張は江蘇、安徽、浙江、福建、山西、河南、陝西、山東、直隸、奉天、吉林、黑龍江、熱河、察哈爾等の有力官憲の推戴する所となり、大正十五年（昭和元年）十二月一日安國軍總司令となつた。斯て後張は中華民國大元帥にまでなつたが、其の時は既に凋落に傾いてゐた時。所謂燈火消滅前の一閃光に過ぎなかつたのであるから、安國軍總司令となつて、或は國民政府に大鐵槌を加へるかと思はれた時が、恐らく張の全盛期といつてよからう。併し安

國軍は蒋介石の率ゐる國民軍に對して勝を制することは出来なかつたのである。

蒋介石と其の北伐 蒋介石は浙江省奉化縣の人。名は中正、介石は其の號である。初め保定の軍官學校に學び、卒業後日本に留學し陸軍士官學校に入學した。然るに明治四十五年(大正)支那の革命軍が南京を占領し、孫逸仙が其の首領となつた時、蔣は歸國して孫逸仙の配下となり、遂に其の秘書として軍費調達の事に當り、次第に其の信用を得た。かくて大正十二年蔣は孫の命によつて露國に留學し、赤衛軍を研究した上、歸國して廣東郊外の黃埔に軍官學校を起し、其の校長として銳意國民革命軍(國民黨所屬の)幹部の養成に努めた。

孫逸仙の歿後、蔣は國民革命軍總司令として北伐軍を組織し、大正十五年七月北伐の途に上り、各地に北方軍閥より成る北軍(安國軍)を破つた。其の配下の幹部には黃埔の軍官學校の訓練を受けたものが多く、蔣と師弟の關係がある爲、能く蔣の手足となつて活動したのであるが、一方には蔣を快しとしない共產黨分子も居れば、反蔣派もゐたのであるから、内部の結束は必ずしも堅固とはいはれず、動もすれば蒋介石の北伐事業を妨げようとするものもあつた。有名な南京事件及び漢口事件の如きも、反蔣派が蒋介石排斥の爲にしたことだと傳へられて居る。

南京事件 蒋介石を總司令とする南軍(國民革命軍)は次第に北上して昭和二年三月二十三日南京に迫つた。當時南京を守つてゐた北軍は、給料不渡等の關係から戰意を失つて士氣振はず、同月二十一日夜から、徐々に退却を始めたが、二十三日夕方から全軍退却、夜を徹して浦口方面に向つて潰走した。其の際潰走兵が城外下關に於て或は銃砲を亂射し、或は掠奪を行ふのを見て、當時下關前の揚子江に碇泊してゐた我が第二十四驅逐隊司令は、在南京帝國領事と協議の上下關在留の邦人全部を驅逐艦に收容し、城内在留邦人を悉く帝國領事館内に收容し、尙士官引率の下に水兵二十名(武装)を館内に派遣して其の保護に當らせた。

由來支那の兵士は機會ある毎に掠奪、暴行を敢てするのが常であるから、諸外國の駐在官憲は北軍の潰走兵に對して慎重に警戒を加へてゐたが、從來各地占領の際に於ける南軍の態度は存外平穩で、比較的規律が整うてゐるやうに見えた爲、外人中には南軍が入城

すれば、寧ろ南京は静穩を保ち得るだらうと想像するものも少くなかつた。然るに事實は全く豫想を裏切つたのである。

南軍は二十四日未明から續々入城して南京を占領した。間もなく南軍の將校が約三十名の兵士を率ゐて帝國領事館に來たが、何事もなく立去つた爲、館内の人々は先づ安心と胸を撫で下した。併し之は警戒の程度を見届ける爲であつたらしく、午前七時半頃着剣した多數の兵士が我が領事館に亂入して暴行を始めた。かくて彼等は我が水兵及び領事館員の制止を肯かず、掠奪亂行を逞くし、駐在武官や警察署長などに負傷させた。

併し之は南軍全部の意志に基くものではなかつたらしく、數時間後に來館した國民黨の代表が暴行を制止した爲、不逞の兵士も立去つた。其の上程なく南軍の一隊が我が領事館を警戒した爲、其の後は事なきを得た。此の日我が驅逐隊は南軍不逞分子の亂射を受け、機關兵が一名流彈を受けて殉職したのみならず、流彈の飛來が益々烈しくなつた爲、收めて居る居留民保護の爲、安全地帯に轉鑄し、以て形勢の推移に注意してゐた。所が翌一十五日早朝城内危急の報を得た爲、驅逐隊司令は直ちに特別陸戰隊を編成し、自ら之を率

ゐて領事館の救護に向つた。此の時南軍は「城内は既に鎮靜に歸し、最早危険なし。」と斷言したが、極度の恐怖と不安に陥つた居留邦人に安心を與へる必要もあり、又不逞分子が亂暴を重ねる心配もあつた爲、司令は南軍と交渉の上、城内に入り、我が領事館員及び居留邦人全部を驅逐艦に收容した。

所で、南京事件は單に日本人のみに對する暴行ではなかつた。英、米兩國人も邦人同様甚大の損害を被つたのである。即ち二十四日南軍入城後に於ける形勢の不穩に驚き、英、米の領事は、各々其の居留民を領事館に避難させようとした處が、南軍の一部が、兩國の領事館を襲撃したのみならず、下關前の江中に碇泊してゐた軍艦を目標に亂射を始めた爲、兩國軍艦は之と應戦しつゝ、避難民の援護及び南軍威壓の爲、城内に向つて約一時間砲撃を加へた。之が爲南軍不逞兵士の不法射撃は熄んだが、英米側にも死傷者が少くなかつた。乃ち兩國軍艦は聯合陸戰隊を上陸させ、城内の兩國國民を救ひ出して之をそれらの軍艦に收容したのである。

前に口走つた通り、南京事件は蔣介石を中心とする南軍幹部の意志ではなく、一部反蔣

派の兵士が蔣介石を失脚させる爲にした事らしく、事件の當日(四日)暴行鎮定後、蔣介石派の幹部は、諸外國の領事に對して陳謝の書を提出し、同月二十七日蔣介石も代表者を以て各國領事に陳謝し、事實調査の上、責任を以て解決の道を講ずることにした。そこで關係各國の公使は連日會議を開き、南京事件に關して、國民政府に提出すべき要求を練つてゐたが、其の際新に漢口事件が起つた。

漢口事件 昭和二年四月三日(神武天皇祭)午後四時頃、漢口の日本租界内漢口銀行附近通行中の我が一水兵に對して、支那少年が無禮な行動を執つた。之をきつかけに、其の場に居合せた支那人の車夫、人夫などが喧嘩を吹きかけ、遂に其の水兵を毆打し、尙其の際市中に居合せた我が水兵數名にも暴行を加へた上、豫て事あれかしと待ち構へてゐた労働者と共に、大舉我が居留民の家屋に侵入して暴行掠奪を始めた。そこで我が總領事は直ちに支那官憲に對して其の取締を要求し、支那官憲は其の鎮壓に努めたが、其の甲斐なく、暴民の亂暴は益々甚だしくなるばかりであつた。此の時漢口沿の江中には、我が砲艦が三隻と驅逐艦が一隻碇泊してゐた爲、總領事は海軍司令と協議の上、二百名の陸戦隊を上陸させて、自衛策を執ることにした。

我が陸戦隊は或は空砲を放ち、或は實彈を地面に撃ちつけなどして、暴民を退散させつゝ、居留邦人を避難させることに努めた。しかも暴民は尙支那町に雲集して立去らず、午後七時頃に至るまで形勢は極めて不穩。動もすれば悪化しさうであつた。併し其の頃支那官憲が南軍中から選抜した五百人の兵士を、日本租界の周圍に配置し群衆の入界を禁止した爲、我が租界内の秩序が保たれることになり、當時の居留邦人二千數百名は四日早朝までに、悉く日清汽船會社の汽船に收容した上、一時上海に避難させることにした。

支那官憲は本件を遺憾とし我が總領事に對して取敢へず陳謝したが、無論一片の陳謝で事済にはならない。南京事件と共に、事件の原因、被害の程度を精査した上、改めて交渉することにしたのである。併し外交上の抗議を受けた場合、言を左右にして其の要求に應ぜず、出來得る限り、解決の時日を延ばし、相手に倦怠の念の生ずるのを待つのが、支那外交官の常道であるから、南京事件も漢口事件も容易に解決しなかつた。

願れば、支那に於ける排外思想に基く不祥事件は、清朝の末期以來屢々繰返されたの

であるが、清朝の滅亡以來特に頻繁になつて來た。其の原因は單純ではないが、其の主要なものを見ると、支那に於て政治上の權力を獲得しようとする野心家は、皆民心を繋ぐ必要上、常に不平等條約の撤廢を標榜し、治外法權の撤廢、租借地及び租界の回收、河川航行權の撤廢などを必要とし、國權回復を念としてゐた。然るに列國は支那の現況に鑑み、時機尙早しとして之に應じない爲、彼等は排外運動を起し、相手に苦痛を與へて、無理にも目的を達しようとした。之が爲排外熱は一般民衆間にも高まらざるを得ない譯であるが、日本はあらゆる方面に於て、特に深い關係を持つて居る爲、支那に於ける排外熱中最も高まり易いのは排日熱だといふ譯になつたのである。

尙、支那に於ては歐洲大戰後共產主義者が多くなり、之を指導しつゝある國が、常に支那民衆を煽動して國際的紛議を起させ、其の混亂に乗じて支那全土を赤化しようとして居る。之も支那人の排外熱を高めて居るのであるが、日本は最も赤化し難い國であるから、赤化を目的とする國も民衆も、常に日本を敵視して好意を持たない。此の點からも支那に於ける排外熱中、最も高まり易いのは排日熱だといふことになつたのである。

更に支那貿易に於て、日本は歐洲大戰當時から著しい發展を遂げた爲、他の列國は之を嫉視し、それ／＼支那に於ける經濟關係を有利にしようと努める爲、支那に對して迎合的態度を執ることも珍しくなくなつた。爲に支那官憲は列強與し易しとするのみならず、夷を以て夷を制する支那傳統の政策を弄することを忘れない。此の點からも支那は歐米の有力な國々を利用して日本を牽制すれば、日本恐るゝに足らずと安心して、排日を行ふた譯である。

南京事件も漢口事件も南軍中の共產派が蔣介石排斥の爲にしたことであるが、蔣介石の勢力を失墜せしむるには至らなかつたのみならず、蔣介石も北伐を續行して其の勢力を張る決心であつたから、兩事件の解決は後日に譲り、此の年（昭和二年）四月十八日南京に國民政府を樹立して祝賀式を舉行し、南京を支那の首府と號して北京政府を無視する態度を示した。かくて蔣介石は同年五月北伐軍を津浦、京漢兩沿線から並び進ませ、陝西、河南方面に勢力を張つてゐた馮玉祥と氣脈を通じ、大舉北京を衝かうとする形勢に移つた。之を阻止する北軍は張作霖を總司令とする安國軍であつたが、士氣甚だ振はず、各地の戦況は南軍

に有利であつた。

我が國の第一次山東出兵 支那に於ける南北兩軍の戦争は固より支那の内亂。列國は其の成行を傍觀するより外道はなかつたのであるが、南軍が北進するにつれて、我が國は危惧の念を禁じ得ないものがあつた。といふのは當時津浦沿線の都市濟南には邦人の居留者が約二千名ゐたのである。しかも此の地は海岸を距ることの遠い奥地であるから、萬一の場合、揚子江沿岸に於ける港市の如く我が海軍力を以て之を保護することが出来ない。幸に北軍は少しも濟南の邦人に危害を加へなかつたが、戦況の不利に傾いてゐる北軍が、同地の守を棄て、退却する場合、或は邦人に對して暴行を加へることがないとは限らず、假に北軍には其の事なしとするも、同地を占領する南軍中に、南京、漢口兩事件の如き不祥事を惹起するものがありはせぬかといふ心配が多かつたのである。

さて我が國では此の年四月二十日若槻(禮次郎)内閣に代つて田中義一を首相兼外相とする新内閣が成立してゐたのであるが、田中内閣は支那の南軍が次第に北進し、遠からず濟南に押寄せようとする形勢にあることを知るや、南京、漢口兩事件に鑑み、不祥事件を未發に豫防する必要ありと認め、即ち當時滿洲に駐屯してゐた第十師團に命を下して、歩兵第三十三旅團の兵士約二千人(歩兵第十聯隊)と工兵、無線電信隊約二百人を青島に派遣させることとし、五月二十八日出兵理由を聲明した。其の趣意は、

「青島に陸兵を派遣したるは、濟南に在留せる約二千の邦人の安全を期する自衛上已むを得ざる緊急措置。支那國及び其の人民に對して、毫も非友好的意圖を有せざるのみならず、南北兩軍何れの軍隊に對しても、其の作戦に干渉し、軍事行動を妨礙するものに非ず。されば初より長く駐屯せしむる意圖なく、同地方の邦人にして、戦亂の患を受くる虞なきに至らば、直ちに派遣軍全部を撤退す。」

といふにあつた。

かくて第三十三旅團を主力とする約二千二百の我が派遣軍は、大連から海路青島に向ひ、六月一日同地に上陸した。其の頃北京政府では、張作霖に全權を與へて、難局に當らせる必要を認めたと見え、張を推して陸海軍大元帥とし、民國の陸海軍を統帥させたのみならず、民國を代表して統治權を行使させることにした。爲に張作霖は六月十八日其の就任式を舉行したが、無論支那の大勢には影響なく、又難局を打開することも出来なかつた。

かゝる折柄、七月四日山東省膠州に駐屯してゐた北軍の一幹部が、其の部下を率ゐて南軍に内應し、將に同省内に於て戦闘を開始しようとする形勢を示し、或は鐵道の一部を破壊し、或は電線を切斷し始めた。

萬一省内で戦争が始まれば、濟南方面に於ける邦人の安否が氣遣はれる爲、災禍を未然に防がうと、青島に派遣せられてゐた我が兵は、同月七日から濟南に向つて出動を始め、八日には全部同地に到着して邦人の保護に當つた。之が爲我が政府は更に青島及び膠濟鐵道の治安確保の必要上、駐滿師團の中から第八旅團約二千の兵(第三十九及び第四十聯隊)及び内地から鐵道隊若干を青島に派遣することにした。かくて第八旅團は旅順及び大連から海路青島に向ひ、同月十二日同地上陸。續いて内地からの鐵道隊も同地に到着した。

然るに其の頃南北兩軍の戦況が一變して南軍不振となり、北軍が南軍を壓迫して揚子江沿岸附近まで南下することになつた。其の際曩に南軍に内應して北軍と戦はうとした内應軍は、北軍の勸誘に従つて前非を陳謝し、再び北軍に復歸した爲、さしものに氣遣はれた山東省は復北軍のみの天地となつて、小康を保つことが出来た。

當時、南軍に於ては戦況の不振に加へて軍費調達難が生じ、將士は過去一年間の各地轉戦に倦んで士氣不振。其の上蒋介石に對する幹部の反感が著しく高まつて來た。そこで蒋介石は七月十五日北軍に對して休戦を申し込み、更に八月十三日南軍の總司令を辭して野に下り、後事を腹心の幹部に托した上、翌十四日郷里に向つて出發した。

かくて山東省の形勢は益々緩和し、當分濟南地方の邦人に危害の及ぶ心配がなくなつた爲、我が政府は最初の聲明に基き、八月三十日山東派遣軍全部を撤退することとして、之に關する聲明をなし、九月八日までに全部の撤退を完了した。

さて、曩に野に下つた蒋介石は、どういふ考からか、此の年(昭和)十月十三日親友張群と共に從者一名をつれて東京に姿を顯し、澁谷區常磐松なる國士頭山滿を訪うて寓居の斡旋を頼んだ。頭山は嘗て蔣の先輩故孫逸仙と親交のあつた人であるから、隣家の資産家川野長成に談じて其の二階の二間を蔣等の寓居にあてさせることにした。蔣等は喜んで川野家に移り、居ること十餘日。其の間に頭山、川野兩氏を招いて晚餐を共にし、日支提携の希望を述べなどしたこともあつたといふことであるが、本國から頻りに招電が來た爲、急

遼歸國の途に就いた。

我が國の第二次山東出兵 蔣介石下野後の國民政府は、黨内幹部の内紛等によつて統一を失つたのみならず、河南の馮玉祥及び山西の閻錫山が蔣の起用を勸誘した爲、蔣の復職を決議して招電を發した。そこで蔣介石は昭和三年一月四日南京に至り、再び國民軍總司令として北伐を繼續することにした。

之に對して張作霖の安國軍は、主力を京漢沿線の馮玉祥軍に向はせて先づ之を破り、餘勢を以て閻錫山の山西軍を牽制し、最後に津浦線の南軍を討伐する方策を立てた。然るに馮軍は之を偵知し、此の旨を蔣に通告した上、故ら軍を京漢沿線から少く後退させて、安國軍を此の方面に誘導すやうにした。そこで蔣介石は主力を北軍の最も手薄な津浦沿線に差向け、破竹の勢を以て北上し、遂に山東省に向つて押寄せることになつた。爲に同省治安の混亂は目前に迫り、濟南地方の邦人は再び不安を感じざるを得なくなつた。

我が政府は山東省居留の邦人保護の必要を認め、四月二十日取敢へず天津に在る我が北支駐屯軍中から、三個中隊四百六十名の兵を濟南に急派し、又當時青島港に碇泊してゐた我

が軍艦球磨、對馬、古鷹から陸戰隊約五百五十名を青島に上陸させたが、尙不足を感じた爲、同夜特別陸戰隊二百名を載せた軍艦春日を横須賀から青島に差向けた。之は固より當面應急の處置。更に熊本の第六師團を移動させることにして、其の旨を中外に聲明した。其の趣意は第一次山東出兵の聲明と同様で、居留邦人の保護以外、何等の意圖あるものではないから、其の必要なしと認むる場合に至らば、直ちに撤兵するといふにあつた。

横須賀から派遣せられた軍艦春日は同月二十五日特別陸戰隊を青島に上陸させて古鷹の陸戰隊と交代させたが、此の日第六師團司令部は第十一旅團の兵員と共に青島到着。司令部を同地に置いた上、師團長福田(彦助)中將は、即日支那南北兩軍の主腦部に對して大要左の如き通告を發した。

山東派兵の目的は、既に帝國政府の聲明せるが如く、一に帝國居留民の保護に存し、南北兩軍に對して、何等其の一方に歸する所なきは、茲に改めて収むるを要せざる所なり。惟ふに膠濟鐵道は山東交通の要道にして、帝國との經濟、貿易上、重大なる關係を有するを以て、若し一度破壊せらるゝが如きことあらんか、帝國居留民の救濟、保護上に、甚だしく危殆を感ず。故に南北兩軍が作戰上の必要

より、此の鐵道を利用することは支障なきも、該鐵道の破壊を企つるが如きことあらば、之を禁止せざるべからず、これ蓋し帝國居留民の生命、財産の保護上、眞に止むを得ざるに出づるものなればなり。右布告す。

かくて翌二十六日歩兵第十三聯隊が出勤して鐵道沿線の警備に就いたが、二十七日歩兵第四十七聯隊は濟南に向つて出發し、同日第三十六旅團の兵も青島に到着して、派遣軍全部の輸送は完了した。定めし山東省居留の邦人は力強く感じたであらう。

當時、我が派遣軍は、支那南北兩軍の大衝突が、濟南方面に起るものと豫想してゐたから、福田師團長は居留邦人の最も多い濟南に進出する必要を認め、第三十六旅團に屬する一聯隊を青島警備にあてることとした上、同月二十九日夕刻第四十五聯隊及び其の他の部隊を率ゐて鐵路濟南に向ひ、五月二日同地正金銀行内に司令部を設けて、それ／＼警備の部署に就かせた。所が其の翌日有名な濟南事件が起つたのである。

濟南事件 こゝで話を約十日前にもどして、支那南北兩軍の戰況を一瞥するに、北軍は南來の蔣介石軍に對抗することが出來ず、次第に退却しつゝある際、西方から進出した馮

玉祥の側面攻撃を受けて窮地に陥り、四月二十三日濟南の南郊にあつて、其の防禦上最後の陣地ともいふべき泰安をも敵手に委ねて潰走した。爲に濟南を守る北軍の士氣は極度に沮喪し、たとへ一時は抵抗を試みても、結局潰滅を免れずといふ状態になつた。

此の時、濟南に於ける有力な支那商人は、府を戰亂の巷となすに忍びず、南北兩軍に交渉して、平和に濟南を授受させるやうに努めた。其の結果北軍は其の撤退費を商人に負擔させることにした上、同月三十日濟南から撤退した。爲に南軍は五月一日から續々入

し、二日には濟南の城内及び商埠地に入込んだ南軍の數は約七萬に達した。當時、我が派遣軍は我が居留民主要の住地たる商埠地の約八割を警備地域とし、其の内の一箇處に防備施設を加へてゐたのであるが、二日入城した蔣介石は、福田師團長に對して「濟南の治安は南軍に於て絶對に維持する自信があるから、日本軍は成る可く速に撤退せられたく、尙防備施設も撤退して貰ひたい。」と申込んだ。そこで我が軍は同日夜から右の防備撤去に着手し、最早騒亂の心配はあるまいと思はれたから、一旦安全地帯に避難してゐた邦人中には、安心して元の住宅に引返すものもあつた。

然るに翌三日の朝になると、我が警備地域外の各處には「打倒小日本」とか「打倒日本帝國主義」とかいふ類の排日的宣傳ポスターが貼りつけてあり、巡視中の我が將校に對し、拳銃を向けながら罵詈雑言を敢てする南軍の正規兵などもあつて、不穩の兆候が認められた。爲に我が軍は頻繁に巡視を行ひ、警戒を嚴にしてゐた所が、午前九時半頃一群の南軍正規兵が、滿洲日報取次販賣店吉房長平の家を襲うて掠奪を始めた。それと知つた我が一中尉が、約三十名の兵を率ゐて現場に駆付けた所が、彼等は附近の支那兵營に逃込んだ上、我れに向つて亂射を始め、我が兵數名に負傷させた。之が爲己むを得ず我が兵も之に應射した。すると當時濟南に入込んでゐた南軍は、殆んど同時に府内到着處で日本軍に對して攻撃を始め、居留邦人を虐殺しつゝ、掠奪を行つた爲、商埠地は忽ち修羅の巷となつた。我が軍は居留邦人を保護しつゝ、對戦して敵を撃破し、或は敵を商埠地外に驅逐し、或は其の武装を解除させてゐた所が、正午頃南軍總司令部から停戦を懇請して來た。福田師團長は之を承諾し、直ちに停戦命令を發したが、南軍の命令は徹底的に行はれなかつたものと見え、依然各所に戦闘を續けた爲、我が軍も停戦實施の見込なしと認めて再び應戦を續け、隨處

に敵を撃破した。併し敵は衆を恃んで戦闘を續行した。

急報に接した青島警備の聯隊は其の警備を我が海軍陸戰隊に委託した上、四日午後二時濟南に向つて出發し、我が政府は取敢へず關東軍に出動を命じた。青島から濟南に向つた我が聯隊は途中萬難を排して五日夕方濟南に到着したが、其の頃に至つて敵も漸く我が軍に抵抗し難いことを悟つたものか、停戦を實施した。そこで我が軍は其の夜も翌六日も、秩序の整頓、罹災者の搜索、保護に當り、師團司令部は南軍總司令部との間に善後處置に關して、屢々折衝を重ねたが、支那側は責任を回避するばかりで、一向誠意を示さなかつた。

當時濟南城内には、尙四千の南軍部隊が殘留してゐたのみならず、其の附近に居る南軍は數萬の多きに上り、しかも商埠地の四周に塹壕を設け、又附近の高地には濟南に向けて砲列を布いてゐた。若しかゝる陣形の下に戦闘を再開するに立至らば、我が軍及び居留民は窮地を脱することが到底出來ない譯である。仍つて我が軍は武装せる南軍を濟南及び鐵道沿線から退去せしむる必要ありと認め、七日午後四時南軍に對して(一)南軍は濟南及

び山東鐵道の周圍より二十支里（約七哩）以外に撤去すること。（二）日本軍及び居留民に危害を加へた支那軍隊の武装を解除し、其の幹部を嚴罰に處することを要求し、且十二時間以内之に對する回答をなすべしと要求した。

然るに南軍は言を左右にして、之に應ぜざるのみならず、其の軍隊の態度が愈々險惡に傾いた。爲に我が軍は指定時間の終了を待ち、八日の朝から敵の掃蕩に着手した。所へ關東軍司令部から派遣した外山（豐造）少將引率の第二十八旅團が到着して、第六師團の指揮に屬し、直ちに行動を開始したのみならず、朝鮮平壤から出動を命ぜられた飛行中隊及び内地から出動を命ぜられた鐵道大隊も、此の日青島に到着して、直ちにそれ々の任務に就いた。かくて我が軍は九日に至り、濟南の南軍を其の周圍約二十支里外に驅逐した。

しかも尙濟南城内には若干の南軍部隊が殘留して居り、私服を着せる便衣隊も交つてゐて、日本軍及び鐵道の列車に向つて發砲を續けた爲、我が軍は城内に砲撃を加へ、同時にあらゆる手段を以て、其の脱出を誘導した爲、十一日彼等は城内より脱出した。かくて濟南府内に潜在せる便衣隊を除く外の南軍は、同府及び其の周圍から二十支里以外に擊攘せられた。

られた。

我が國の第三次山東出兵 是より先、我が政府は事態の重大性に鑑み、五月九日第三次出兵として、第三師團を山東に出動させることとし、即日左の聲明を發した。

曩に動亂濟南方面に波及せんとするや、同地方在留邦人保護の爲に、軍隊を派遣すると同時に、右派兵に關し、帝國政府の態度を闡明する所ありたり。

然るに濟南に於ける不祥事件の發生以來、同地方の事態惡化し、現在の兵力を以てしては、居留民保護につき萬全を期し得ざるの憾あるのみならず、青島と濟南とを聯絡する山東鐵道は、隨處に破壊せられ、交通の確保を期し難き現狀にあり。仍りて同方面居留民の保護に遺憾なからしめ、且山東鐵道交通の確保を期する目的を以て、第三師團を山東に増派せらるゝことゝなれり。

今次の増兵は、上述せる如く、山東方面在留邦人の保護及び之に必要なる山東鐵道交通の確保を期するに於けるが故に、其の目的は第一次派兵の際に於けると何等異なる所無し。

右の第三師團の増派と同時に、我が政府は第七師團（旭川）から三中隊、第十二師團（久留米）から二中隊の兵を天津に派遣した。之は曩に天津なる我が北支駐屯軍から、應急の處置として其の一部を濟南に派遣してある事情を顧み、來る六月内地から派遣せらるべき北

支駐屯軍の定期交代部隊の出發を繰上げて派遣せられたのである。然るに當時の事情は天津から將に内地へ歸還せんとする歸還兵を其の儘天津に駐屯させ、且濟南に在る天津部隊も天津に還らせざる必要を生じた爲、天津部隊は五月十三日三組に分れ、青島經由で天津に歸屯した。

其の事情といふのは、支那の北軍が南軍に壓迫せられて次第に退却し、北京、天津方面が危機に直面して來たからである。願れば蔣介石引率の南軍が津浦線に沿うて山東に迫りつゝあつた時、南軍の別團は馮玉祥軍と氣脈を通じつゝ、京漢線に沿うて北上してゐたのである。此の時京漢沿線に出勤した北軍の主力は、張作霖の子張學良に直屬する奉天軍で（津浦沿線に向つた北軍の主力は張作霖配下の部隊）、奉天軍中最も精銳を誇つてゐたものである。随つて一時は能く馮玉祥軍を壓迫したが、漢口方面からの南軍が北上して馮軍を助けるやうになつてからは、形勢が忽ち不利に轉じ、濟南事件の頃には退却する一方、其の上閻錫山の山西軍も張學良軍に對して總攻撃の舉に出たのみならず、同事件後津浦沿線の蔣介石軍の一部も黃河以北に攻入り、將に天津、北京に迫らうとする状態であつた。爲に京津地方は大不安を感

ずるやうになり、延いては滿洲の治安も氣遣はれるやうになつたのである。

形勢が斯の通りであつたから、五月十七日第七、第十二兩師團から派遣した五個中隊が天津に到着するや、其の中の一箇中隊は直ちに北京に向つて我が公使館の守備及び居留民の保護に當ることになつた。一方第三次山東派遣軍たる第三師團の先發部隊も、五月十七日を以て青島に到着し、後續部隊も續々來着することとなつた爲、曩に關東軍から派遣してゐた外山旅團は同月十九日濟南出發、青島經由で大連に向つた。其の際福田師團長は此の後津浦沿線に於ける南北兩軍衝突の結果、或は支那軍隊が再び濟南に亂入することあるやも測り難しとなし、同月二十日附を以て、「南北兩軍共に日本軍の駐屯する濟南の周圍二十支里以内に立入ることを禁止し、若し之に違反するものは武装解除すべき旨」を告示した。此の時我が政府は京津地方動亂の餘波が滿洲に波及することを豫想し、滿洲駐屯の我が兵の主力を奉天に集結することとした爲、我が關東軍司令部は、同月二十二日旅順から奉天に移ることとし、不在中に於ける關東州の防衛は、旅順要塞司令官の兼掌とした。

さて、第三師團は五月十七日以來月末に至るまで續々青島に到着したのであるが、師團

長安滿(欽二)中將は同月二十三日青島に到着し、二十五日此の方面防備の責任ある支那官憲に對して、左の宣言を發した。

第三師團は濟南事件に鑑み、青島並に膠濟鐵路沿線附近にある日本居留民の保護を完全ならしむる爲、左の事項を要望す。

- 一、支那南北兩軍は青島並に膠濟鐵路兩側二十支里以外の地區に撤退すべき事。
- 二、前項地區内に於ける排日行爲、宣傳並に之に關係ありと認めらるゝ一切の行爲をなさざる事。

かくて山東省内の居留邦人も漸く意を強くすることが出來た譯であるが、事のこゝに至るまでの間に、國民政府は濟南事件の解決を自國に有利ならしめやうとの準備工作として、諸外國に對し盛に日本に不利な捏造談を報告し、わざ／＼相當地位ある者を歐米に派遣して日本の惡宣傳に努めた。

惡宣傳は支那常用の奸手段 由來、日本軍隊は規律嚴正にして秋毫も犯さず、戰鬥に當つても決して無辜の良民に危害を加へるやうなことはない。然るに支那兵は混亂に乗じて良民を慘殺し、掠奪を逞しくするのが常である。現に濟南事件に於て南軍が掠奪を行つた邦

人家屋は百三十一戸に上り、殘忍暴虐言ふに忍びざる虐殺を蒙つた邦人は十四名、負傷者は十五名に達し、公衆の面前に於て極端な侮辱を加へられた男女は數知れぬ程であつたのである。

然るに、國民政府は狡猾にも之を逆宣傳に用ひて、「日本兵は濟南事件に當り、無辜の良民を虐殺し、其の罪蹟隱滅の爲、其の屍體を土中に埋めたり。」などといふ捏造談を海外に宣傳したのである。そこで我が政府は海外の誤解を解く爲、五月二十八日國際聯盟に對して濟南事件の真相を報告し、以て支那の宣傳の虚偽なることを明にする一方、出先官憲をして國民政府に對して、濟南事件の解決を要求させた。即ち同事件に關する國民政府の陳謝、責任者の處罰、損害賠償、將來の保障を要求したのであるが、國民政府は例によつて遷延策を講じ、「日本政府は先づ山東派遣軍を撤去せよ。さすれば交渉に應じて共同調査を行ひ、以て責任の歸趨を明にすべし。」と逆捻的言辭を發して之に應ぜず、只管北伐の續行を急いだ。随つて濟南事件は南京、漢口兩事件と共に未解決の儘に残され、いつ解決するのか、豫想もつかぬことになつたのである。

支那北軍の敗退 支那北軍は南軍の壓迫に對抗することが出来ず、隨處に敗北を重ね、京津の運命も旦夕に迫つた。張作霖は五月三十日から三十一日に亘り、北京の大元帥府に張學良以下の幕僚を集めて對策を議したが、大勢は既に定まつて北京維持の不可能なことが明瞭であつたから、此の際南軍に對して停戰を申込み、且和平希望の誠意を示すを名として、張大元帥は奉天に退去すべしといふことに決した。之で北軍は全く南軍に屈服した譯である。そこで張作霖は六月一日北京駐劄の各國公使を大元帥府に招いて最後の挨拶をなし、翌二日各方面に退京趣意を通告し、尙南軍に對する停戰電報も發した上、大元帥の正装の儘、衛兵五百を従へて堂々京奉線の列車に乗り、三日午前一時十五分奉天に向つて北京を出發した。

かくて張作霖を載せた列車は四日朝奉天に近づいたが、其の際何者の仕業か、突然起つた轟然たる爆音と共に、其の列車が爆破して、張作霖及び同乗者は負傷した。此の時張作霖は重傷であつたが、現場から自動車で奉天の大元帥府に運ばれ、其の後の容態は同府當局が之を嚴秘した爲、一時生死の程も不明になつてゐたが、同月二十一日午前零時五十五歳で歿し、同日其の發表があつた。所で張作霖の列車を爆破させた犯人が誰であるかは全く不明である爲、當時様々な風説があつたが、結局支那南軍の便衣隊の仕業だらうといふ説が廣く行はれてゐる。

聞けば其の遺骸はすぐには葬られず、初め張學良の奉天の邸内に置いてあつたが、滿洲事變勃發の直後、移して同市小東邊門外の珠林寺に安置した。然るに昭和十二年に至り、故人の縁故者などによつて組織せられた埋葬代行委員會が、更にそれを移して錦州省錦縣驛麻房の張家墓地に葬つた。其の葬儀の行はれたのは同年六月二、三の兩日で、總統の禮を以て嚴肅に行はれたといふこと。往年中華民國大元帥にまでなつた張作霖の靈が土に還つたのは、其の爆死より九年後であつたのである。

事件の解決 北京政府の大立物であつた張作霖は南軍の進撃に對する抵抗力を失ひ、停戰を通告した上、奉天に向ひ、遂に爆死した爲、京津方面は戰禍を免れ、又主として南軍の骨折で治安の維持も出來たから、此の方面に居留してゐた邦人も危害を蒙らなかつた。かくて南北兩軍最後の決戦はなく、南軍は北伐に成功し、北方は南方に屈從した譯である。

支那北軍の敗退

支那北軍は南軍の壓迫に對抗することが出来ず、隨處に敗北を重ね、京津の運命も旦夕に迫つた。張作霖は五月三十日から三十一日に亘り、北京の大元帥府に張學良以下の幕僚を集めて對策を議したが、大勢は既に定まつて北京維持の不可能なことが明瞭であつたから、此の際南軍に對して停戦を申込み、且和平希望の誠意を示すを名として、張大元帥は奉天に退去すべしといふことに決した。之で北軍は全く南軍に屈服した譯である。そこで張作霖は六月一日北京駐劄の各國公使を大元帥府に招いて最後の挨拶をなし、翌二日各方面に退京趣意を通告し、尙南軍に對する停戦電報も發した上、大元帥の正装の儘、衛兵五百を従へて堂々京奉線の列車に乗り、三日午前一時十五分奉天に向つて北京を出發した。

かくて張作霖を載せた列車は四日朝奉天に近づいたが、其の際何者の仕業か、突然起つた轟然たる爆音と共に、其の列車が爆破して、張作霖及び同乗者は負傷した。此の時張作霖は重傷であつたが、現場から自動車で奉天の大元帥府に運ばれ、其の後の容態は同府當局が之を嚴秘した爲、一時生死の程も不明になつてゐたが、同月二十一日午前零時五十五歳

で歿し、同日其の發表があつた。所で張作霖の列車を爆破させた犯人が誰であるかは全く不明である爲、當時様々な風説があつたが、結局支那南軍の便衣隊の仕業だらうといふ説が廣く行はれてゐる。

聞けば其の遺骸はすぐには葬られず、初め張學良の奉天の邸内に置いてあつたが、滿洲事變勃發の直後、移して同市小東邊門外の珠林寺に安置した。然るに昭和十二年に至り、故人の縁故者などによつて組織せられた埋葬代行委員會が、更にそれを移して錦州省錦縣驛麻房の張家墓地に葬つた。其の葬儀の行はれたのは同年六月二、三の兩日で、總統の禮を以て嚴肅に行はれたといふこと。往年中華民國大元帥にまでなつた張作霖の靈が土に還つたのは、其の爆死より九年後であつたのである。

事件の解決

北京政府の大立物であつた張作霖は南軍の進撃に對する抵抗力を失ひ、停戦を通告した上、奉天に向ひ、遂に爆死した爲、京津方面は戰禍を免れ、又主として南軍の骨折で治安の維持も出来たから、此の方面に居留してゐた邦人も危害を蒙らなかつた。かくて南北兩軍最後の決戦はなく、南軍は北伐に成功し、北方は南方に屈從した譯である。

そこで國民政府は六月二十八日北京を改めて北平と稱し、直隸省を河北省と改稱し、支那の首府を南京に移すこととした上、新政治建設の爲、北平に巨頭會議を開くことにした。爲に蔣介石も七月六日同地に乘込んで先づ孫逸仙の廟に北伐勝利報告の祭典を行ひ、此の日から四日間會議を開いた。其の結果北方も一應南方の三民主義に服従し、國民政府の命を奉ずることになつた譯である。

併しながら、對外的にも對内的にも、形勢如何によつて其の態度を二三にし、又自己の利害關係から親離反服常なきを當然とする者の極めて多い國であるから、形の上からは一應國民政府が統一した譯であるに拘らず、内實は其の後も統一なく、國民政府の命を奉ずるのは數省に止まり、其の他は各地に覇權を握らうとする者があつて反目嫉視し、組織ある國家とはならなかつたのである。其の事情と推移は極めて複雑であり、又我が國史から離れた横道になるから、其の話は省略して、前年以來の懸案たる南京、漢口、濟南三事件が、どう解決せられたかを述べることにしよう。

濟南事件突發以來、我が出先軍事當局は屢々南軍に對して、事件の解決を要求したが、

彼は北伐の續行中は勿論、南北停戦後に於ても言を左右に托して之を回避するに努めた。仍つて我が國は六月十四日軍事交渉を打ち切り、外交交渉によることにして、藤田(榮介)青島總領事及び西田(暁二)濟南總領事代理を帝國代表とし、國民政府の代表と濟南に相會して交渉させる豫定を立てた。即ち矢田(七太郎)上海總領事をして此の旨を國民政府の外交部長王正廷に通達させた上、非公式の豫備交渉に當らせた。

當時、濟南事件に關する我が國の輿論は異常に沸騰してゐたが、帝國政府は日支親善關係を維持しようとの見地から、(一)國民政府の謝罪、(二)責任者の處罰、(三)日本居留民の生命、身體、財産に加へられた損害賠償、(四)將來の保障を基礎條件として、本件の解決を計ることに決定し、山東派遣の兵力は、濟南事件前後に於ける特殊の狀態に應ずる爲に送つたものであるから、必ずしも現在の兵力を全部其の儘駐屯させる必要は認めず、漸次兵力を減ずる方針であつた。

然るに、國民政府は前年以來、我が山東出兵を以て、日本に山東省侵略の野心あるもの如くに宣傳して、全國的に排日思想を高め、日貨排斥を煽動して、我が國を牽制してゐ

たが、矢田總領事が非公式交渉を開始するや、益々日貨排斥熱を高めつゝ、王正廷は或は山東派遣兵全部の撤退を要求し、或は國際聯盟に提議して公平な批判を仰ぐを可とすと稱して事件の解決を回避した。しかも國際聯盟に提議はしなかつたのであるから、彼は解決を遷延し、日本の濟南事件熱が冷却し、交渉に倦怠心の生ずるのを待つ方針であつたことが能く判る。

内を顧みれば、當時我が國に於ては、此の年十一月に行はせらるべき今上天皇御一代御一度の最高儀式たる御大禮の準備中。出來得るならば、御大禮前に事件の解決を見たかつたのである。又其の頃は山東方面の危険状態も次第に薄らいだ爲、濟南事件の直後、横須賀から青島に派遣せられた我が海軍の特別陸戦隊は、一應青島を撤退することになり、八月一日横須賀に歸還し、又第六師團は同月二十五日から同月三十日迄に全部青島に集合し、同日より九月三日迄にそれ／＼乗船して内地歸還の途に就いたが、同師團司令部が熊本に凱旋したのは九月八日であり、福田師團長が上京して參内復命したのは同月二十四日であつた。

後に残つた第三師團は、八月二十三日から二十八日迄の間に、濟南に移駐し、濟南及び膠濟鐵道沿線一帯の我が居留民の生命、財産を保護することになつたが、幸に其の後は大兵を動かすやうな大事件は起らなかつた。

さて、御大禮は御豫定通り、滞りなく執行はせられたが、其の事は改めて別の章に述べることとし、思想の聯絡上茲には其の後に於ける支那との交渉談を續けることにする。一時停頓状態になつてゐた非公式交渉は十一月十八日から矢田總領事によつて開始せられ、王正廷との會見六回に及び、漸く基礎的諒解の成立に近よつたが、やはり年内には纏まらなかつた。

そこで昭和四年正月下旬時の我が駐支公使芳澤謙吉は、上海、南京を訪問して王正廷を始め國民政府の要人と會見し、年來の懸案を解決して日支國交の親善を圖らうといふ意見を披瀝した所が、支那側も賛同の意を表した。そこで芳澤公使は二月二日以來交渉を重ね、三月二十八日濟南事件協定の正式調印を終つた。之によつて事件に關する損害は日支共同調査委員會を設けて、公正なる調査を行ひ、將來國民政府は責任を以て、在留日本人の生

命、財産を保護し、日本は二箇月以内に山東より撤兵することになつた。

南京事件に關しては、最初關係各國公使は聯合して南京政府に交渉することにしたが、先方は國別談判を便とし、米國とは昭和三年三月三十日協定を遂げ、英國とは同年八月七日解決をつけた。然るに日本に對する南京、漢口兩事件は、其の非の彼にあるは明瞭で、辯解の餘地なきに拘らず、他の懸案を牽制しようとの魂膽から、故ら解決を遷延してゐたものである。

そこで芳澤公使は、濟南事件の解決後、更に南京、漢口兩事件に關する交渉を開始し、昭和四年五月二日兩事件解決の協定に調印した。之によつて國民政府は兩事件に對して、深く遺憾の意を表し、日本人の受けた損害に對して賠償の責を負ひ、尙將來在留日本人の生命、財産及び正當なる事業を保護することを約した。かくて一時的にもせよ、排日、排貨の運動も多少下火となつた。

我が國は約によつて、山東派遣の第三師團を歸還させることとし、此の年五月十一日其の撤退を開始したが、安滿師團長が名古屋に凱旋したのは同月二十七日であり、上京參内して軍狀を奏上したのは六月十一日であつた。

餘談ながら曩に北京で客死した孫文（逸仙）の靈柩は、此の年五月二十六日北平の碧雲寺から南京に移すことになり、二十八日南京に着して取敢へず中央黨部に置かれたが、六月一日更に紫金山に移して、移靈祭を執行した。此の時芳澤公使は我が政府を代表して參列し、豫て孫文と親交のあつた犬養毅、頭山滿なども參列したのである。



第八十二章 今上天皇の御大禮

既に本書卷一に述べて置いたことではあるが、茲に今上天皇の御大禮の概要を記し奉る關係上、先づ御大禮以前に於ける御事歴を摘録し奉ることにする。

今上天皇は大正天皇の第一皇子として、明治三十四年四月二十九日に御誕生あらせられ、御名を裕仁と申し上げる。大正五年十一月三日(明治天皇の御誕生日)御年十六歳で立太子禮を行はせられ、同十年二十一歳の御時、親しく歐洲諸國を御巡遊あらせられた(東京御發駕の皇太子といふ尊貴の御身を以て、遠く歐洲への御巡遊は、國初以來未曾有の御盛事。國民が擧つて御無事の御還啓を祈り奉つて居る間に、親王には英、佛、白、蘭、伊五國の元首を訪はせられて國交の儀禮を盡し給ひ、尙歐洲大戰後に於ける是等諸國の近況を御視察あらせられた上、御發駕以來約半年の後、國民歡呼の裡に、芽出度御還啓あらせられた(九月)。然るに、當時大正天皇は久しきに亘る御疾患により、大政を親らし給ふことが御出來にならないほどにならせられた爲、同年十一月二十五日親王は天皇の勅命によつて、攝政の

任に就かせられた。其の後同十五年十二月二十五日天皇が寶算四十八歳を以て崩御あらせられた爲、親王は直ちに踐祚して第二百二十四代の帝とならせ給ひ、同妃の宮は皇后とならせられ、先帝の皇后を皇太后と仰ぎ奉ることになつた。

御大禮前の主要行事、即ち同日以後を改めて昭和元年とし給ひ、翌二年二月七、八兩日先帝の御葬儀を御執行あらせられた。かくて同年十二月二十五日先帝の御一周年祭を營ませられ、所謂諒闇明となつた爲、同月三十日大禮使官制を御公布あらせられ、御大禮の準備を開始せしめ給ふこととせさせられた。大禮使の使は大喪使、特命檢閱使などの使と同じく、必要に應じて臨時に置かせられる官である。此の日大禮使總裁を始め、同長官、同御用掛、同次官以下の職員を御發表あらせられたが、多數のことであるから、茲には參與官以下は省略する。

- 大禮使總裁 大勳位功二級 閑院宮載仁親王
- 同 長官 從三位公爵 近衛 文麿
- 同 御用掛 正二位勳一等男爵 平沼騏一郎

同 前 正二位勳一等伯爵 伊東巳代治
 同 次官 内閣書記官長 鳩山 一郎
 同 前 宮内次官 關屋貞三郎

其の後、昭和三年一月十七日即位の禮及び大嘗祭の期日を左の如く定めさせられ、同日賢所、皇靈殿、神殿に、期日奉告の儀を行はせられた。

即位の禮 昭和三年十一月十日。
 大嘗祭 同年同月十四日より十五日に亘る。

ついで此の年二月五日宮中神殿の大前で、齋田點定の儀が行はれ、悠紀の地方は滋賀縣、主基の地方は福岡縣と定められた。之が爲滋賀、福岡兩縣知事は、それ／＼其の管内に於て、氣候、地味等の最も適當な處を詮議した上、左の如く決定して奏上した。

悠紀齋田 滋賀縣野洲郡三上村 桑川春治所有の田。
 主基齋田 福岡縣早良郡脇山村 石津新一郎所有の田。

今上天皇の御大禮 御大禮は至尊御一代に御一度の御盛儀で、皇室並に國家最高の御大

典。大正天皇以來皇室典範(明治二十二年二月)及び登極令(明治四十二年二月)によつて、京都皇宮で行はせ給ふことになつて居る。其の諸行事は本書卷一「大正天皇の御大禮」の條に述べた通りであるから、其の一々の説明は省略することにして、茲に其の御日程を記し奉る。

十一月六日 兩陛下御同列にて賢所を奉じて東京御發輦。名古屋離宮に御駐泊。

七日 名古屋離宮御發輦。京都皇宮に御着輦。

十日 午前春興殿に於ける賢所大前の儀。

同日 午後紫宸殿の儀(所謂即位の禮。)

十三日 大嘗祭前一日鎮魂の儀。

十四日 夕方より十五日曉に亘る大嘗祭。

十六日 大嘗祭第一日の儀。

十七日 大嘗祭第二日の儀。
 大饗夜宴の儀。

十九日 伊勢神宮に御親講の爲、京都御發輦。

二十日 二十一日兩宮に御親講。

- 二十二日 京都に御還御。
- 二十三日 神武天皇山陵に御親謁。
- 二十四日 仁孝天皇及び孝明天皇山陵に御親謁。
- 二十五日 明治天皇山陵に御親謁。
- 二十六日 京都御發轅。名古屋離宮に御駐泊。
- 二十七日 東京に御還幸啓。
- 二十九日 大正天皇山陵に御親謁。
- 十二月二日 大觀兵式（代々木練兵場にて）
- 四日 大觀艦式（横濱沖にて）
- 十日 教育獎勵の御沙汰書御下賜。
- 十三日 上野公園に開かれた東京市の御大禮奉祝會に行幸啓。

前に掲げた諸儀の中、御大禮の中心ともいふべき御儀式は、紫宸殿の御儀と大嘗祭とであるが、前者は所謂即位の禮で、天皇は高御座に、皇后は御帳臺に昇御あらせられて、御即位のことを内外國に宣し給ふ御儀式。時の内閣總理大臣田中義一が南階前の庭上に北面

して立つのを待つて、天皇は玉音朗々左の勅語を御宣示あらせられた。參列諸員は、殿上殿下に限なく響き渡る力強き玉の御聲と、其の優渥なる聖旨とに感激し、これを昭和の國運を啓發指導し給ふ尊き聖帝と欽仰して、感激の涙を止め得なかつたのである。

勅語

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ、天業ヲ經綸シ、萬世不易ノ丕基ヲ肇メ、一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ、以テ朕ガ躬ニ逮ベリ。朕祖宗ノ威靈ニ頼リ、敬ミテ大統ヲ承ケ、恭シク神器ヲ奉ジ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ、昭ニ爾有衆ニ誥グ。

皇祖皇宗國ヲ建テ、民ニ臨ムヤ、國ヲ以テ家ト爲シ、民ヲ視ルコト子ノ如シ。列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク、兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉ジ、上下感孚シ、君民體ヲ一ニス、是レ我ガ國體ノ精華ニシテ、當ニ天地ト竝ビ存スベキ所ナリ。

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ、中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ、文ヲ經トシ武ヲ緯トシ、以テ曠世ノ大業ヲ建ツ。皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ、中興ノ丕績ヲ恢弘シ、以テ皇風ヲ宇内ニ宣ブ。朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣ギ、祖宗ノ擁護ト、億兆ノ翼戴トニ

頼リ、以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク、愆ツコト無カラシムコトヲ庶幾フ。
 朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ、愈民心ノ和會ヲ致シ、益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念
 ヒ、外ハ則チ國交ヲ親善ニシ、永ク世界ノ平和ヲ保チ、普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ
 冀フ。爾有衆其レ心ヲ協ヘ、力ヲ戮セ、私ヲ忘レ公ニ奉ジ、以テ朕カ志ヲ殉成
 シ、朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ゲ、以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ。
 やがて田中總理大臣は南階を登り、南榮の簀子(板敷)に立つて、恭しく左の壽詞を奏
 し奉つた。

壽詞

臣義一謹ミテ言ス。伏シテ惟ミルニ、

陛下

皇祖

皇宗ノ大訓ヲ奉承シ、萬世一系ノ大統ヲ紹繼シ、茲ニ即位ノ禮ヲ行ハセタマフ。億兆欣躍執カ四海同
 慶ノ大典ヲ賀シタテマツラザラン。臣義一誠歡誠喜頓首頓首恭シク惟ミルニ

皇祖ノ照臨シタマフヤ、乃チ

皇孫ヲ降シ、神器ヲ授ケ、天壤無窮ノ神勅ヲ賜ヒ、惠民ノ徳天下ニ洽ク、以テ萬世不易ノ皇基

ヲ定メタマヘリ。

皇祖ノ肇造シタマフヤ、乃チ中州ヲ平カニシ、帝位ニ即キ、

皇孫養正ノ聖心ヲ弘メ、建國ノ經綸後世ニ被ラシ、以テ一統無疆ノ皇業ヲ成シタマヘリ。

爾リシヨリ以來、

列聖相承ケ、上深仁ヲ施シテ愛撫下ニ厚クシ、下至誠ヲ奉ゲテ感戴上ニ親ム。蓋シ國ヲ以テ家ト爲シ、
 君民ノ一體タル君ヲ視ルコト父ノ如ク、忠孝ノ二途ナラザル是レ我ガ國體ノ神聖ニシテ萬邦無比ナル
 所以ナリ。

明治天皇聖徳深厚ニシテ神謨宏遠、中外テ經緯シテ維新ノ隆運ヲ啓キ、古今ヲ斟酌シテ中興ノ大業ヲ
 成シタマヘリ。乃チ宸勅ヲ降シ、國民道徳ノ大本ヲ建テ、乃チ聖詔ヲ頒チ、立憲政體ノ永制ヲ敷
 キ、治具皆張り、文物悉ク備ハル。進ミテ用兵ノ名ヲ正シ、皇風ヲ千里ニ宣ベ、退キテ厚生ノ道
 ヲ盡シ、國祚ヲ萬世ニ固クシタマヘリ。

大正天皇天資聰明ニシテ聖性仁孝、先朝ノ丕緒ヲ紹述シ、繼體ノ宏謨ヲ恢弘シ、奎運其レ昌ニ、
 稜威維レ揚リ、皇徳ヲ宇内ニ光被シタマヘリ。

陛下乃チ聖ニ、乃チ明ニ、徳ヲ 儲位ニ養ヒ、允ニ文ニ、允ニ武ニ、政ヲ 震宮ニ攝シクマフ。既ニ 宸極ニ御シ、遠ク肇國ノ 天業ニ鑑ミ、寛仁化ヲ敷キ、乃チ乾綱ヲ攬リ、博ク 列朝ノ 聖訓ニ 徴シ、宵旰治ヲ圖リクマフ。億兆咸 至隆ノ 治化ニ沐シ、遐邇悉ク丕顯ノ 恩徳ニ浴セザルモノナシ。今ヤ 辱ク 聖勅ヲ賜ヒ、普ク 臣民ニ語ゲサセラレ、

皇祖ノ 肇基、
 皇宗ノ 創業、以テ

列聖繼述ノ 迹ニ逮ビ、我が國體ノ 淵源ヲ闡發シ、以テ 國家統治ノ 大綱ヲ明ニシ、以テ 臣民遵由ノ 大道ヲ示シ、汎ク 國際ノ 親和ヲ冀ヒ、深ク 人類ノ 慶福ヲ望マセタマフ。 聖慮深遠、臣等感激何ゾ已マシ。臣等 豈ニ 夙夜淬礪、聖旨ヲ奉體シ、誓ヒテ 奉公ノ 節ヲ致シ、以テ 聖恩ノ 萬一ニ報イクテマツラザランヤ。臣等 幸ニ 盛儀ニ陪シ、 天日嗣高御座ヲ拜瞻シクテマツリ、 愉悅鼓舞ノ 至ニ勝フルナシ。 臣等 一 帝國臣民ニ代リ、仰ギテ 登極ノ 大禮ヲ祝シクテマツリ、 敬ミテ 寶祚ノ 無窮ヲ頌シ、 恭シク 聖壽ノ 無疆ヲ祈リクテマツル。 臣等 一 誠歡誠喜頓首頓首謹ミテ言ス。

昭和三年十一月十日

内閣總理大臣從二位勳一等功三級男爵 臣田中義一

田中義一

奏し終るや、田中總理は南階を降つて南庭中、左右相對立せる萬歲旛間の中央に直立し、

高御座を仰ぎながら、三軍叱咤の號令と日頃たしなみの謠曲とに鍛へた聲を張り上げて「天皇陛下萬歲」を唱へ奉ること三度。參列幾千の諸員の之に和すること亦三回。同時に東山方面より轟き始めた百一發の祝砲と、宮門外に起つた萬歲とに、平安京の天地は揺



田 かんばかり、瑞祥の氣は全市に漲り、誠ニ 神人共に融合し、天地も爲に感應する 状態を呈したのである。

中 大嘗祭等の御儀も、大正天皇の時と同様に執り行はせられたのであるから、特に記すべきことはない。唯大饗の饗宴處は、大正天皇の時には二條の離宮を用ひさせられたが、今回は皇

宮御苑内建春門外に、特に御新築あらせられたのである。かくて京都方面に於ける御儀を滞りなく執り行はせられた上、兩陛下は同月二十七日東京の宮城に還御あらせられ、二

十九日先帝の多摩御陵に御親謁あらせられた。其の後十二月に入つてからも、御大禮に關聯する觀兵式、觀艦式など幾多の行事を行はせられたが、其の間に於て天皇は、同月十日勝田(註)文部大臣を宮中に召し給ひ、教育振興に關する御沙汰書を賜はつた。

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先トナス。皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ、更ニ宸勅ヲ降シ、昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ。皇考遺緒ヲ承繼シ、又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ。朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣ぎ、篤ク教化ヲ敷キ、以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ、大ニ學藝ヲ振ヒ、以テ國運ノ伸張ニ資センコトヲ念フ。局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕カ意ヲ體シ、夙夜淬勵祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセンコトヲ努メヨ。

かくて國民は感激に感激を重ねつゝ、昭和三年を送り、同四年の新春を迎へたが、正月十五日勅令を以て、大禮使官制を廢せられた。

珍田捨己薨す 大禮使官制廢止の翌日即ち昭和四年正月十六日侍從長兼樞密顧問官從一位勳一等伯爵珍田捨己が七十四歳で薨じた。珍田伯は舊津輕藩士。東奥義塾の出身で夙に英語に通じ、米國に學したが、歸朝の後、一時東奥義塾に教鞭を執り、又其の敬虔な性格から、牧師を志願し、熱心な基

教徒として神の道を説いてゐた。然るに大隈重信に見出されて、明治十八年外交官試補となり、外交界の人となる緒を開いた。爾來入つては外務次官まで進み、出でては公使、大使として歐米諸國に駐割し、歐洲大戰後、我が全權委員の一人として巴里講和會議に活躍したものである。其の間に爵位は次第に陞つて大正九年九月七日伯爵を授けられ、同十年時の皇太子裕仁親王が歐洲を御巡遊あらせられた時には、供奉長を拜命した。其の後親王が攝政の任に就かせ給ふや、珍田伯は東宮大夫に任ぜられ(大正十年十一月二十五日)、昭和元年親王御踐祚の日(十二月二十五日)伯は皇后宮大夫に任ぜられ、二年三月三日侍從長を仰せつけられた。かくて伯は外交官としても、宮内官としても重きをなし、同三年の御大禮に當つても、能く侍從長として重要な職責を盡したが、同四年正月十五日突然自邸で卒倒し、名醫の診療を受けたが、心臟が著しく衰弱して危篤に陥つた。天皇は直ちに侍從御差遣の上、御見舞品を賜はつたが、十六日終に薨去した。即ち葬儀の前日(正月十九日)勅使を御差遣あらせられ、左の誄詞及び祭案料、幣帛、神饌、櫛を賜はつて、深く重臣の薨去を悼ませられた。

樽俎衝ニ當リ、力ヲ四方ノ專對ニ宣ベ、樞機議ニ參シ、心ヲ庶政ノ諮詢ニ勞ス。曾テ啓沃ノ功ヲ累ネ、東宮ニ羽翼タリ。遂ニ勤勞ノ績ヲ劾シ。中宸ニ股肱タリ。遽ニ溘亡ヲ聞ク。何ゾ痛悼ニ勝ヘン。宜ク使ヲ遣ハシ賻ヲ賜ヒ、以テ弔慰スベシ。

伯は公正謙讓にして能く其の職責を盡した人。英語に堪能で、英米人間にも定評があつた。壯年の頃

は酒を嗜み、斗酒をも辭せぬ程であつたが、老齡に及んでは、殆んど之を口にせず、ゴルフ、玉突、圍碁などを樂み、又書を善くしたと傳へられて居る。

英國皇帝よりガーター勳章御贈進 昭和四年五月二日英國皇帝（ジョージ五世）の第三皇子

グロスター公が横濱入港、即日入京。今上天皇の御出迎を受けさせられた上、國賓として其の宿泊所にあてさせられた霞關離宮に入らせられた。公の使命は英國皇帝の御名代として、英國最高の勳章たるガーターを今上天皇に御贈進あらせられる爲で、此の年三月二十八日倫敦御出發。長途の航海も恙く來朝せられたのである。

ガーター勳章創設の事情については、種々の傳説や臆測が傳へられてゐるが、歴史家の間にも定説はない。併し西暦一三四年頃英國の皇帝エドワード三世が、騎士の武勳表彰の爲、制定せられたもので、其の佩用者は最初國王、皇太子及び二十餘名の騎士に限られてゐた。然るに後には皇族、貴族中の然るべき人及び外國の君主にも贈進せられるやうになり、終に英國最高の勳章になつたものだといはれて居る。

此の勳章は單純なものではなく、左膝直下に巻くべきガーターと、肩から脇にかけてるべき大綬（だいじゆ）ジョージ章、胸にかけてるべき星章、双肩を掩ふべき勳衣及び頸飾章、帽などが一組になつて居る爲、其の佩用も普通の勳章のやうに簡單ではない。所謂ガーターは幅一吋ばかり、濃青色の天鵝絨製帶狀のもの。其の表面に金糸を以て、「思ひ邪なる者に禍あれ」といふ英國の箴言が縫ひつけられて居り、黄金製のビジョーがついて居るといふことである。

願れば英國皇帝エドワード七世（五月六日崩御）の御名代として來朝せられたコンノート殿下が、明治三十九年二月二十日宮中正殿で、ガーター勳章を明治天皇に捧呈せられたことがあり、その後明治天皇の御大葬儀に參列の爲、時の同國皇帝ジョージ五世（昭和十一年正月二十日崩御）の御名代として再び來朝せられた同殿下が大正元年九月十八日ガーター勳章を大正天皇に捧呈せられたこともある。兩回共に日英同盟條約の存續中で、兩國の關係が最も緊密な時であつた。其の後此の條約は廢棄せられたが、兩國の親善關係には少しも渝りなく、御大禮後第一年に於ける我が皇室の一大慶事として、茲にグロスター公を迎へることになつたのである。

第三回 ガーター勳章捧呈式は昭和四年五月三日宮中正殿に於て、いとも莊嚴に行はれたのである。漏れ承はる所によれば、公は玉座に起立し給へる今上天皇の御前に進んで、先づ英國皇帝の御親書及び勳記を捧呈せられた後、數歩退いて左の如く言上あらせられた。

陛下。予は予の尊嚴なる君主にして父皇たる皇帝の命を奉じ、陛下に對してガーター勳章に屬する徽章を受領あらせられんことを請ふ。該勳章は友誼並に敬意の表彰として、我が皇帝が其の權内に於て銓授し得べき最高の徽證なり。ガーター勳章は凡そ六百年前エドワード三世皇帝之を創定し、我が皇帝は同勳章の主宰となり、我が皇太子及び古來嚴に其の員數を制限せらるゝ普通勳爵士二十四名を以て組織せらるべき規定にして、英國勳爵の最高位に列するの事實は、陛下に於かせられても之を想起し給ふべし。

陛下の既に了知し給へるが如く、本勳章は又我が皇帝との間に格別なる友好の誼を存する諸皇帝及び皇族に對し、特に尊敬の意を表せんが爲、贈進せらるゝの慣例なり。故を以て曩にはエドワード第七世皇帝が、陛下の親聖なる皇祖考明治天皇に本勳章を贈らせられ、現皇帝亦次で英明なる陛下の皇考大正天皇に對し、之を贈進せられたり。

かくて予は茲に陛下に謁し、父皇の委託を奉じて、我が國古來最高の本勳爵徽章を陛下に捧呈し、我が皇帝が陛下に對して懷抱する誠實なる友情の證左とし、之を受納あらせられんことを希ふは、予の光榮とする所なり。

此の最高勳章は崇高なる徳性の維持涵養を以て、其の本來の目的となし、此等諸徳性の象徴たる由緒深き本勳章の佩用者たりし陛下の皇祖考並に皇考に對し、陛下が寔に好適なる繼承者たらるゝことは、我が父皇の確信する所なり。

今上天皇は英國皇帝の甚深なる好意に御満足あらせられ、左の勅語を宣べさせられた。

朕、茲にグロスター公殿下を迎へて、英國皇帝陛下より、朕に贈られたるガーター勳章を受領するを得、怡悦に勝へず。

朕、今朕の皇祖考並に皇考と齊しく、此の最古にして至高なる勳章を承くるの大譽を擔へり。此れ一に勇武の徽證たるに止まらず、實に貴國皇室が朕の邦家に對し、深厚にして渝らざる友情を保ちせらるゝに因ることを識る。

貴國皇帝陛下の特に朕に寄せられたる此の名譽と、殿下を勞して之を傳達せられたる崇誼とは、朕の終生忘るゝ能はざる所にして、朕は茲に貴皇室に對し、尊信の素懷を表明し、感謝の至情を託寄せんとす。聞く陛下義に御不例の事ありと。切に御回春の期の速ならんことを祈る、幸に朕の

此の意衷を陛下に致されんことを望む。

かくて天皇が御足臺に御左足を置かせ給ふや、グロスター公は其の御膝を御膝臺に折り、ガーター章を御短袴の上から陛下の御足に巻き給ひ、更に大綬ジョーチ章を陛下の御左肩から右御脇に、星章を左の御胸間に、勳服を陛下の御双肩に、頸飾章を御頸にかけさせられ、最後に御帽を上られるや、陛下は之を御受けあらせられて御頭に戴かせられたが、崇高なる其の御姿を拜して、参列諸員は何れも感激の頭を垂れ、陛下は御帽を侍従長に御渡しになり、茲にガーター勳章捧呈式は滞なく終了したといふことである。

式後、グロスター公は霞關離宮に御歸還になり、天皇は御答禮の爲、親しく公を離宮に訪はせ給ひ、我が國の最高勳章たる大勳位菊花章頸飾を公に御贈進あらせられた上、御還幸あらせられた。其の後公は連日連夜國賓として朝野官民の歡待を受けられたが、十日國賓待遇を辭して退京せられ、日光、箱根、富士五湖地方、京都、奈良、嚴島、大阪、日本ライン、鎌倉等御遊覽の後、二十三日横濱解纜歸國の途に就かせられた。

田中義一薨す 御大禮紫宸殿の御儀に當り、壽詞を奏し奉つた内閣總理大臣田中義一は、昭和四年九月二十九日狭心症を發し、享年六十七歳で薨じた。畏きあたりには、特旨を以て位一級を追陞して正二位に叙し、旭日桐花大綬章を授けさせられた。田中は舊山口藩士信祐の三男で、文久三年六月二十二日の生れ。明治九年前参議前原一誠が萩の明倫館を本部として亂を起した時、田中は十四歳であつたが、當時零落して傘屋になつてゐた老父の代理として前原勢に加はり、筒袖に短袴を着け、銃を執つて本部正門の番兵を勤めてゐた。程なく亂が鎮定し、前原以下の亂徒がそれ／＼處分せられた時、田中は少年の故を以て、三十日の謹慎で無罪放免になつた。其の後田中は一時萩の町役場の給仕となり、又長崎に行つて裁判官の書生になつたことなどもあつたが、後東京に出て陸軍士官學校に入り、明治十九年同校を卒業して歩兵少尉となり、同二十五年陸軍大學を卒業し、爾來累進して大正十年陸軍大將になつた。

其の間に田中は第一師團副官、同参謀、陸軍事務局長、歩兵第二旅團長、参謀次長等に歴任し、大正七年九月原(敬)内閣組織の時、陸軍大臣に任ぜられ、同九年九月勳功によつて男爵を授けられた。其の後同十二年九月山本(權兵衛)内閣成立の時も亦陸軍大臣となり、後軍事参議官になつたが、同十四年四月九日豫備役に編入され、同月十三日推されて立憲政友會總裁となり、同十五年(昭和元年)正月二十九日貴族院議員に勅選せられた。

かくて田中は昭和二年四月二十日内閣總理大臣を拜命し、既に述べた通り御大禮の時には、同職に

て壽詞を奏するの光榮を荷つたが（昭和三年十一月十日）、同四年七月二日臙を辭して野に下り、依然立憲政友會總裁として政界に重きをなし、約二箇月の後突然薨去したのである。

名古屋離宮の御下賜 餘談に亘るが、御大禮の前後も、今上天皇、皇后兩陛下が、御駐泊あらせられた名古屋離宮を御廢止の上、之を名古屋市に御下賜あらせられたことを書き添へて置かう。

名古屋城は、徳川家康が其の子にして尾張徳川家の藩祖たる義直の爲、築造した天下の名城で、慶長十五年の起工、同十六年の末には、略其の完成を見たものと傳へられて居る。爾來當城は尾張家の居城として明治維新の際に及んだが、明治六年當城は陸軍省の所管となり、現に其の一部は第三師團所屬の兵營、衛戍病院、練兵場などになつて居る。然るに同二十年六月一日舊木丸、西丸及び御深井丸の區域を以て、名古屋離宮と定めさせられた。金の鯨で有名な天主閣は本丸の西北隅に聳えて居るのであり、又主として將軍御成の場合、其の御用にあてるつもりであつた御殿は、現に本丸の中央部にある（藩主常住の大邸宅も御殿といつたのであるが、之は二丸の中にあつたのである）。

當離宮は明治天皇以來御三代にわたつて、兩陛下及び皇太子殿下の御駐泊實に四十一回に及んだが、昭和五年十二月十一日當離宮は廢止となり、同日其の土地、建物全部を名古屋市に御下賜あらせられた。其の總地積は四萬三千九百餘坪に上り、御殿、天主閣、櫓などの建造物及び御殿内の美術品は、歴史上並に美術上貴重な物であるから、文部省は之を國寶に指定し、御殿内の玉座は宮内省許可の下

に、其の儘大切に保存してある。今も御殿内は容易に拜觀することは出来ないが、天主閣は拜觀料（大人三十錢、小兒は其の半額）を納めさへすれば、最上閣まで登つて四方を展望することが出来る。



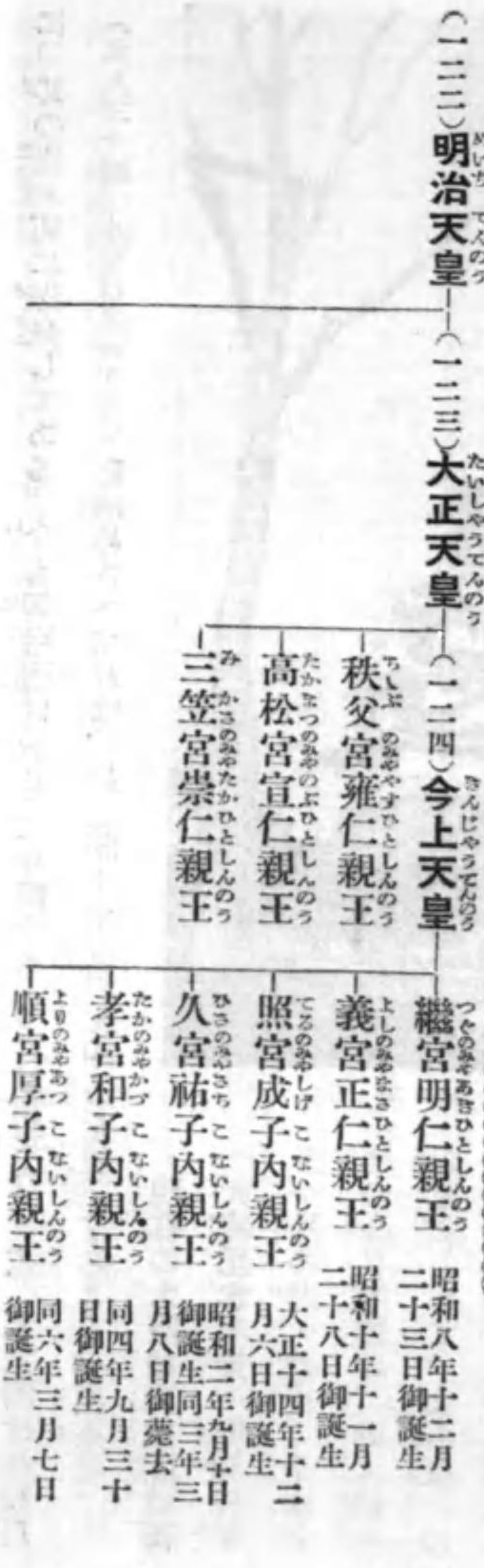
大阪城の天主閣

現在の大阪城天主閣は御大禮記念事業 昭和三年十一月の御大禮後、全國各地の公私團體は、御大禮奉祝記念として、大小様々の施設を企てた。其の中特に人目を惹いて居るのは、大阪城の天主閣である。

元來、大阪城は豊臣秀吉が築造したもので（起工は天

正十一年）五層の天主閣（外觀五層、内部は八層）を備へていたのであるが、元和元年五月大阪夏の陣に於ける落城の際、天主閣も焼け落ちた。其の後同城の修築工事が起されて、寛永六年天主閣も竣工した。然るに寛文五年雷

火に遭うて、天主閣も焼け失せ、爾來昭和の初年に至るまで、其の再築を見なかつた。
 然るに昭和三年十一月今上天皇の御大禮が行はれた爲、大阪市は其の記念事業として、天主閣を舊位置に原形通りに再築することにした。即ち同市は大坂城一圓を公園として、開放せられんことを、陸軍當局に交渉し、其の承諾を得た後、昭和四年二月から先づ本丸内一帯及び大手門より櫻門に至る通路を含む約二萬六千坪の地域に公園的施設を加へ、更に鐵筋混凝土造の天主閣を建造することにした。かくて同五年五月六日其の地鎮祭を行ひ、其の後着々工事を進めて翌六年十月三十日竣工。十一月七日から一般の觀覽に供したのである。此の記念事業の總費用は百五十萬圓に上つたのであるが、それは同市民篤志家の寄附金によつたのである。



昌子内親王 竹田宮故恒 久王の妃
 房子内親王 北白川宮故成
 允子内親王 朝香宮鳩彦王の妃
 聰子内親王 東久通宮 稔彦王の妃

奥元帥薨す 昭和五年七月十九日議定官元帥陸軍大將正二位大勳位功一級伯爵奥保潔が薨じた。元帥は昭和三年腦溢血に罹つてから、兎角健康すぐれず、曠古の御大禮にも參列を見合せ、公式の會合にも出席せず、牛込區若松町の自邸に引籠つて療養中であつたが、不斷の健康法と年來の鍛鍊によつて、一時奇蹟的に元氣を回復し、庭前の散歩位は出来るやうになつてゐた。併し何分にも高齢のこと、家人は常に細心の注意を拂つてゐた。

然るに昭和五年六月一日氣管支肺炎に罹り、療養に手を盡して居る中、腎孟炎を併發し、七月十八日危篤に陥つた。畏き邊では御見舞として侍從御差遣の上、葡萄酒を御下賜あらせられ、續いて特旨を以て従一位に叙せられたが、翌十九日朝遙に宮城に向つて默禱を捧げつゝ八十五歳で薨じた。元帥は弘化三年十一月十九日豊前國小倉に生れた。明治四年十一月陸軍大尉心得を振出しに身を軍

籍に置き、佐賀の亂及び臺灣の生蕃討伐にも從軍し、西南の役には谷干城將軍の部下として熊本城を死守してゐたが、後選ばれて突圍隊長となり、寡兵能く賊軍の重圍を突破して川尻に至り、援軍と聯絡を取つて熊本城の危機を救うた。時に元帥は少佐であつたが、其の勇名は天下に轟いた。

其の後日清役には第五師團長として出征し、日露の役には第二軍司令官として偉勳を奏した。其の間官職爵位は次第に累進、明治四十年九月二十一日伯爵を授けられ、同四十四年十月二十四日元帥府に列せられて元帥の稱號を賜はり、同四十五年二月議定官に補せられたのである。

元帥は智仁勇兼備の名將で、忠義一徹の典型的武人。日露戰爭當時の巨星山縣、大山、乃木、野津、黒木、兒玉等の武將が逝いた後、元帥は海の東郷(平八郎)元帥と共に雙璧的國寶であつたのである。隨つて元帥の訃報が傳はるや、全國民は衷心哀悼の誠意を表したのである。



第八十三章 帝都復興と大東京市

帝都の復興 昭和五年三月二十四日より三日間、東京市は帝都復興祭を催した。想ひ起せば古來稀なる激震が關東を脅したのは、實に大正十二年九月一日。其の震動が頗る激烈で、人畜の死傷、家屋の倒潰は數知れず、前代未聞の大損害を被らせた。殊に東京市に於ては八十餘箇所から、殆んど同時に火を發し、しかも消防の命と頼む水道も破損した爲、火は燃え擴がる一方、市の約三分の二は化して焦土となつた。幸うじて災禍を免れた者も、連日連夜天に冲する火焰に戦き、頻々たる餘震に慄ひしつゝある時に當り、様々な流言蜚語を耳にして恐怖の念を深めたものであるが、其の際誰が言ひ始めたものか、遷都の噂までが傳はつて、人心を益々恟々たらしめた。

當時攝政の宮であらせられた今上天皇は、攝政の御名を以て、同月十二日帝都復興に關する詔書を御煥發あらせられ、畏くも「……抑々東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治、經濟ノ樞軸トナリ、國民文化ノ源泉トナリテ、民衆一般

ノ瞻仰スル所ナリ。一朝不慮ノ災害ニ罹リテ、今ヤ其ノ舊形ヲ留メズト雖モ、依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハズ。是ヲ以テ其ノ善後策ハ、獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス、進ンデ將來ノ發展ヲ圖リ、以テ蒼衡ノ面目ヲ新ニセザルベカラズ。惟フニ我忠良ナル國民ハ、義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ランコトヲ切望スベシ。之ヲ慮ツテ、朕ハ宰臣ニ命ジ、速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ、帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ、其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ、或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ、籌畫經營萬違算ナキヲ期セントス。

在朝有司能ク朕ガ心ヲ心トシ、迅ニ災民ノ救護ニ従事シ、嚴ニ流言ヲ禁遏シ、民心ヲ安定シ、一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠懼ヲ致シ、以テ興國ノ基ヲ固ムベシ。……

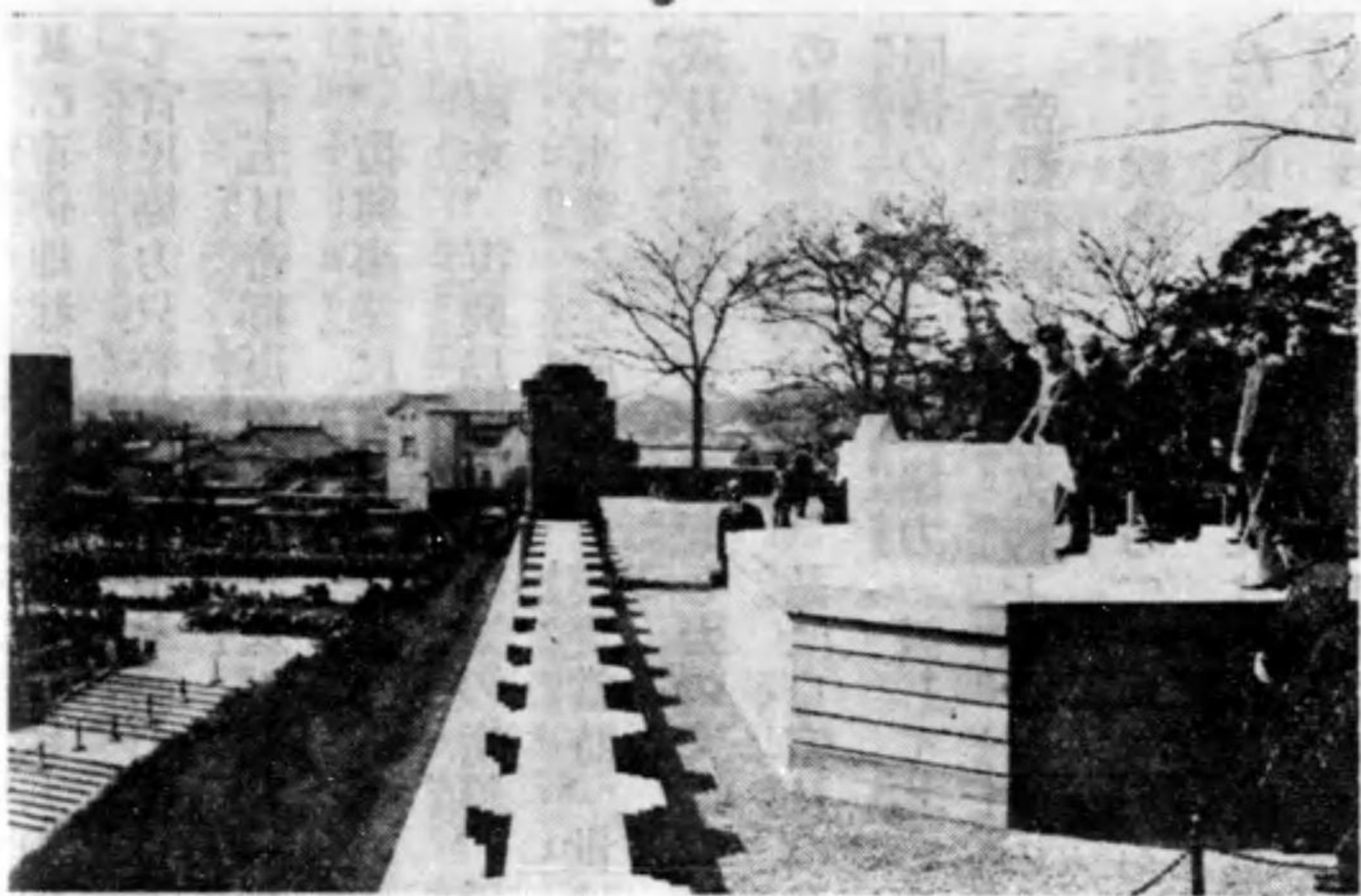
と仰せ出させられた爲、遷都の流言は忽ち消え、人心も漸く安定した。かくて攝政宮には同月十五日御乗馬にて、親く帝都の焼跡を御巡覽あらせられた上、上野公園で時の内相後藤新平から、各地の災害状況を御聴取あらせられた。

政府は聖旨をかしこみ、同月十六日内閣總理大臣の諮詢に應じ、帝都其の他の震災地の復興に關する重要案件審議の爲、帝都復興審議會を設け、更に同月二十七日内閣總理大臣管理に屬する帝都復興院を設けて、東京及び横濱に於ける都市計畫、都市計畫事業の執行

及び市街地建築物法の施行並に其の他復興に關する事務等を掌らせることにした。かくて官民協力只管復興の道を講じ、漸く其の方針を確立することが出来た爲、翌十三年二月二十五日帝都復興審議會及び帝都復興院を廢し、同日新に内務省内に設けられた復興局が、復興事業に當ることになつた。

爾來、復興局は復興事業の指導、監督の衝に當ること數年、終に昭和五年三月に至つて、其の事業を完成した。震災當時、世は古今未曾有の災害を見て、復興には少くも十數年の歲月を要すべしと豫想したのであるが、其の後復興事業は着々進行し、約七箇年を以て其の事業の完成を見た。是は皇室及び各宮家の御救恤を仰ぎ、國內の富豪及び海外友邦等の同情の下に、官民協力一致して其の事に當つた爲である。

帝都復興祭 忍苦約七年、復興の大事業を完成した東京市は、昭和五年陽春三月櫻花の將に咲き誇らんとする二十四日から二十六日まで三日間帝都復興祭を開催することにした。畏くも今上天皇には、帝都の復興を御満足に思召され、二十四日親しく復興の帝都を御巡覽あらせられた後、上野公園に行幸あそばされ、往年後藤内相から各地の災害状況を御



(内閣公野上)るらせらあ望展御を都帝興復尊至

聴取あらせられた場處に立たせられて、帝都を御展望あらせられ、御機嫌いとも麗しく御還幸あらせられた。其の場處は西郷隆盛の銅像脇の公孫樹の下で、今其處に記念碑(其の除幕式は昭和十年十月二十四日行)がある。

其の上、二十六日には宮中三殿(賢所、皇靈殿、神殿)に御參拜あらせられて、震害復興完成の事を親く皇祖皇宗に御奉告あらせられ、尙勅使をして伊勢神宮、畝傍御陵、伏見桃山御陵及び多摩御陵にも其の旨を奉告せしめられた。かくて此の日天皇には、宮城外苑二重橋前の廣場にしたらへられた白木造、破風型の式殿に御臨幸あらせられ、時の内閣總理大臣濱口雄幸以下約六

萬に達する參列者の最敬礼裡に玉座に着御あらせられた。満場感激の息をのみ静けさの中に、時の内務大臣安達謙藏は、式殿の下から徐に階段を登つて、恭しく御前に向ひ、式辭を朗讀したのであるが、其の文は帝都復興の祝日に當り、優渥なる皇恩に感激せる全市民の心情を、巧に描寫した名文章であるから、左に全文を記すことにする。

普天の下王土に非ざる莫くして、瑞祥獨り 宮闕の前に萃まり、率土の濱王臣に非ざる莫くして、吉慶特に 輦轂の下に溢るゝは何ぞや。臣謙藏忝みて以ふに、

天皇陛下 觀明日の如く、仁慈春に侔し。今や帝都復興の完成を嘉みさせられ、龍顏麗はしく 鳳駕先づ東京の市區に幸し給ひ、遠く 勅使を 神宮と山陵とに遣はさせられ、是の日 身ら儀を宮中に具へて之を

皇祖 皇宗の 威靈に告げさせ給ひ、儀訖りて親く斯の復興完成の式典に臨ませらる。是れ神人感應し、天地祥を致す所以なり。願れば巽に關東の地大いに震ひ、屋倒れ、焰飛び、猛火蔓延して幸なきの民身を熱く者幾萬。巷衢大半焦土に化し、殃禍極めて大にして蜚語四もに播き、遷都の説亦傳はれり。

陛下時に 青宮に在まして、攝政あらせ給ひ、帝都復興の 詔先づ 煥發せられて、東京は今やその舊

形を留めずと雖、依然として我國都たるの地位を失はず。その善後策は獨り舊態を回復するに止まらず、進で將來の發展を圖るに在りとの旨を示させ給ひ、爲に特殊機關の設定を宣せられ、更に國民能く政府の施設を翼けて奉公の誠悃を致し、興國の基を固むべしとの大訓を昭にし給へり。聖旨炳然として人心の不安は立どころに一掃せらる。況や直に内帑の鉅資を割きて郵救あらせ給ひしのみならず、

陛下 躬から馬上に御し、滿都の餘燼尙熾まざるの時を以て、廢墟を巡覽あらせられ、親しく疾苦を詢はせ給ひしをや。三尺の兒童も亦皆 皇恩の深きに感泣せざるなし。是を以て尋で國民精神作興の詔を賜ふや、國民相省みて深く相戒め、舉國益々感奮して、帝都復興の一路に邁進せり。爾來星霜を閱すること六年有半、財を糜すること八億、復興院に繼ぐに復興局を以てし、一局能く百難の衝に當り、群疑を啓きて權利錯綜の巷に區劃の整理を遂行し、衆智を鍾めて科學技術の粹を工事の實地に開發せり。幹線以下改修擴築の街路は、路面に新式の補装を施し、六大橋を始め新設改築の橋梁は、總て構造を耐震耐火たらしめ、河川を疏し、運河を濬くし、公園は爽にして豁く、學校は明にして敞く、救濟衛生の屋舎を齊へ、病院、市場の棟宇を牢くし、大途坦々として廣厦亭々たり。往年陛下の親しく関みさせ給ひし一望悽愴たりし市區は、此の如くにして其の面目を一新し、蒼衝井然として車駕を迎へ奉れり。幸にして國と府と市と部署其の宜しきを制し、市民の自覺能く力を協せ、堅

忍能く久しきに持し、全國の後援愈々殷にして、友邦の交誼亦夙に敦かりしが爲、能く長からざるの歲月を以て、宇内無比の成果を收め、今日の盛事を拜するに至る。是れ偏に

陛下 淵謨の賜にして、民心を安定せしめ、舉國を激勵し給ひたるの至す所に外ならず。臣謹職往を撫し今に稽へ、感激の至に任ふるなし。竊に以爲らく、外形は、既に輪奐の美を聯ぬ。内容の充足に至ては、自今一段の力行を要すと。精神において、經濟において、國民と共に策進愈々勤劬を積み、以て 鴻恩の萬一に酬ひ奉らんことを期す。臣謹職謹みて 聖壽の無疆 寶祺の郵隆を祝し奉り、皇祖 皇宗の 神靈長へに復興せる帝都の繁榮と、國民の福祉とを冥護あらせられんことを禱る。茲に式典に莅み、天顏に咫尺して、國都再造の慶を捧げ、敬みて式辭を以聞す。

昭和五年三月二十六日

内務大臣從三位勳二等 臣安達謙藏謹上

安達内相が式辭を訖り、式殿を下つて定位置に就くや、天皇は玉音いとも爽に左の勅語を御煥發あらせられた。

帝都復興ノ事業ハ、官民協同ノ努力ニ頼リ、歲月ノ短キ、克ク此ノ偉績ヲ効セリ。朕深ク之ヲ憐ブ、朕今親シク市容ノ完備大ニ舊觀ヲ改ムルヲ覽テ、専ラ衆心ヲ一ニシ、更

ニ市政ノ伸展ヲ致サンコトヲ望ム。

往年、震災焦土の民に憑るべき大道を示し給ひたる天皇は、今や復興帝都の市民に對して、市政の伸展を圖れよと御訓諭あらせられたのである。参列諸員感銘恐懼の中に、安達内相は再び式殿上に登り、鈴木（貫太郎）侍従長から勅書を拜受して退下。濱口首相が代つて階下に参進し、「天皇陛下萬歳」を三唱、六萬の参列者が之に和したのであるが、其の聲は千代田の森に反響して、さながら帝都復興の凱歌の如くに響き渡り、天皇には龍顏殊に麗しく諸員最敬禮の中に、午前十一時頃宮城の奥深く還御あらせられた。

祝賀會 前項の式典終了後、時の東京市長堀切善次郎は、日比谷公園内の廣場に設けられた大テント張の立食處に、濱口首相以下各方面の顯官、外國大公使、復興關係職員及び民間の功勞者等約一萬三千五百名を招待して、盛大な祝賀會を開いた。會は同日正午頃に始まり、堀切市長の挨拶に續いて、來賓總代濱口首相の祝辭があり、尙同首相の發聲によつて「東京市萬歳」を三唱した後、一同祝盃をあげて東京市の前途を祝福し、歡喜滿ち満ちたる中に閉會したのである。

そこで堀切市長及び中川（望）復興局長官は、直ちに明治神宮並に多摩御陵に参拜して、帝都復興の事を奉告し、更に帝都復興の恩人後藤新平伯（昭和四年四月十三日、昭和三十三歳で薨去）の墓（青山）に詣でて、復興事業の完成を報告し、以て市民感謝の意を表した。かくて此の年四月一日復興局は廢止になつた。

震災記念堂 關東大震災火災の時、東京市の内外に於ける遭難死者は五萬八千餘人の多きに上つた。爲に東京市は其の靈を追弔し、又不言の警告を將來に遺さうとて、市内本所區被服廠址に震災記念堂を建てた。其の地はもと陸軍被服廠のあつた處であるが、東京市が之を買受け、大正十二年横網町公園として、其の施設に着手した時、圖らずも大震災火災に遭遇したのである。當時本所方面の市民は、被服廠址の空地なら大丈夫と心得、先を競うて此處に避難したのであるが、四方に起つた火災の餘焰と火の粉に包まれて此の世からなる焦熱地獄の苦患を受け、目もあてられぬ慘狀を呈したのである。

市では取敢へず歿死者の屍體を茶毘に附し、其の遺骨を空地の一部に小山狀に積上げて遺族や弔慰者の参拜を受けてゐたが、翌十三年の春東京府知事、警視總監、東京市會議員、

東京商業會議所會頭などの賛同を得て、東京震災記念事業協會を設け、同年九月一日の一周忌に當つて、廣く一般に震災記念堂建設資金の募集を發表した。是に對して國內朝野の同情は翕然として集まり、畏くも皇室からは御内帑金一萬圓の御下賜があり、内務省は金三十五萬圓の補助を引受け、兵庫縣震災救護團からは金十萬圓の寄附があるといふ次第。豫定資金の約半額が出きた爲、同十五年十月協會の組織を財團法人に改めて尙も資金の募集に努め、遂に豫定額百萬圓に達することを得たのであるが、寄附者の數は約二十二萬人。此の外匿名の寄附者も頗る多かつた。

記念堂の形式については、歐風を避け、日本古來の意匠と祭典法要の便とに適する和風の殿堂とすることにし、其の設計を伊東（忠太）工學博士に依頼し尙塚本（精）工學博士、佐野（利器）工學博士、佐藤（功一）工學博士を顧問として設計を進め、昭和二年七月に至つて其の確定を見た。乃ち同年十一月基礎工事に着手し、同五年夏全部の工事が竣工した爲、此の年九月一日關東地震第七周年記念日を以て、盛大な落成供養式を擧げ、尙東京震災記念事業協會は此の日を以て、新殿堂を東京市に引繼がせたのである。



震災記念堂

堂の様式は純日本風であるが、我が國古來の型式を墨守せず、又其の設備は何れの宗教形式にも依つてゐない爲、どの式典法要に對してもそれ相當の儀禮を行ひ得るやうにしてあるが、其の構造及び細部には、時代の建築として相應しい新味を加へたもので、主要軸部を鐵骨で構成し、鐵筋混凝土を以て覆ふた耐震耐火建築で、堂部と塔部とから成立つてゐる。

堂部は棟の高さ六十九尺（約二十一米）、軒下四十二尺（七間。約）二百九十三坪長方形の大廣間をなし、正面の奥には白木造に金色裝飾を施した靈殿が設けてあつて、遭難死者の靈位と、皇室より御下賜の銀製大花瓶が納めてある。其の

横に張出して居る兩翼は控室となり、外廻りには石造勾欄付の廻廊が周らしてある。塔部は高さ百三十五尺(約四十一米)地階と三重の塔とより成り、延坪百三十餘坪を占め、地階は納骨堂とし、遺骨を容れた磁製納骨函が二百六十個安置してある。

屋根は堂塔兩部共に全部銅板葺であり、内部の壁は漆喰塗の上に水性塗料仕上げを施したものである。又扉の外部は總て青銅製。内部はチーク材で造つたのである。現在こゝに奉祠してある死者の靈は總計約五萬八千であるが、其の内氏名の判明したものは三萬八千八百二十五名であるから、其の氏名を二十冊の靈名簿に謹書し、之を靈殿内靈位の下に納めて居るのである。

記念堂の總工費は約八十萬圓であるが、堂外の空地は記念堂附屬の庭園として公開して居る公園である。併し運動、競技などの設備はなく、林泉式の日本庭園にしてある。之は震災當時此の式の庭園が存外多くの人命を救助したからである。園の一隅に記念堂附帶施設の復興記念館がある。館は總延坪三百二十坪。耐震耐火の二階造で、階上を繪畫、圖表類の陳列室、階下を記念遺物の陳列所にあて、震災當時の諸遺物、記録及び復興事業の資

料などが陳列してある。

尚、記念堂の南にあたる園中に、震災遭難兒童弔魂像といふ銅像がある。之は震災當時遭難した市内小學校兒童の靈を追弔するため、特に市内の小學兒童が寄附した金で造つたもの。作者は小倉右一郎といふ有名な銅像製作家である。又記念堂の南東に當る小丘上に鐘樓がある。こゝに懸けてある梵鐘は、大正十四年十月支那の佛教信者が、遙に我が遭難死者の靈を弔慰する爲、鑄造寄贈したものである。

高野山の靈牌堂 關東大震災當時の永田(秀次郎)東京市長は、名市長と謠はれた人。其の後一旦職を辭したが(大正十三年九月八日)、數年の後即ち昭和五年五月三十日再び東京市長になつた(昭和八年正月十日)。然るに永田市長は豫てより關東大震災當時に於ける市の横死者の靈を祀る靈牌堂を高野山の靈地に建造することとし、其の計畫を進めてゐたが、此の年(昭和五年)十月竣工した爲、十一月九日其の大法要に參列して横死者の氏名を堂内に納めた。聞けば堂の工費は全部永田市長が個人として負擔したものだといふことである。

東京市歌(高田耕市作歌)

- 一 紫匂ひし武藏の野邊に 日本にほんの文化ぶんかの花咲はなき亂れ
月影つきかげ入るべき山やまの端はもなき 昔むかしの廣野ひろのの俤おぼいづこ
- 二 高閣かうかく遙とほに連り聳そびえ 都みやこのどよみは渦うずまき響ひびく
帝座ていざの下もとなる大東京だいとうきやうの 伸のびび行く力ちからの強つよきを見みよや
- 三 大東京だいとうきやうこそ我が住すむ處ところ 千代田ちよだの宮居みやゐは我等われらが誇こほり
力を協あはせていざ我が友ともよ 我等われらの都みやこに輝かがやき添そへん

東京市童謡 (吉田榮次郎作詞)

- 一 日本にっぽん一の東京とうきやうよ それはどなたがしたのです
爺様ぢいさま婆様ばあさましたのです 爺様ぢいさま婆様ばあさましたのです
- 二 東洋とうやう一の東京とうきやうよ それはどなたがしたのです
父様ちちさま母様ははさましたのです 父様ちちさま母様ははさましたのです
- 三 世界せかい一にはまだならぬ それはどなたがしたのです
それは私がするのです それは私がするのです

大東京市の實現 明治時代以來我が國の大都市は、各種の設備、施設を改善して其の發達を圖り、盛に地方人士を迎へたものであるが、地方人士も亦都市生活を羨望し、都市に向つて集合する傾向が生じて來た。此の傾向は年と共に甚だしくなり、特に大都市に對して著しくなつて來た爲、大都市の人口は急激に増す一方。然るに其の地域的制限がある爲、人は自ら大都市の隣接町村に溢れ出て、其の地を都市化することになり、大都市と其の隣接地域とは、交通上、經濟上緊密な關係を生じ、さながら同一都市たるが如き觀を呈するやうになつて來た。しかも行政上は別々の市町村なるが爲、それ々の施設經營は個々別々のものになり、不便もあれば、不經濟もあり、不合理も生ずるといふ譯になつて來た。そこで政府は都市と其の隣接新都を一丸として系統ある都市とし、以て秩序あり、統制ある新都市とする必要を認め、大正八年四月五日都市計畫法を公布した。

かくて大阪市は同十四年四月一日隣接せる東成、西成兩郡四十四箇町村を編入して大大阪市を建設し、京都市は昭和六年四月一日伏見市及び二十六箇町村を編入して大京都市を實現するといふ次第。都市の隣接地編入は珍しくないやうになつて來た。東京市に於ても

夙に其の必要を認め、隣接町村との間に交渉を進めてゐたが、色々な事情で容易に話を纏めることが出来なかつた。然るに永田(秀次郎)市長が再任して第十四代東京市長となつた頃から、大東京市建設の機運が次第に熟するやうになり、遂に東京市は昭和七年十月一日隣



永田秀次郎

接五郡八十二箇町村を併合して、多年の懸案であつた大東京市の實現を見た。乃ち永田市長は此の日宮内省に出頭。大東京市實現に關する御禮の傳奏を宮内大臣に請ひ、尙左の上表文捧呈の手續を執つた。

東京市長 臣永田秀次郎言ス

本市ハ今月今日ヲ以テ隣接八十二町村ヲ本市ニ編入シタリ。臣秀次郎誠惶誠恐頓首頓首恭シク惟ルニ、陛下睿聖ノ資ヲ以テ平明ノ政ヲ行ハセ給ヒ仁風ハ八洲ニ被リ、

文化ハ四海ニ治ク、國運ノ發展ハ蒸々トシテ日ノ昇ルガ如ク、其ノ隆昌ナルハ實ニ前古未ダ曾テ見ザル所ナリトス。是ニ於テカ四方ヨリ

帝徳ヲ慕ヒ、

恩光ヲ仰グ者皆競ウテ

輦轂ノ下ニ聚リ、大ハ以テ

大政ヲ翼賛シ、國益ヲ振興スル者アリ。小モ亦身ヲ立テ、家ヲ成シテ、各々其ノ生ヲ娛メリ。然レドモ限アルノ市域ハ子來ノ臣民ヲ容ルル能ハズ。其ノ膨脹ハ延イテ隣接町村ノ發達トナリテ、復市郡ノ境界ヲ明劃スル能ハザルノ情勢トナレリ。而シテ本市及ビ隣接町村ハ偏ニ市域ノ擴張ヲ冀望シ、機運ノ熟スル所遂ニ五郡八十二町村ノ併合ヲ見ルニ至リ、其ノ面積ハ實ニ五百五十平方 糎ニ達シ、其ノ人口ハ殆ンド五百萬ニ及ベリ。本市民ハ已ニ我ガ

帝國ノ政治、文化ノ中心地ニ住シ、又將ニ名實共ニ大都市ノ生活ヲ享受セントス。是レ皆陛下ノ盛徳大業、萬民ヲ愛撫シ給フノ致ス所ニ由ラズンバアラザルナリ。臣秀次郎不才ヲ以テ職ヲ首都ニ奉ジ、此ノ盛事ニ値フ。應ニ奮勵盡瘁シテ各機關ノ協調發達ヲ計リ、以テ都市將來ノ完美ヲ期セントス。此ニ市會ノ議ヲ經、謹ミテ表ヲ奉リ、以テ聞ス。臣秀次郎誠惶誠恐頓首頓首謹ミテ言ス。

昭和七年十月一日

東京市長 臣永田秀次郎

舊來の東京市の面積は八三方 八二五で、之を十五區(麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、谷、淺草、本所)に分けてゐたのであるが、大東京市は之に荏原郡(十九町村)豊多摩郡(十三町村)北豊島郡(二十町村)、南足立郡(十町村)、南葛飾郡(二十町村)、を編入したのであるから、其の總面積は五五二方 八五四となり、面積に於てはロスアンゼルス(一、一四〇方 七二七)ベルリン(八八二方 一三三)、紐育(七九八方 七二二)、シドニー(六〇五方 〇四)に亞ぐ世界第五位の大都市となつた譯である。かくて新に東京市に編入せられた新市域を分つて、城東、向島、荒川、瀧野川、豊島、淀橋、澁谷、品川、荏原、大森、蒲田、目黒、世田谷、杉並、中野、板橋、王子、足立、葛飾、江戸川の二十區としたのであるから、大東京市は三十五區から成立つて居るのである。

又舊來の東京市の人口は二百餘萬に過ぎなかつたが、新に建設せられた大東京市の人口は約五百萬となつたのであるから、人口に於ては世界の大都市中、唯一歩を紐育(約七百萬)に譲るのみとなつた。

其の後、市の人口は益々増加し、昭和十年十月一日施行の國勢調査によれば、五百八十七萬五千餘に達した。然るに翌十一年十月一日東京府北多摩郡の千歳、砧の兩村が新に世田谷區に編入せられたから、同年末の市の人口は六百萬を超えて居るに相違あるまい。

大東京市歌 (柳道雄作歌)

- 一 太平洋に昇る日の 光先づさす空のもと
- 千代田の宮を中央に 大東京は輝けり
- 二 歴史は古き武藏野の 廣きに延びて堂々と
- 面積五百五十キロ 三十五區に分れたり
- 三 明治このかた幾度の 天の試練に打克ちて
- 共に心を協せたる 市民の數も五百萬
- 四 我等日本の民族の 愛と正義の實力を
- こゝに集めて極東の 平和を計る中心地
- 五 科學藝術政治より 商工業の一切に

國の文化の權威をば 代表するも我が市なり

六 我等は祝ひ且祈る 大東京よ榮え行け

陛下の御代と諸共に 永く世界の光たれ

餘談を添へるが、關東大震の際、横濱市も大被害を蒙り、全市を舉げて殆んど廢墟となつた。併し市民は不撓不屈、朝野の甚大なる援助の下に、協力一致能く復興事業にいそしんだ。かくて昭和二年四月一日隣接の保土谷、鶴見二町及び七箇村を市に編入し、同年十月一日全市を鶴見、神奈川、中、保土谷、磯子の五區に分けた。かゝる間に復興事業は順調に進行し昭和四年に入つて其の完成を見た爲、此の年四月二十三日今上天皇の御臨幸を仰いで御覧を辱し、翌二十四日完成祝賀式を舉行した。其の後海陸の施設は益々進み、戸口も増加して市況は殷賑を加へるばかり。同年三月二十六日から五月二十四日まで復興記念横濱大博覧會を、横濱港頭なる山下公園に開催した。かくて此の年十月一日施行の國勢調査によれば、市の人口は七十萬を越え、東京、大阪、名古屋、京都、神戸の五市に亞ぐ大都市となつた。

第八十四章 倫敦會議

不戰條約の影薄し 既に八十章中に述べた通り、壽寧府に於ける海軍々縮會議は、英米兩國が各々其の主張を固執して相譲らなかつた爲、全く不調に終り(昭和二年)、近き將來に改めて軍縮會議を開くべき豫約を發表するに過ぎなかつた。然るに其の後不戰條約が巴里で調印せられ(昭和三年八月二十七日。其の宣布式は同四年七月二十四日)、國策遂行の具としての戰爭を拋棄することにしたのであるから、理論上から見れば、平和氣分が餘程濃厚になつた譯。來るべき軍縮會議に於ては參加國がそれ／＼不戰條約の精神を重んじて、存分軍縮の實をあげるべきが至當であるといふことになつた。

所が事實は理論と大違ひ。不戰條約の逆行ともいふべき難關に遭遇し、若し日本が讓歩しなかつたならば、復もや會議は流産となるべき筈であつたのである。

元來、不戰條約は國策遂行の手段としての戰爭を拋棄すると同時に、他國の侵略に對して、正當防衛の爲に武力を行使する自衛の戰爭は已むを得ないとして居るのであるから、

同條約宣布後に於ける參加各國の海軍は「進んで攻むるには力足らず、退いて自ら守るには足る。」といふ勢力を保有することを根本方針とすべである。換言すれば他國の攻撃に對して防禦の任を完うすべき勢力に甘んじ、進んで他を攻撃するには力足らずといふ程度に止むる方針であるべき筈である。

然るに、有力な海軍國中、此の方針を嚴守したのは日本だけ。曩に華盛頓會議で主力艦及び航空母艦に於て優越慾を満足せしめ得た國々は、補助艦に於ても亦同様優越の地位を占めようとの野心を懷き、防禦は勿論、攻撃の便をも圖つて、攻守共に必勝の地位に立たうといふ望を棄てず、他國の手足を束縛することに焦慮してゐたもののやうである。之は不戰條約の精神を無視した態度といはなければならぬ。しかも英國が軍縮會議に關する正式招請狀を發するに當つては、不戰條約を以て出發點とする旨を明記してゐたのであるから、矛盾も亦甚だしいことである。併し其の話は後にまはして、英、米の豫備交渉から述べなければならぬ。

英、米の豫備交渉 不戰條約の宣布式より數箇月前、即ち昭和四年三月四日米國では、

共和黨のフリーバーが大統領に就任し、同年六月八日英國では、マクドナルドを首相とする労働黨内閣が成立した。フリーバーもマクドナルドも、壽寧府會議決裂の責任が英、米兩國にある關係上、新に軍縮會議を提唱すべき義務が、英米兩國にあることを承知して居り、又軍縮によつて國民の負擔を軽減することが、民衆の期待に副ふ所以であることも自覺してゐた。爲に新任駐英米國大使ドースは六月十四日倫敦に到着。十五日大統領の信任狀を英國皇帝に捧呈し、翌十六日には蘇格蘭のローシマスを距る十七哩の小邑フォレスに至り、當時同邑に靜養中であつたマクドナルドを訪うて、軍縮に關する豫備交渉を開始した。爾來兩人は九月中旬に至るまで、斷續的に交渉を重ね、其の結果、非公式であるが、英、米兩國の海軍力を均等として、他國に對する大體の成案を得た。

もつとも、當時米國は八吋砲搭載の大型巡洋艦二十一隻、二萬噸を要求したのに對し、英國は之を過大と認めて十八隻十八萬噸に低減し、其の差額三萬噸を六吋砲搭載の小型巡洋艦に轉換せよと勧めたが、意見の一致を見なかつた爲、此の問題だけは軍縮會議まで未解決の儘留保することにしてゐた。併しマクドナルド首相は、英國の此の主張に對する米

國の諒解を求める爲か、或は英、米兩國の結束を固くする爲であつたか、兎に角親しく米國を訪問することとし、九月二十八日令嬢同伴サンプトン港出帆、十月四日紐育に到着。大歓迎裡に上陸し、此處に出迎へた國務卿スチムソンと共にワシントンに向ひ、白聖館にフーバー大統領を訪うて固い握手を行つた。

翌五日フーバーはマクドナルド父子及びスチムソンをバージニヤ州ブルー、リッジ山なる山莊に案内した上、六日は日曜日なるに拘らず、マクドナルド、スチムソンと懇談を遂げ、同日午後五時山莊から「明七日五國海軍軍備縮小會議の招請狀が倫敦から發せられる。」と發表した。かくて七日前日發表の通り、英國外相ヘンダーソンは右招請狀を日、米、佛、伊の四國駐英大使に手交した。併し其の話は暫く後にまはして、マクドナルド其の後の行動を述べることにする。

マクドナルドは七日山莊を辭して華盛頓に下り、九日まで同地に滞在してゐたが、十日同地出發北上の途に就き、到る處で歓迎を受けた上、加奈陀に立寄り、遂に十一月一日倫敦に歸着。「米國大統領」との會見によつて、予は英、米兩國を益々親善なる關係に置き、

又英米兩國相互の諒解をより能く進め得たることを衷心より確信し、且満足するものなり。」との趣意を發表した。

海軍々縮會議の招請 既に述べた通り、五國海軍々縮小會議の正式招請狀は、昭和四年十月七日英國政府から日、米、佛、伊四箇國に向つて發したのであるが、其の形式はヘンダーソン外相から、右四國の駐英大使にあてた書翰であつた。此の日我が松平（恒雄）駐英大使が受取つた招請狀は、八日我が外務省に傳達せられ、翌九日附を以て公表せられた。之を見ると、先づ英、米兩國間に行はれた海軍々縮に關する豫備交渉の結果、暫定的にして非公式なる協定の成立したことを報じ、次に其の内容として、

- 一、英、米兩國の協定は不戰條約を出發點とした。
- 二、英、米兩國は、各艦種に亘り、勢力均等の原則を採用し、昭和十一年末日までに勢力均等を達成することに合意を得た。
- 三、華盛頓條約に規定する主力艦の代艦計畫を再考することに意見の一致を見た。
- 四、英、米兩國は潜水艦の全廢を望むものである。

といふ四點をあげて居る。かくて其の次に

五、英、米兩國政府は、華盛頓條約に規定せられなかつた艦種を考究し、尙同條約締結以後に於ける技術上並に科學上の發達に適應する爲、同條約中如何なる變更を必要とするかを審議する爲、新に軍縮會議を開催したいと思ふから、日本政府が之に參同せられんことを切望する。

六、英、米兩國は、軍縮會議を昭和五年一月第三週の初頭から開く豫定であるから、日本政府が之に列席する代表者を任命せられんことを希望する。

七、英國政府は佛、伊、米三國政府に對しても同様の招請狀を發し、尙自治領政府に對しても、會議に參列すべき代表者を任命することを要請した。

といふ趣意を記して居る。さて、英、米兩國はなぜ潜水艦の全廢を望むと公言したのであらうか。顧れば華盛頓會議の時も、海軍府會議の時も、潜水艦を全廢すべしといふやうな聲は何處からも出なかつたのである。華盛頓會議に於ける制限協定は、主力艦と航空母艦とに限ることになり、潜水艦などは協定外となつたのであるが、最初、英、米は潜水艦の比率を英、米を十、日本を六にしよとしたのである。又海軍府會議は流産の爲、何等の協定を見なかつたのであるが、當時米國は英、米を十、日本を六にしよとしたもので、

英國提案の英、米十、日本六割六分六厘説に不賛成を唱へたのである。然るに今や潜水艦全廢を望むと言ひ出したのは奇怪至極なことであるが、之には譯がある。

元來、英、米兩國は共に潜水艦の操縦には長じて居らず、潜水艦戰を得意としなない所から、潜水艦よりも寧ろ航空機を重要視するやうになつて來た。然るに日本や佛蘭西は潜水艦の操縦が極めて巧で、潜水艦戰に長じて居る爲、萬一航空機を數多く有する大海軍國の攻撃に對して、正當防衛戰を試みる場合には、潜水艦を敵の航空母艦に差向けて、其の空中襲撃力を減殺し、以て比較的薄弱な空中防備を水中戰で補ふ必要がある。随つて日本や佛蘭西などが潜水艦を重要視するのは當然のことである。

斯様な事情がある爲、英、米兩國は潜水艦の全廢を提唱して、假想敵國の有力な武器を奪はうといふ態度に出た譯である。して見ると新に開かるべき倫敦軍縮會議の出發點を、不戰條約に置く、といつては居るが、實は不戰條約の延長ではなく、有戰を豫定して、萬一の場合には單に防禦のみではなく、攻撃にも有利な力を備へようといふ腹黒い魂膽であることは明瞭である。當時、日本は潜水艦全廢には無論大反對であり、佛蘭西は海陸の空

軍制限協定を必要としたが、軍縮會議招請狀に對する受諾書には、さういふ具體的のことは認めず、萬事會議の上で決する態度を執ることにした。



若槻禮次郎

日本は特に「不戰條約を軍備縮小に關する一切の討議の出發點となすべしとの原則を衷心支持するものなることを確言せんと欲す。」と記し、以て來るべき會議の結果が、不戰條約の逆行にならぬやうにすべき豫防線を張つた。かくて我が政府は同月十八日前内閣總理大

軍縮會議參加受諾 五國海軍を備

縮小會議の招請狀に對して、米國は昭

和四年十月十日、滯米中の英國首相マ

クドナルドの華盛頓出發と同時に、欣

然參加の回答を發し、日、佛、伊三國

政府は、同月十六日それ／＼其の駐英

大使をして英國外務省を訪問の上、參

加應諾の回答書を手交させた。其の際

臣若槻禮次郎を首席全權委員とし、時の海軍大臣財部彪及び駐英大使松平 恒雄を全權委員とした。

そこで若槻首席全權は財部全權(夫人同伴。夫人は伯爵山本權兵衛の女。)と共に、十一月三十日東京出發、米國經由で英國に向ひ、十二月二十七日倫敦に到着したが、當時我が全權は政府の命により、

一、八吋砲裝備の大型巡洋艦は對米七割とすること。

二、補助艦總括對米七割を保有すること。

三、潜水艦現有勢力(約七萬噸)保有を期すること。

を三大原則として、軍縮會議に臨むことにしてゐたのである。

さて、最初英國政府が發した招請狀によれば、倫敦會議は昭和五年一月第三週の初頭に開始することになつてゐた。若し此の文面通りにするならば、同年同月一日は水曜日であるから、一月十三日(曜)を以て開會すべき筈である。併し招請狀の期日は招請者が大體の日取を示したもので、確定不動のものではなかつたから、其の後關係各國の同意を経て、一月二十一日と確定した。

倫敦會議の難關 倫敦に於ける海軍々備縮小會議は、昭和五年一月二十一日午前十一時(日本時間)から英國上院のロイヤル、ギャラリーで、其の開會式を舉行した。此の日英國皇帝(ジョージ五世)は親く會場に臨御し、約五分間に亘つて開會の勅語を宣せられ、皇帝入御の後、英國首席全權マクドナルドが推されて議長席に就き、先づ軍縮精神を高調する演説を試みた。次で各國代表及び英國の自治領代表がそれ／＼演説をした後、議長は翌二十二日は休會し、二十三日からセント、ジエームス宮アン女王の間で開會する旨を告げて、午後一時二十分(日本時間午後十時廿分)散會した。

豫定の通り、會議は二十三日から開かれたが、牛歩遅々として圓滑な進行を見ることは出来なかつた。といふのは英、米兩國が、他國に對して優越な海軍力を有することを動かすべからざる天與の原則なるかの如くに獨斷し、他の國々が英、米に遠く及ばざる保有量を以て甘んずるのを至當とする專横的態度に立つて居る上、主力艦の少い國々に於て、比較的建造費が少く、しかも威力の大なる防禦的武器として居る潜水艦を、非人道的攻撃的武器なりと強辯し、之が全廢を強要したからで、英、米には蔽ふべからざる我儘、勝手があつたのである。

隨つて、佛國は英、米の豫備協定をアングロサクソン同盟なりと稱して憤慨し、元來軍縮は海、陸、空軍に亘り、各國一齊に遂行すべきものなりとの持論を固執し、又軍備が獨立國對等の權利である以上、各國海軍保有量の如きも、各國特殊の國情に基き、國防上必要とする限度を備ふべきもの。決して他國の強要によつて制限せらるべきものに非ずといつて、潜水艦全廢論には耳を藉さなかつた。其の上佛國は隣邦伊太利よりも優勢な海軍力を保有の必要ありと主張したものである。然るに之に對して伊太利は佛國と同一均等の比率を要求して譲らなかつた。かくては到底圓滿な解決に達することが出来ない譯であるから、佛、伊兩國は早くも協定に見切をつけ、共に補助艦に限り其の協定に應じないことにした。爲に、補助艦に關しては、倫敦會議は五國協定ではなく、日、英、米の三國協定になつたのである。

日本は既に述べた通り、對米七割、潜水艦は現有勢力保有を以て會議に臨み、是れこそ我が國防の最小限度。若し英、米が之を認容せずとすれば、即ち我れを必敗の地に墜さん

とするもの。我れは條約に調印すること能はずといふ強硬な態度であつた。そこで英、米は潜水艦全廢を強要しようとはしなかつたが、補助艦の比率を英、米の六割で満足させるやうに努めた。といふ譯は華盛頓會議に於ける主力艦の比率五(英)、五(米)、三(日)を、其の儘補助艦にも適用することを以て、動かすべからざる鐵則のやうに心得てゐたからである。

そこで若槻全權は「日本が英、米の七割で満足しようといふに拘らず、英、米が十を以て満足せぬのは、日本を制壓しようとする目的以外、其の理由を理解するに苦む」として、彼等の反省を促した。星を指されて彼等は容易に返答が出来なかつたが、やゝあつて後、彼等は「英國には新嘉坡あり、米國には非利賓がある。是等の土地は、假令六割の比率を以てしても、忽ち日本海軍に占領せられる不安がある。」と答へた。之に對して若槻全權が「假令新嘉坡、非利賓を占領し得としても、そは英、米の本國を敵とする覺悟がなくては出来ないこと。七割を以てしても、英、米の十に壓倒せられる脅威に變はない。」と反駁した時には、流石の彼等も二の句がつけなかつたといふことである。

併し、彼等はそれが爲に、決して六割の比率を改めようとはせず、「六割の比率は華盛頓會議以來、確定不動の原則として補助艦にも適用すべきものと信じて居る。」と、飽くまで六割を押しつけようとするばかりであつた。之に對して若槻全權は「華盛頓會議の比率六割は主力艦に限ること。當時協定を見なかつた補助艦の比率は、自ら別問題である。」と論じても、彼等は「華盛頓會議に於て、補助艦の協定は成立しなかつたが、當時日本が補助艦にも同比率を適用することに同意したといふ記憶がある。爲に今之を改めて七割とすることは英、米兩國の承知しない所である。」と答へて、飽くまで我が主張を斥けた。

事ここに至つては會議を決裂に終らしめるか、或は佛、伊兩國の如く補助艦に關する限り、協定に應じないことにするか、或は互に多少の讓歩をして、協定成立に導くかより外途はない譯。我が全權の腦裡には是等についての利害問題が、慌しく去來したに相違あるまい。又會議を決裂に終らしむれば、其の責任は日本に歸し、國際協調の趣旨に副はないことになるといふ心配などもあつたかも知れない。いづれにしても全權の一存では決しかねる場合に立至つた爲、我が全權は政府の訓令に従ふこととして、請訓手續を執つた。

かくて我が全權は政府の回訓により鳩首凝議の上、(一)本條約の存續期限を昭和十一年末日までとし、尙(二)本條約の各條項は昭和十年に開かるべき會議に於ける各國の主張を拘束するものに非ざるといふ條件を附して補助艦に關する左の案を成立させることにした。

(八吋砲裝備) 大型巡洋艦		英國 (十五隻) 一四六、八〇〇噸	
米國 (十八隻) 一八〇、〇〇〇噸			昭和十一年末までに十五隻完成。 残り三隻は同年以後に完成。
日本 (十二隻) 一〇八、四〇〇噸	(對米)		

右の如く日本の大型巡洋艦の割當は對米六割であるが、米國が昭和十一年末までに保有する同艦は、事實上十五隻とし、残る三隻は同年末以後に完成させるといふのであるから、同年末までの比率は十對七・二二となる譯である。即ち日本最初の要求たる對米七割を超過する譯であるが、當時日本は既に十萬八千四百噸の大型巡洋艦を持つてゐたのであるから、新に同艦を造ることが出来ない。然るに米國當時の現有量は十三萬噸であつたから、昭和十一年末までに同艦二隻(二萬噸)を建造することになつたのである。其の上同年末までには完成させないといふ三隻の内、一隻は昭和八年に起工し、一隻は同九年に、一隻は同十年

に起工することにしたのであるから、比率の數字面には顯せない強みが米國側に潜んで居る譯。昭和十一年末までは七割二分二厘の比率だと喜んで居ることは出来ず、米國が豫定の噸數に達するまで、日本は袖手傍觀空しく足踏をして待つて居れといふ大なる束縛を加へられた譯である。

此の條約の滿期後假に、日本が一萬噸級巡洋艦の建造に着手するとしても、同艦一隻の建造には少くとも三箇年を要するから、其の完成を見ぬ中に、米國は十八萬噸(十八隻)に達し、日本は依然として十萬八千四百噸(十二隻)を有するに過ぎないことになる。隨つて其の時の比率は矢張り六割である。かういふ次第であるから、米國の首席全權であつた國務長官スチムソンも、大型巡洋艦に關する日本の讓歩には驚いたものらしく、後に米國上院の外交委員會に於て、「吾人は日本の大型巡洋艦保有量十萬八千四百噸に對し、米國が十萬噸の優勢になるまで、現状の儘足踏をして待つてゐて貰ひたいと要求した譯である。予は斯様に日本の手足を束縛する協定に應じてくれた日本當局の勇氣に對し、恭しく帽子を脱いで敬意を表するものである。」と述べたのである。此の言たるや、表面、日本の大

讓歩に敬意を表した譯であるが、裏面に於ては對米六割の比率に甘んじた日本の弱腰を嘲笑するもの、やうにも聞えるから、日本人には不快な感じを與へたものである。

潜水艦	驅逐艦			小型巡洋艦 (六吋砲裝備)		
	日	米	英	日	米	英
	日本	英國	英國	日本	英國	英國
	五二、七〇〇噸 (均對米)	五二、七〇〇噸	五二、七〇〇噸	一〇〇、四五〇噸 (七割米)	一四三、五〇〇噸	一九二、二〇〇噸
	廢棄	廢棄	廢棄	廢棄	建造	廢棄
	二五、一四二噸	二九、八八二噸	七、五八四噸	二六、九九五噸	七三、〇〇〇噸	二四、九一一噸
				二一、〇三五噸		
				三四、三七一噸		
				一四〇、三〇四噸		

右の如く小型巡洋艦及び驅逐艦に於て、日本は對米七割の比率を得、潜水艦に於ては英、米と均等の比率を得たのである。又以上各艦種の合計噸數を計算すれば、米國は五十二萬六千二百噸、日本は三十六萬七千〇五十噸となり、對米比率は六割九分七厘五毛餘となり、

最初の要求率七割に接近して居る。随つて比率の數字に於ては、必ずしも日本が英、米に對して著しく屈從したことはない。さすれば問題になるのは、スチムソンが脱帽の敬意を表するといつた大型巡洋艦と潜水艦とにある譯になる。

大型巡洋艦については、既に述べた通り日本が足踏をして待つて居る間だけは、日本は對米七割二分二厘の同艦を保有して居る譯であるが、日本の足踏中に米國は完成はせぬが同艦三隻(三萬噸)を起工するのであるから、此の條約の期限が過ぎ、米國が同艦十八隻(十八萬噸)を保有する時、日本は對米六割といふ劣勢に落ちて、國防の不安を感ぜざるを得ない譯である。次に潜水艦については、最初英、米は全廢を提議したのである。然るに日本や佛國の反對を受けて之を思ひ止まり、比率を均等にした。併し十對十の比率を得たのは必ずしも英、米の好意といふことは出来ない。元來彼等は潜水艦を自由自在に驅使する技能を備へてゐない爲、之を保有してゐても、左程恃みになる武器とはしてゐないのである。随つて若し關係各國が之を全廢することに同意するならば、味方に於ては兵力上一向苦痛を感じないのみならず、其の操縦の巧な國を敵とする場合、敵國得意の水中戦を封ずることになると

考へて、全廢説を提唱したのである。

然るに全廢説を押し通すことが出来なくなり、之を存置することになつた爲、彼等は其の保有量を低減するを得策とし、保有比率十對十即ち比率均等の美名の下に日本の要求量から其の約三分の一を減じて、五萬二千七百噸に引下げたのである。其の上彼等には、水中戰不得意の補ひとして、制限のついてゐない飛行機を數多く保有し得る餘力があるのである。

飛行機が少くて、空中防禦力の薄弱な日本は、萬一の場合には、潜水艦を敵の航空母艦に差向けて、空中襲撃を阻止する必要上、其の最少限度として現有量(約七萬八千噸)を要求したのである。然るに今や其の約三分の一を減じて五萬二千七百噸を保有することになつたのであるから、潜水艦に於ても亦國防の不安を感じざるを得ないことになつたのである。それ故若槻首席全權は本條約調印式の際に於ける演説中、特に

「若し今回の條約にして將來久しきに亘る事態を律せんとするものなるに於ては、日本國民は其の國防に關し、不安の念を抱くことなきを保し難きも、現協定は一九三六年(昭和十一年)までの間、關係各國

を拘束するに止まり、爾後各國の保有すべき海軍力に至りては、次回會議に於て、改めて考慮せらるべき趣旨なるに鑑み、日本は此の種條約の締結が、必然國民の安全感を強固ならしむべしとの確信に基き、且熱烈なる平和促進の希望と、交譲妥協の精神よりして、欣然本條約に承認を與へたる次第なり。」

と述べ、以て日本は本條約に對して不満の點もないではないが、暫定的協定なるが爲に承認し、又本條約の各項は次回會議に於ける各國の主張を拘束するものではないといふことを明にした譯である。

倫敦條約の調印 倫敦會議に於ける主要議題は補助艦の制限協定であつたのであり、同時に之が頗る難産であつたが、兎に角、大要前項に述べた通り、協定の成立を見た。併し補助艦に限り、佛、伊二國は其の協定に應じなかつたのであるから、補助艦問題は日、英、米三國の協定となり、五國協定にはならなかつた。

けれども倫敦條約中には、五國協定になつたものもある。其の主要なものをおけると、次の通りである。

一、主力艦の代換建造を、昭和六年より同十一年末まで六年間休止すること。

此の協定によつて、右六年間に起工する筈であつた主力艦米國及び英國の各十隻、日本の六隻、佛、伊兩國の各三隻は、其の建造を休止することになつたのである。

二、主力艦廢棄の時期を早めて、英國は五隻を、米國は三隻を、本條約効力發生の時より一年以内に廢棄すべく、日本は一隻を一年半以内に廢棄すること。

之によつて、日本は昭和十年に廢棄する豫定であつた比叻を練習用として保有することにした。

三、潜水艦の單艦制限を排水量二千噸、備砲の最大口径を五吋一とする。

四、水上艦も潜水艦も、商船が停船、臨檢、搜索を拒絶し、強力を以て抵抗する場合の外、船客、乗組員及び船舶書類を安全な場處に移した後でなければ、商船を撃沈し、又航行不可能にしないこと。

五、本條約は昭和十一年末日まで効力を有すること。

さて、本條約は米國首席全權スチムソンの提議を採用して一九三〇年倫敦海軍條約と呼ぶことに決し、昭和五年四月二十二日午前十時半から、セント、ジェームス宮アン女皇の間で調印式を擧げることになつた。當日議長マクドナルドが先づ開會を宣し、昭和十年大

期軍縮會議を開くことなどを報告した上、演説を試みた。之に續いて各國の全權及び代表もそれ／＼演説をした後、午後零時四十分からアルファベット順で記名調印したのであるが、我が全權は日本國產蒔繪のペンで署名したものだといふことである。かくて同一時二十分マクドナルドの挨拶によつて閉會し、各國全權は互に溫い握手をかはして和氣霽々裡に散會したのである。

そこで財部全權夫妻は翌二十三日倫敦出發歸朝の途に就き、西伯利亞經由五月十九日歸京した。若槻首席全權は四月二十三日倫敦出發、蘇格蘭に旅行し、其の後巴里、壽寧府等を経て羅馬に至り(五月十日)、五月十一日ナポリ發の北野丸で歸朝の途に就き、六月十七日歸京、同月二十日財部全權と共に參内復命した。

倫敦條約の御批准 倫敦條約調印以來、我が國に於ては同條約是非の議論が隨分囂しく、之が爲爾後我が内政上様々な波紋を起したものであるが、國際平和の維持増進といふ見地から見れば、世界平和の理想に近づく一步として重要な出來事に相違ない。殊に米國では日本政府の謙讓に對するスチムソンの脱帽敬禮の演説に満足したものでらしく、早くも

此の年七月二十二日條約批准の手續を完了した。

我が國に於ても御批准を仰ぐ前提として、同條約は樞密院の審議を経ることになつたが、此の年(昭和五年)十月一日御前會議に於て之を可決し、翌二日御批准を仰ぐことが出来た。所が倫敦軍縮會議の際、我が全權の一人であつた財部海軍大臣は豫てより深く考慮しつゝありと傳へられてゐたが、翌三日濱口首相(幸雄)に辭任を申し出た。其の結果、同日午後財部海相は其の任を免ぜられて、軍事參議官に補せられ、同時に海軍大將男爵安保清種が海軍大臣に任ぜられた。財部海相辭任の理由は「老軀其の任に堪へず。」といふにあつたといふことであるが、當時世人は寧ろ倫敦條約が我が海軍部内の意見通りにならなかつたことを心苦しう思つてゐたことが、辭職の大原因であらうと噂したものである。

さて、倫敦條約の御批准書は、十月四日横濱解纜の郵船氷川丸で同月十四日ピクトリアに安着。翌日米國陸軍機による空中輸送で十六日紐育に到着したが、更に十八日同港出帆のレピアザン號で倫敦に差向けられた。かくて同月二十五日御批准書は松平駐英大使に手交せられ、同月二十七日正午英國外務省ロカルノの間に於て、いと莊嚴に批准書寄託式が

行はれたが、此の日午後十一時五十分から濱口首相、フーバー大統領、マクドナルド首相といふ順で、右寄託記念演説の國際放送が行はれた。

濱口首相の遭難

災難はいつ振りかゝるか判らぬもの。濱口首相は國際放送を行つてから、二十日とたゞぬ中、即ち昭和五年十一月十四日東京驛で不慮の大兇變に遭遇した。此の日首相は午前九時東京驛發の超特急燕號で、岡山、廣島兩縣下の陸軍特別大演習地に向ふことになつてゐた。當日朝夏子夫人が「昨今は大分世間が物騒のやうで御座いますから、御身體に間違のないやうに御用心下さいませ。」と申された所が、首相は大きくうなづいて「いくら警戒を嚴重にしてゐても、やられる時には、やられるよ。」と答へ、頗る元氣で官邸を出たものだといふことである。

所が此の日は新任廣田(毅)駐露大使も燕號で出發することにしてゐた爲、東京驛の第四プラットフォームには其の見送人が群集してゐた。所へ午前八時五十五分頃首相は驛長の先導により、中島(彌剛次)秘書官以下幾多の人々と共に第四プラットフォームにあらはれた。かくて最後部の一等車を距ること約二間の處に達した時は、發車時刻の三分前。助役(片平伊七)は程なく燕に發車を命ずる爲のベルを鳴らすべく、丹念に時計の針を視詰めて居る時であつた。此の時見送人の群衆中にまぎれこんでゐた一怪漢が、首相に向つて拳銃を發射した。首相は彈丸を下腹部に受けて、前かゞみに倒れかゝつた

が、中島秘書官等が之をだき起した。怪漢は逃去らうとしたが、其の場で逮捕せられた。助役は此の騒の起つた瞬間、既に車中に持込んであつた首相の手荷物を下せと驛員に命じた。折よく車中にゐた松澤（辰蔵）屬官も、首相の遭難を認めるや否や、手荷物を忘から投出した上、自分も急いで下りた。爲に混乱中にも拘らず、列車燕は一秒の狂もなく、豫定の通り午前九時に發車した。當時多數の見送人の中には、思ひがけない突發事件に膽を奪はれ、注意を首相の身邊に向けてゐた爲、燕の發車に氣附かぬ人も少くなかつたのであるが、後に至つて此の事を知り、毅然たる助役の態度と其の機敏な頭腦並に松澤屬の氣轉に感ぜぬ者はなかつたのである。

兇漢は直ちに日比谷署に引致せられ、検事局及び警視廳から出張した検事並に警部の取調によつて、前科二犯の佐郷屋留雄（三才）であることも判り、又首相を暗殺しようとした罪狀も明白になつた爲、殺人未遂の罪人として一時警視廳に留置せられたが、後市ヶ谷刑務所に收容せられた。併し其の後のことは後にまはして、話を濱口首相に轉ずる。

遭難した首相は中島秘書官以下數多の人々にだきあげられ、靜に貴賓室に運ばれた上、ソーパー二つを合せた急造のベッドの上に體を横たへた。急報、飛電が内外諸方面に發せられた。鐵道病院東京驛前派出所の醫師を始め、築地の林病院副院長及び東京帝國大學醫科の鹽田（廣重）博士及び眞鍋（嘉一郎）教授などが駆けつけて應急手當を加へたのであるが、茲にも亦一つの挿話がある。



濱口雄幸

聞けば首相遭難の電話が帝大醫科にかゝつた時、鹽田博士は學生へ講義中であつたといふことであるが、之を中止し、すぐ自動車で東京驛に向つた。其の途中博士は運轉手に停止を命じて車外に出で、電話を帝大醫科にかけて「大至急輸血器を東京驛へ届けよ。」と命じ、再び車中の人となつて同驛に着いたが、間もなく看護婦が輸血器を持参した。之が首相の應急手當に重要な役目を勤めたのである。さて、貴賓室の濱口首相は固より重體。顔色も悪く、餘程苦しきであつたが、意識は頗る明瞭で、或は「やられた。男子の本懐だ。」といひ、或は微に漢詩の一句を口誦んで明瞭に「山嶽之雲」と結んだものだといふことである。當時丸山（鶴吉）警視總監は大演習陪觀の爲、岡山市に出張中であつたが、さうとは知らぬ人々が

「丸山はどうした。く」といふのを聞いて、首相は「今日の警戒は極めて嚴重であつたよ。」と警視廳に同情ある言を發し、又松田（潔治）拓相がソーパーの横から心配さうに首相の顔をのぞきながら「總理しかりして下さい。」と激勵した所が、「有難う。何もかも済んだ後でよかつたですね。」と答へたと

いふことである。かくて醫師が傷口をあらためようとした時にも、首相は「此處だ。くー」といひながら下腹を指したといふことである。

聞けば、傷痕は豆粒大で、外へは出血してゐなかつたさうであるが、内部への出血が甚だしかつた爲、衰弱は刻々に加はり、脈搏も衰へて来た。取敢へず輸血を行ふ必要ありといふ時、急を聞いて駆けつけた首相の次男(勸業銀行員)が「私の血を」と申し出た。早速其の血を調べて見ると、流石に父子で、全く同型。鹽田博士は先に看護婦が持参した輸血器で、其の血二百グラムを輸血した。容態如何と視詰めてみると、効果は靦面、首相の元氣は次第に増し、脈搏も稍強くなつて来た。此の容態なら先づ大丈夫。兎に角帝大醫科の病院に移さうと、靜に首相を擔架に載せて寢臺自動車に移し、多數の人々が自動車で附添うて帝大醫科に向つた。時に時刻は午前十一時半頃。かくて首相は正午頃帝大病院内の人となつたが、幸に容態悪化の模様も見えず、途中を氣遣つた人々も漸く胸を撫で下した。此の時附添の一人であつた眞鍋教授は、當時の感想を人に語つて、「早く帝大病院に安着させたいが、重體の人を載せた寢臺自動車を疾走させることは出来ず、氣が氣でなかつた。併し全く能く持つてくれた。帝大の建物が見えた時、僕はコロンブスが始めて新大陸を發見した時もかくやと思はれる程嬉しかつた。」といつたといふことであるが、いかにもさうであつたであらう。

時を移さず、鹽田博士はレントゲンで首相の負傷を調べ、彈丸の有場處などを見極めた上、局部麻

酔で大手術を行つたが、小腸に八箇所(八箇所)の傷があつたので、其の部分(部分)を切去り、残りの腸の端と端とを縫合せ、彈丸は経過を見て他日取出すことにした。首相の容態は手術中も、手術後も存外(存外)平靜で、脈搏も良好、精神も明確。其の夜中島秘書官の血を輸血してから後は、益々元氣が増すやうに見え、此の様子では必ずしも悲觀するには及ばないといふやうになつた。

こゝで話を前にもどすが、首相遭難の時、内外各地に發せられた電報だけでも、千八百餘通に上つたといふことであるが、畏くも皇室からは侍醫の御差遣、御見舞品の御下賜があり、各宮家からも御見舞を賜はり、顯官、貴紳等の見舞は織るが如く、又米國々務卿を始め、遠く海外から見舞の電報を寄せた人も頗る多かつた。其の上一般國民の同情は翕然として首相の一身に集まり、東京市民中には變報に接するや否や、明治神宮に参拜して平癒祈願をこめる者もあり、又療養費の一部として巨額の寄附を申し出る人も少くなかつたといふこと。以て日頃濱口首相を信賴する者の多かつたことが判る。

濱口家では深く世の好意を謝したが、寄附金などは決して受けなかつた。聞く所によれば、首相の手術は至難であつた爲、手術料は帝大病院で最高の五百圓であつたさうであり、入院料は附添人の費用を合せて、一日十九圓宛であつたといふことである。其の筋では「公人としての首相の遭難であるから、其の療養費は宜しく機密費より支辨すべし。」といふ意見で、之を濱口家に進言したものだといふことであるが、夫人は「主人の命だから」とて之を斷り、悉く濱口家から納められたといふこと

である。以て首相の貴い人格並に濱口家の麗しい家風の一端を察することが出来る。

さて、濱口首相遭難の翌日(十五日)閣僚は臨時閣議を開き、其の結果首相の承諾を経た上、幣原(喜重郎)外相を臨時首相代理とする奏請手續を執つた爲、此の日午後二時外務大臣男爵幣原喜重郎に、内閣總理大臣臨時代理の任命が下つた。其の後、濱口首相の経過は順調で、昭和六年正月二十一日帝大病院を退院し、官邸に移つて静養を続けることになつたが、無論まだ體力は十分に恢復して居らず、只管休養に努むべき状態であつた。所が當時は第五十九回帝國議會開會中で、政府側には首相の登院を望ましく思ふ事情もあり、又三月になつてからは、醫師も今後細心の注意を怠らなければ、議會に登院しても、萬差支なかるべしとの意見であつたから、濱口首相は斷然三月十日登院と決意し、それに先だつて天機を奉伺することにした。

乃ち三月九日濱口首相は參内して、先づ天機を奉伺し、尙三月七日内親王殿下(三月十三日順宮)御誕生の御慶事につき御祝詞を申し上げた上、病中重々しく優渥なる御沙汰を下し給はつたことに關する御禮を言上し、更に幣原首相臨時代理解任の内奏をして退下。次に河井(八彌)皇后宮大夫を経て皇后陛下の御機嫌を奉伺し、内親王殿下御誕生の御祝詞を申し上げ、更に皇太后陛下の御機嫌を奉伺して内親王殿下の御誕生を奉祝した上、恙なく歸邸した。幸に一向疲勞を感じなかつた爲、豫定の通り、翌十日政治的更生の軌道を踏む第一歩として登院することに決し、春光うららかなる時に當り、首相

官邸は喜びに満ちたのである。かくて此の日(九)幣原外相は首相臨時代理の任を免ぜられた。

三月十日午後一時過濱口首相は官邸を出て登院、貴衆兩院議長を訪うて挨拶をなし、同二時過雷の如き拍手に迎へられて衆議院の議場に現れた。やがて議長が登壇を求めると、首相は徐に壇上に登り、

「諸君。私は不慮の遭難の爲、時局多事の折柄、數箇月の間、國務を離るゝの止むなきに至り、今日まで諸君と相見えて、共に國政を議するを得なかつたことは、私の頗る遺憾とする所であります。爾來健康も次第に回復に赴きましたので、昨日幣原外相の首相臨時代理の任を解かれ、同時に私自ら總理大臣の職務に當ることになつたのであります。茲に御報告かたく、特に一言する次第であります。」

といふ趣意の挨拶を述べて降壇着席した。其の嚴然たる態度及び莊重な言辭は遭難前と變りはなかつたのであるが、流石に重傷後の静養期。顔色憔悴して痛々しく、心竊に「登院はまだ早い。」と感じた人も少くなかつたといふことである。

次いで犬養(毅)政友會總裁が登壇。首相に對する慰問の辭を述べて降壇した後、日程の議事が進められた。其の後議會の進行中、多少の波瀾がないではなかつたが、三月二十八日を以て、第五十九回帝國議會は閉院式を舉行し、幸に濱口首相の健康状態も、憂慮するには及ばぬと傳へられてゐた。

若槻内閣成立 然るに其の後濱口首相の容態が次第に悪化した爲、四月四日首相は再び帝大病院に入院して鹽田博士の治療を受けることになり、同月九日頃は頗る憂慮すべき容態であつた。然るに濱口首相は去んぬる昭和二年六月一日結黨式を擧げた時から民政黨の總裁であつたから、民政黨では翌十日(昭和六年)緊急幹事會を開き、曩に倫敦軍縮會議の時、帝國首席全權であつた若槻禮次郎を、後任總裁とすることに内定した。

こゝで話が暫く若槻談に轉するが、調子の良い時には良いことが續くもの。同月十一日若槻禮次郎は「男爵を授く」といふ恩命を拜授し、十三日には愈々推されて民政黨總裁となつた。然るに此の日の陸相宇垣一成が參内して内閣の總辭表を閣下に捧呈した爲、翌十四日後繼内閣組織の人命が、若槻民政黨總裁に降つた。

かくて同日濱口首相、宇垣陸相、儀(孫)商相、松田拓相は其の職を免ぜられ、若槻民政黨總裁は首相に、南(次)陸軍大將は陸相に、櫻内幸雄は商相に、原脩次郎は拓相に任ぜられ、幣原外相、安達(藏)内相、井上(助)藏相、安海海相、渡邊(冬)法相、田中(隆)文相、町田(忠)農相、小泉(郎)遞相、江木(翼)鐵相は辭表御却下の上、留任せしめられた。

話は復もどつて濱口前首相。再度入院して鹽田博士の治療を受けたが、其の後の経過は至極良好で、六月二十八日退院。小石川區久世山の自邸に歸つて靜養し得ることになつた。

濱口前首相薨す 退院後の濱口前首相は、時々エキス光線照射の必要上、帝大病院に通うたもので、七月三十一日には病院の玄關からエキス光線室まで、一人で歩くことが出来る程度にまで回復してゐた。所が八月二日に至つて突然悪感、戰慄を感じ、發熱四十度に達した。其の後數回斷續的に同様の發作があつたが、十二日頃から熱が低くなつた。然るに食欲が次第に衰へ、衰弱も加はつて、憂慮すべき状態になり、二十六日危篤に陥つた。

事天聽に達するや、直ちに御見舞品御下賜の上、侍醫を御差遣あらせられ、尙特旨を以て位二級を進めて正二位に叙せられた。

かくて濱口前首相は近親、名醫に看護られながら此の日午後三時頃享年六十二歳を以て薨じた。濱口前首相は高知縣の出身。明治二十八年東京帝國大學法科を卒業して、先づ大藏省に奉職した。爾來身を官界に投じて大正三年四月大隈内閣成立の時、大藏次官に任ぜられ、同十三年六月加藤(高明)内閣成立するや、大藏大臣を拜命して帝國財政の整理に當り、名藏相として天下に謳はれた。其の後昭和二年六月民政黨初代の總裁となり、同四年七月二日田中内閣の後を承けて内閣總理大臣となつたが、深く時勢に鑑みて緊縮政治を行ひ、國民の篤い信頼を受けてゐたものである。

隨つて東京驛に於ける遭難の報が傳はつた時には、世の同情が翕然として濱口首相に集まり、數箇月の後、其の英姿を再び議政壇上に見るに及んでは、天下舉つて滿腔の祝意を表したのであるが、更

に數箇月後に至り、新に其の訃音に接して、國民は衷心哀悼の意を表したものである。といふのは其の政績に見るべきものが少くなかつたのみならず、其の人格が高潔で、責任感の強い人であつたらである。

濱口前首相薨去の日、民政黨では其の葬儀を黨葬とし、若槻民政黨總裁が委員長となり、日比谷公園で執行することに決したが、遺言によつて先づ其の遺骸を解剖に附することにした。即ち遺骸は深夜(二十七日午後)帝大病院に運ばれ、近親及び諸名醫立合の上、直ちに解剖に附されたが、前年佐郷屋の打込んだ兇彈が座骨の中心部から取出された時、近親者の目には新な涙が光つてゐたといふことである。かくて解剖は二十七日午前三時頃終つたが、摘出せられた兇彈及び腦などは、其の儘之を帝大病院學教室に保存することにした。聞けば其の腦の重さは随分重い方で、千四百九十五グラムあり、文豪夏目漱石(大正五年十月九日歿)のそれ(一四二五)よりも重かつたといふことである。

かくて遺骸には防腐手當を加へ、ガーゼを充填した上、久世山の邸に送り返され、納棺してしめやかに御通夜が営まれた。

畏き邊に於かせられては、濱口前首相の訃を悼ませ給ひ、此の日侍従を其の邸に御差遣あらせられて、幣帛、祭料を御下賜あらせられ、尙左の御沙汰書を靈前に傳宣せしめられた。

純忠國ニ報イル朝ニ野ニ、積誠人ヲ勳カス公ニ私ニ、カヲ財務ニ盡シ、若ニ三省ノ要職ヲ歴、心ヲ

憲政ニ致シ、遂ニ内閣ノ首班ニ列ス。克ク朕ノ嘉稱ニ叶ヒ、正ニ國ノ重望ヲ負ヘリ。遽ニ溘亡ヲ聞ク、曷ゾ軫悼ニ勝ヘン。宜シク賻ヲ賜ヒ、以テ弔慰スベシ。

其の葬儀は二十九日日比谷公園舊音樂堂で執り行はれたのであるが、畏くも天皇、皇后、皇太后三陛下より御差遣あらせられた勅使、御使を始め、顯官要職、外國使臣及び政界、實業界等の諸名士並に一般市民の會葬者が式場に雲集して、其の數幾萬なるを知らず、故大隈(重信)侯の國民葬以來の大葬儀であつた。

かくて日比谷公園に於ける告別式終了の後、靈柩は青山墓地に移され、故加藤(高明)伯の墓所に近い處に葬られたのである。

當時、犯人佐郷屋留雄は未決囚として、多摩刑務所に收容せられてゐたが、其の後昭和七年四月二十二日死刑の宣告を受けた。之に對して佐郷屋は控訴したが、審理の結果同年二月二十八日死刑の判決が下つた。併し佐郷屋は尙も之に服せず、更に上告したが、同年十一月六日上告棄却の上、死刑と確定した。

新聞紙の傳ふる所によれば、濱口前首相薨去のことが傳へられた時、佐郷屋は「遺族の方々に對しては、實に氣の毒に思ふ。」と述べた後、「自分の考は同氏の死によつて少しも變らぬ。犯行當時の信念は今も正しいと信じて居る。」といふ趣意の言葉を漏らしたといふことである。世には思慮分別の足

らぬ兇漢が、或は正しからぬ信念を固執し、或は一時の感情に捉はれて、輕舉、妄動を敢てし、取返しのつかぬ大災難を惹起すことが往々あるが、誠に苦々しいことである。



第八十五章 滿洲事變

支那に於ける排日排貨の行動は、山東出兵事件の解決後、多少下火になつた時がないではないが、それは彼の國の爲政者が、故ら日支親善を擬装した場合のこと。誠意ある親善ではなかつた。随つて長くは續かず、幾度も排日運動を繰返して居る間に、其の思想は根強く支那全土に瀰漫し、屢々我が國の抗議を速いたものであるが、濱口前首相薨去の數箇月以前から、我が國民を著しく憤慨させる事件が、特に滿洲に頻發してゐた。併し我が政府は東洋の平和を期圖する一心から、隱忍自重、平和に事を解決する方針を執つてゐた。然るに、濱口前首相薨去(昭和六年八月二十六日)の後、間もなく支那兵が、我が滿鐵の一部を爆破して(同年九月十八日夜)明に挑戰的態度を示した爲、我が在滿軍は自衛上敢然起つて應戰した。之が世界の耳目を聳動させた滿洲事變の發端であるが、茲に此の事變を述べるに先立つて、之を醸成するに至つた經路を一瞥することにする。

支那官憲の國權回收熱と侮日的態度 想ふに、支那が帝政露西亞の毒牙を免れて、滿洲

を保全し得たのは、全く日露戦争の賚である。其の後に於ける南滿洲の治安の維持及び産業の發達等については、我が滿鐵及び關東軍並に守備隊等に負ふ所が極めて甚大。支那官民は宜しく日本に對して感謝すべきである。然るに事實は全く其の反對になつてしまつた。それは何故であらうか。

顧みれば、明治四十五年(大正元年)二月十二日宣統帝の退位によつて、清朝は全く終りを告げ支那は政體を改めて中華民國と稱することになつた。然るに其の後支那に於ける軍閥は、常に政權爭奪を事として居た爲、紛争、内亂の絶間なく、全國統一の實をあげ得ずして今日に至つて居る。其の間一時的にもせよ、政權を握つたものは、皆民心收攬の策として、支那が從來諸外國に與へてゐる權益の回收を一大目標としたのである。それが爲に迷惑を受けたのは日本だけではないが、日本は滿蒙に於て特に各種の權益を數多く持つて居る關係から、支那は日本を排外對象の焦點とし、排日は即ち愛國なるかの如き思想を鼓吹した。爲に日本は諸外國中最も大きな迷惑を蒙ることになつたのである。

日露戦争以後、滿洲事變勃發當時に至る間、我が國は能く南滿洲の治安維持に努めつゝ、

産業の開發を促し、文化的施設をなすと共に、經濟的にも大發展をなし、資を投ずること約十六億圓、在留内地人は約二十萬、朝鮮人は約百萬に達した。かくて日滿の經濟關係は年と共に緊密となり、南滿洲は遂に我が國の生命線とまで呼ばれるやうになつた。

然るに、張作霖の遭難(昭和三年六月四日)以後、之に代つて滿洲の實權を握つた其の子張學良は、苛斂誅求、洲内の良民を苦めつゝ、養兵の資を搾取し、一方に於ては南滿洲に於ける日本の經濟的發展を嫉視し、遂に南京の國民政府と相呼應して、滿蒙に於ける日本の權益剝奪を期圖し、之が爲には條約も協定も無視して憚らないやうになつた。我が滿鐵を苦境に陥れようとした鐵道政策は、張作霖時代から引續き行はれたことであるが、其の著るしいもの一つである。

明治三十八年十二月二十二日調印の日清協約附屬協定第三號によれば、

清國政府ハ南滿洲鐵道ノ利益ヲ保護スル目的ヲ以テ、該鐵道回收以前ニ、該鐵道ニ近ク、若シクハ之ト平行シ、該鐵道ノ利益ヲ害スル處アル他ノ鐵道ノ本線又ハ支線ヲ敷設セザルベキト約ス。

とある。然るに支那に於ては、我が滿鐵包圍の政策を立て、大連の繁榮を奪はんが爲、先

我が外務當局は、事ある毎に抗議を彼に申込んだが支那側は常に遷延策を弄して事件を解決しなかつた。かくて滿洲官民の侮日的態度は日に高まり、昭和六年二月支那外交部長は「日本が支那の國權回復の交渉に應ぜざる時は、一戦して以て日本を屈服せしむべし。」と公言し、又同年夏奉天の要路者が支那側の宴會席上で「近時支那の青年には、日本と一戦を交へ、日本を滿洲より驅逐すべしと説く者多く、之を抑制するに苦む。」と述べたに對し、或高級武官は之に和して「日本軍人は近時實戰の經驗が乏しきに反し、支那軍人は國內戰の修練を経たるもの多く青年將校の意氣頗る強し。」と豪語して憚らなかつたのである。

斯様な状態であつたから、解決を要する懸案は日に加はり、我が外交を軟弱なりと非難する者もあつた程である。茲に昭和六年六月下旬より九月十八日（支那兵が滿鐵の一部を爆破した日）に至る間に、在滿邦人の受けた不法行爲を見ると、左の通りである。

- 六月二十七日 支那兵が陸軍大尉中村震太郎等を虐殺した（併し其の發表は八月十七日）。
- 七月二日 萬寶山事件が起つた。

六日 東支南線陶賴昭附近の鮮農に對して、支那官憲が立退を命じた。

七日 陶家屯の北方で匪賊十名が我が守備隊巡察兵を襲撃した。

同日 哈爾濱の朝鮮人學校生徒十數名が支那學生に毆打せられた。

十二日 長春城内に開催の學生排日講演會の視察に行つた長春憲兵分隊の一軍曹は學生の爲に毆打せられた。

十四日 奉天皇姑屯附近で、我が巡察兵一名が支那巡察警五十名に包圍せられて公安局に拉致せられた。

八月 五日 海城驛で警戒勤務中の我が獨立守備隊の一兵士が、支那人の爲にピストルで射撃せられて重傷を負ふた。

八日 本溪湖の我が守備隊巡察兵が、石橋子附近で支那人に襲撃せられた。

十四日 慶源の東方柳多島に於ける我が工兵第十九大隊の演習を、支那人が阻止しようとした。

十七日 長春の歩兵第四聯隊に對し、支那人が野菜の不賣同盟を行つた。

二十一日 間島大坎子補助書堂の改築に對し、支那人は不法行爲を以て之を阻止した。

九月 四日 吉林、敦化間に於て、匪賊八十名が滿鐵總裁一行の列車を襲撃した。

九日 虎石臺附近の滿鐵車輛を、支那人が襲撃した。

十四日 四平街の北方で、支那匪賊が獨立守備隊の巡察兵五名を襲撃して一名を戦死させた。

以上列擧の不法行爲は、何れも支那官民の侮日的態度を證して餘りあるものであるが、其の内特に我が國上下の憤激を速いたしたのは、中村大尉の虐殺事件と萬寶山事件とである。事の起つた日は中村大尉の虐殺事件の方が早かつたのであるが、此の事件の發表は八月十七日。萬寶山事件は即日（七月二日）發表せられたのであるから、萬寶山事件の方が早く邦人の耳朶を驚かしたのである。仍つて先づ萬寶山事件から述べることにする。

萬寶山事件 支那に排日氣分が高まるにつれ、滿洲奥地に在住せる朝鮮人に對する支那官民の壓迫も年と共に甚だしくなつて來た。そも朝鮮人の滿洲移住は李朝時代からのことで、滿洲事變當時其の數が約百萬人に達してゐた。しかも其の多數は未墾の荒蕪地、沼澤地等を開拓して、生活の安定を求めてゐたのである。其の開拓に就いては、文明人の想像も及ばぬ艱難辛苦を嘗めてゐたもので、滿洲の農業開發上同情と感謝の念を拂ふべき仕事をしてゐたのである。

随つて支那の官民も初めは之を歓迎し、寧ろ進んで未墾地を彼等に提供したものであるが、排日氣分が高まつてからは、彼等の開墾事業が完成し、將に收穫期に入らうとする際に當つて、支那の官民は壓迫、迫害を加へ、遂に其の地を立去らせるやうになつて來た。爲に是等忠實な開墾者は、可憐にも恨を呑みつゝ轉々處を替へて安住地を求めなければならなかつたのである。

茲に長春（今の）の北方約三十 軒（約七里半）なる萬寶山地方にも、窮迫した鮮人約二百名が落延びて來た爲、昭和六年春、長春の鮮人救濟協會は我が領事館と協議の上、萬寶山地方に於ける鮮人中の有力者李某に金二千圓を與へ、同地の支那人地主から荒蕪地二千町歩を借入れさせ、困窮せる鮮人を使用して之を開墾し、水田事業を營む計畫を立てさせた。

仍つて朝鮮人は附近を流れる伊通河の水を引用する豫定の下に、土地の開墾、灌漑溝の開鑿に着手したが、同地方の官民は之を快しとせず、地主に對しては土地貸借の取消しを迫り、朝鮮人に對しては工事の中止を強要した上、同年六月一日に至つて、二日間以内

に立退けと命じた。朝鮮人は大いに其の不法を憤り、事の次第を我が長春領事館に訴へた。同館では書記生を派遣し、事を圓滿に解決させようと努めたが、支那側は頑として應じなかつた。

然るに稻の植付時が迫つて來た爲、朝鮮人は問題の解決を待つことが出來ず、同月二十五日伊通河の堰止工事に着手した。其の際長春領事館は、支那側の妨害防止の爲、最少限度の警官を現地へ派遣して、彼等の衝突を避けるやうにしてゐた。

然るに七月二日早朝支那の暴民約五百名(其の内約五十名は支那官憲)が多くの白旗を押し立て、鐵砲、ピストルなどを携帶して押寄せ來り、伊通河の堰止工事を破壊し始めた。我が警官が之を取鎮めようとした所が、暴民は直ちに地物を利用して散開し、我れに向つて發射を始めた。仍つて朝鮮人も之に對抗的態度を執らざるを得なくなつた。急を聞いて我が領事館から警官隊を増發し、漸く暴民を退散させた。

急報に接した我が政府は、吉林の石射(猪太郎)總領事に訓電を送り、地方問題として吉林省の官憲に交渉させることにした。同總領事は同月四日交渉を開始したが、まだ其の解

決を見ぬ中に、我が中村大尉が支那兵の爲に虐殺せられたといふ事件の發表があつた。

中村大尉虐殺事件

我が參謀本部々員陸軍歩兵大尉中村震太郎は東部内蒙古の視察を命

ぜられ、元騎兵曹長昂々溪昂榮旅館々主井杉延太郎を道案内とし、露國人及び蒙古人各々一名を從者とし、支那官憲發給の護照(旅行免狀)を持つて、昭和六年六月上旬洮南方面に向つた。かくて同月二十六日蘇鄂公府に達し、一飲食店で食事中、同地の奉天軍興安屯墾隊第三團所屬の正規兵が團長代理關玉衡の命により、大尉の一行を襲ふた。大尉は護照を提示したが、正規兵は「こは偽物なり。」と稱し、不法にも大尉及び井杉等を引致監禁した上、同團の幹部は協議の上、一行所持の金錢、拳銃、貴重品等を掠奪し、翌二十七日四人を銃殺することに決した。當時此の決議に参加した幹部の一人陸鴻鈞は、昭和十年六月二十六日奉天で逮捕せられたが、同人の自白によれば、當日中村大尉は「俺等は日本人だ。殺さば殺せ。併し從者の蒙古人と露人は殺すには及ぶまい。是非助けてやつてくれ。」と言ひ遣し、「一聲高く天皇陛下萬歲!」と唱へた上、從容として銃殺せられたといふことである。想ふに中村大尉は古くは調伊企讎、近くは沖禎介、横川省三にも比すべき壯烈な最期を遂

げたもの。遭難後少佐に進級。其の名は永久に朽ちない人である。

さて、無法なる同團幹部は中村大尉の言を容れず、井杉及び従者二人をも銃殺し、四人の遺骸に石油を注いで焼いた上、遺骨を散兵壕中に埋めてしまつたといふことである。かくて彼等は證據湮滅に努め、又事の秘密を嚴守するやう申し合せたが、翌二十八日齊々哈爾濱に出張した同團の一營長（營長は我が大隊長相當）が、豫て知合の滿鐵公所雇人の妻に右の事實を物語つたといふことである。爲に中村大尉一行虐殺の風聞は、それからそれへと傳はつて、遂に在哈爾濱の我が特務機關の耳に入つた。實に「天に口なし。人を以て言はしむ。」と謂ふべきである。

我が哈爾濱特務機關では、中村大尉一行の消息を氣遣つて居る際、虐殺の風聞を耳にして大いに驚き、秘密調査員三名を派遣して調査の結果右の事實を確め得た。併し其の確證を握るまでは、之に關する記事の發表を差止めて置いた。然るに其の後此の事件の證據が判明した爲、八月十七日差止めが解除せられ、始めて此の事件が發表せられたのである。同日我が林（久治郎）奉天總領事は外務省の訓令により、遼寧省（奉天省）主席臧式毅に對し

て交渉を始めた所が、臧は取敢ず遺憾の意を表し、支那側にはまだ何等の報告もないから、參謀長（榮臻）とも相談の上、真相取調べに着手すと答へた。併し彼等は可成交渉を長延かせて、事を有耶無耶に葬る方針を執り、九月一日東北最高幹部會では「同事件は全く日本側が捏造した虚構の事件だ。」とするに決した。此の日林總領事は臧を訪うて回答を要求した所が、臧は調査員未歸還を理由として回答を避けた。然るに國民政府の外交部長（王正廷）は同月三日日本記者團との會見に於て「中村大尉虐殺事件は、調査の結果、全く日本側の虚構で、事實無根なることが判明した。」と聲明した。之は日本人を、虚構や捏造を平氣で行ふ支那人と同様に見た話で、誠に苦々しいことである。

年來支那の態度を快しとしなかつた我が國民の憤激は一時に高まつた。殊に我が軍部の憤激は其の頂點に達し、此の際滿蒙に關する諸懸案を解決し、以て永遠の平和を樹立せざるべからずとの氣勢を示すやうになつた。支那側では、日本の輿論が意外に強いのに驚いて居る際、張學良の軍事顧問柴山（金四郎）少佐（昭和六年十月十五日軍事顧問解除）が張學良に對して「速に事件の解決を計らざれば、如何なる事態を惹き起すやも測り難し。」と忠告し

た。張學良は滿洲政界の霸王たる地位に在り、當時北平にゐたのであるが、參謀長（榮臻）に對して「本事件は精密に調査し、事實に基づいて速に解決せよ。」と命じた。爲に奉天に於ける支那側官憲の態度は俄に豹變し、九月十日林總領事に向つて「九月五日奉天を出發し、現場調査に向つた第二回調査隊の報告により、關玉衡が部下に命じて、中村大尉等を銃殺させ、尙大尉の金品を強奪した形跡あることが判明し、責任者關玉衡は現に奉天に監禁中である。併し該調査隊が歸來するまで、正式の報告は御猶豫を乞ふ。」と申し出た。かくて同月十八日に至り、始めて中村大尉虐殺が事實なることを言明したが、同夜支那兵が滿鐵爆破事件を起した爲、此の問題も亦未解決のまま、將來に残されることになつた。

關玉衡が其の後どうなつたか判らないが、事件當時の屯墾隊第三團の幹部連中は、責任の波及を恐れ、大抵逃走して或は馬賊に投じ、或は土匪に化したといふことである。前に記した陸鴻鈞も或は其の一人かも知れないが、彼れは餘程上手に立廻つたものらしく、滿洲國建國の後、採用せられて砲兵中校（中佐）となり、昭和十年三月以來、奉天中央陸軍訓練處に學生として在學中であつたが、天網恢恢疎にして漏らさず、終に發覺して同年六月二十六日に逮捕せられたといふことである。

尙、滿洲事變勃發以後のことではあるが、茲に書き添へて置きたいのは、中村、井杉殉難兩烈士の慰靈祭などのことである。曩に暴虐な支那兵の爲に虐殺せられた中村、井杉兩烈士の英靈を慰める爲、帝國在郷軍人會は東京府、市と聯合し、昭和六年九月二十日東京日比谷公會堂でいと嚴肅に慰靈祭を執行し、大日本殉國會も同日明治神宮前なる敬愛會館で、其の慰靈祭を舉行したが、更に同月二十七日九段靖國神社前の廣場に於て、兩烈士の陸軍葬が行はれた。當日は時の陸軍大臣（南次郎）、海軍大臣（安保清種）を始め、陸海軍將校、在郷軍人並に朝野の名士等約一千名が參列して極めて莊嚴に行はれた。

其の頃は所謂滿洲事變の初期で、日夕彼の地に於ける皇軍の勇ましい戦況を傳へて居る時であつたのであり、其の後も同様の状態が長く續いたのであるから、我が國民の兩烈士に對する追悼の情は、日に増すばかり。此の年十二月俳優市川猿之助一座は、松居松翁作の「滿洲事變」を東京劇場に上演し、猿之助が中村大尉に扮して好評を博し、連日大入を續けたものである。

其の後、兩烈士の死を悼む人々の發起で、其の遭難地には「烈士殉難之地」と題する記念碑が建てられ、又洮南には「殉難烈士之碑」が建てられたが、其の除幕式は昭和十年六月二十六日に舉行せられた。此の時に参列した兩烈士の遺族は、それ／＼烈士の遺骨を持ち歸つたのであるが、既に述べた通り、陸鴻鈞は式の當日奉天で逮捕せられたもの。誠に不思議な因縁といはなければならぬ。

事變前の彼我の態度

滿洲事變の近因は支那兵が我が滿鐵の一部を爆破したことにあるが、之は支那兵の單純な一時的の惡戯ではなく、支那軍憲の命令による挑戰的態度の發露で、計畫的行動であつたことは、左の事柄によつても推測することが出来る。

即ち、事變發生の数日前から、開原、公主嶺附近の支那人間には、「近く日本勢力の驅逐が行はれる。」との風説が高まつてゐたのみならず、哈爾濱日本領事館警察が事件發生の数日前、支那側より得た情報にも「近日南滿洲に於て、日支兩軍の衝突が起る筈。」との密令が、吉林官憲より在哈爾濱支那警察宛に通報せられた。」と傳へられてゐた。當時滿洲に於ける支那軍中、最も排日熱の高かつたのは、奉天の北東約五 軒なる兵營北大營であつた

が、其の旅長王以哲は、豫てより部下の兵士に排日軍歌を歌はせ、又其兵舎各室に「見よ。兵舎西方の鐵道を」と書いた宣傳ビラを掲示して、抗日氣勢を高めることに努めてゐたのであり、尙事變勃發の約一週間前、部下に對して、「予は日支の現状に鑑み、曩に露支時局の際に於ける黒龍第十七旅長韓光弟たるを辭せず。」と訓話したものだといふことである。茲に所謂露支時局は昭和四年に起つたもので、韓光弟は先づ事端を起し、遂にドライノールで死んだ人である。

我が在滿軍隊は、從來屢々繰返された支那官民の侮日乃至抗日的行動を見、又排日的情報を得る度に、憤慨を重ね、切齒扼腕しながらも、能く自重して事を發せず、只管力を警戒に用ひて、何時たりともイザといへば、自衛行動を執り得る態度を持してゐた。

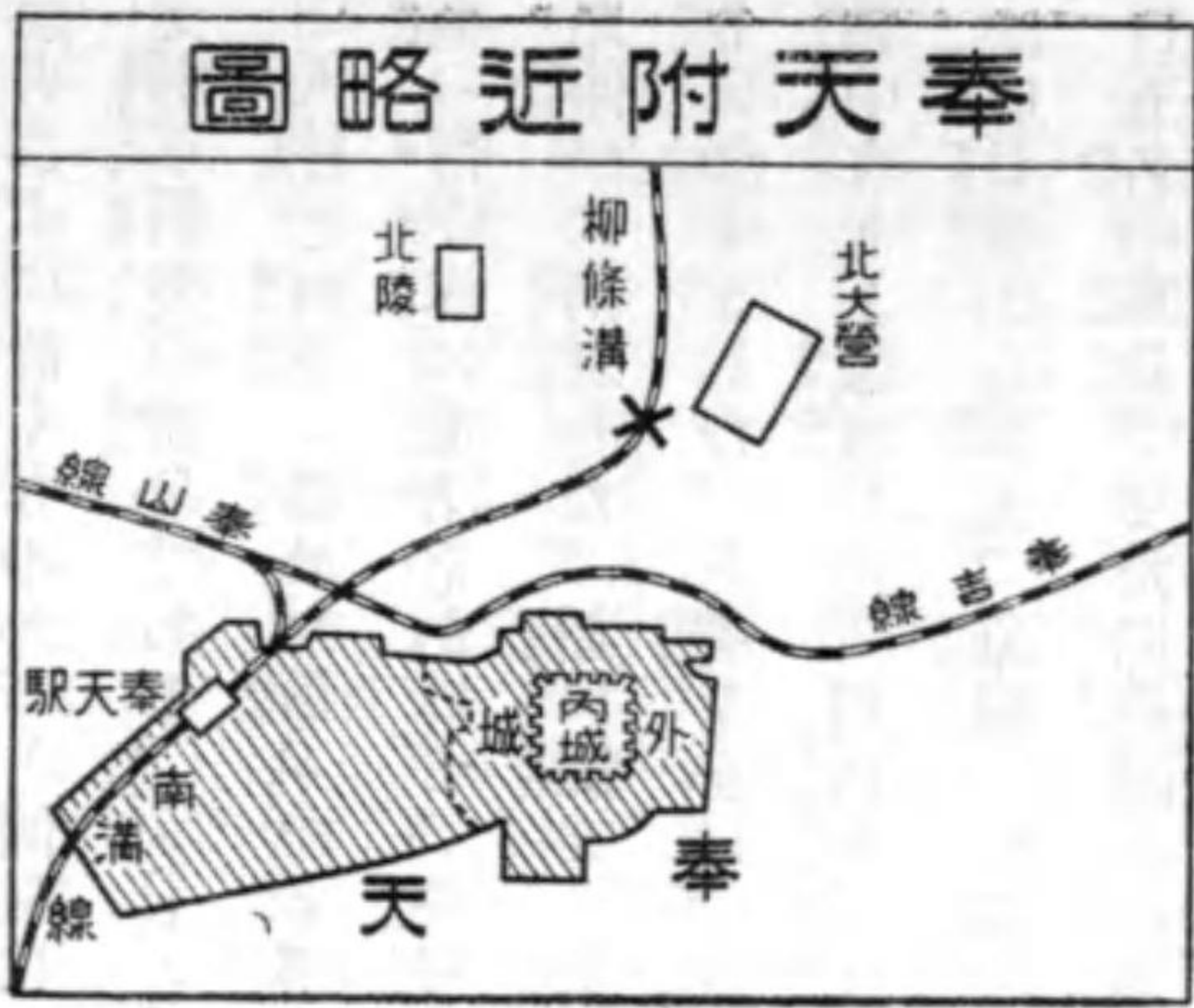
當時滿洲に駐屯してゐた我が軍隊は、駐劄師團、獨立守備隊、重砲兵大隊、關東憲兵隊で、之を統率する最高機關は、旅順にあつた關東軍司令部。其の司令官は本庄(繁)陸軍中將であつた。駐劄師團の司令部は遼陽に置かれ、其の各部隊は關東州及び我が滿鐵沿線の主要都市に分屯してゐたのであるが、當時の駐劄師團は仙臺の第二師團で、師團長は

多門(二郎)陸軍中將であつた。獨立守備隊は司令部を公主嶺に置き、我が滿鐵沿線各地に分屯して、鐵道線路の警戒と、其の地方の警備に當つてゐたもの。其の司令官は森(連)陸軍中將であつた。此の外重砲兵大隊は旅順に配置せられてゐたのであり、關東憲兵隊は本部を旅順に置き、其の分隊は我が滿鐵沿線各地に分駐して、軍事警察事務に當つてゐたのである。

以上の合計一萬餘の我が軍隊が、關東州の防禦及び延長約一千百 軒 に亘る南滿鐵道並に各地居留の邦人の保護と、諸權益擁護の大任に當つてゐたのであるが、當時滿洲に於ける支那軍の總數は約二十二萬であつた。

滿洲事變起る 昭和六年九月十八日は前に述べた通り、支那側官憲がこれまで有耶無耶に葬らうとしてゐた中村大尉虐殺事件を、事實だと言明した日であるが、其の夜支那兵が無法にも我が滿鐵の線路を爆破したのである。奉天から滿鐵を北に進むと、先づ文官屯といふ驛があり、其の次に虎石臺といふ驛がある。當時虎石臺に駐屯してゐた我が獨立守備隊歩兵第二大隊第三中隊は、此の日中隊長川島大尉指率の下に、午後七時頃から文官屯附

近で夜間演習を行つてゐたが、其の際同中隊の河本中尉は、鐵道勤務教則による鐵道巡察の爲、兵六名を率ゐて滿鐵線路の巡視に向つた。



さうと知つてか、知らずにか、北大營の支那兵が、同營南西角の南方約八百米の柳條溝に忍び寄り、午後十時半頃滿鐵の軌條を爆破した。此の時河本中尉の巡察隊は柳條溝よりも餘程南方に進んでゐたが、物凄の大爆音を聞くや、容易ならざる大音響。何かやり居つたな。」と駢足で北進し柳條溝に近づいて見ると、まさしく武装した支那兵らしいものが數名線路にうろつてゐた。「さてはこいつらの仕業に相違なし。國際的線路を爆破するとは世界の公敵。容赦はならず。」と決心し、「撃てつ」の號令諸共に、逃げ出す支那兵目かけて射撃を浴びせながら、線路を見れば軌條は曲り、枕木は飛び散つて居つた。河本中尉は手早く認めた報告書を齋藤一等兵に

渡した上、中隊本部に急がせた。其の瞬間東側なる高粱畑から二三百の銃聲が起ると同時に、實弾が氣味悪い音をたて、頭上を飛んだ。愈々憎つくき支那兵の計畫的挑戦。撃ち懲らさずに置くものか。」と健氣にも六人は闇に乗じて應戦した。之が滿洲事變に於ける日支兩軍衝突の始めである。こちらは演習中の川島中隊、突然起つた大爆音と同時に物凄いい火柱を南方に認めた爲、「たゞ事ならず。」と悟り、演習を中止して全軍集合。直ちに虎石臺の留守隊に電話をかけて、警戒を要する旨を通じ、尙彈藥の急送を命じた上、駆足で線路傳ひに南進した。頻に聞える銃聲に足を早めてゐる所に、齋藤一等兵が駆けて来て、「傳令に參りました。」と聲をかけ、河本中尉の報告書を差出した上、巡察隊六名は支那兵と苦戦中なりと報告した。川島大尉は急を虎石臺に通じた上、巡察隊の救援に向つたが、急報は虎石臺から奉天、遼陽、旅順、長春等の我が軍憲に飛んだ。川島大尉の率ゐる救援隊は百五名の寡兵。まだ巡察隊との連絡もつかぬ中、高粱畑の敵から射撃を受けたが、直ちに應戦、機關銃と小銃の急撃猛射を浴せかけた。敵は次第に退却して北大營に逃げ込んだ上、猛烈に抵抗を試みたが、こちらは虎石臺及び奉天からの我が應援隊と共に猛撃を加へ

て、午後十一時過、先づ敵營の一郭を占領し、更に十九日午前零時半完全に北大營を占領した。

奉天駐屯の我が軍の主力は、奉天城を包圍して支那兵を攻撃したが、急報によつて出動した遼陽駐劄の第二師團が師團長多門中將引率の下に、十九日午前五時二十分奉天に到着。協力して午前六時半頃完全に奉天城を占領し、約六千の支那兵と約五千の支那警官の武装を解除させて、秩序の維持に當つた。

旅順の我が關東軍司令部も、事態の重大に鑑みて、急遽奉天に移ることとし、司令官本庄中將は幕僚及び兵を率ゐて十九日正午頃奉天に到着した。此の時既に我が軍は奉天の北東約八、九キロメートルなる支那兵營東大營に向つてゐたが、此の日午後二時半頃までに、支那兵を驅逐して之を占領した。想ふに我が駐滿軍は常に支那側の不法態度に憤慨し、日夜緊張警戒して萬一の場合に處する對策を練つてゐたに相違あるまいが、其の行動の神速機敏であり、又其の勇敢なことは實に驚嘆の外はない。

次に奉天方面と殆んど同時に行動を開始したのは、長春(新京)の我が駐屯軍であつ

た。元來長春の南方約四 軒の南嶺には、支那の兵營があつて、三十六門の大砲を備へつけてゐたのである。随つて若し支那側が、機先を制して、長春の滿鐵附屬地に砲撃を加へたならば、在留邦人は悉く悲惨な運命に陥らなければならなかつたのである。仍つて同地駐屯の我が軍隊の一隊は、滿鐵爆破の急報に接するや、直ちに出勤十九日午前三時頃南嶺を夜襲し、惡戰苦闘の末、敵の大砲三十六門を破壊し、砲彈約三萬發を爆破させた上、午後四時頃同營を占領した。當時敵營中には、明に開戦準備を整へてゐた形跡があつたのであるから、若し我が軍が先んじなかつたならば、長春の在留邦人は全滅の憂き目を見た譯、實に危急の場合に直面してゐたのである。

尙、此の特別の一隊は長春から北進して寬城子の支那兵舎を襲ひ、同日午前十一時十分敵を驅逐して其の兵舎を占領した。かくの如く我が軍が一度起せば、支那兵は我が敵ではなく、奉天、長春の在留邦人は難を免れ、前夜爆破せられた滿鐵線路も修復が出来て、此の日から列車の運轉を見るやうになつた。

然るに支那の敗竄兵は到る處に横行し、時を得顔に蜂起した馬賊、土匪と共に掠奪を行ひ、暴行を逞くするのみならず、機を見て滿鐵附屬地を襲撃しようとするやうになつた。之を鎮定しなければ、在留邦人は勿論、滿洲良民の生命、財産の安定を期することが出来ない。爲に我が軍は滿鐵沿線の附屬地以外にまで出勤する必要を生じ、二十一日には撫順城及び吉林を、二十二日には敦化を占領して秩序の維持に當つた。

かうなつては、こちらで戦線を廣めないやうに努めても、在滿二十二萬の敵兵と數知れぬ土匪などが、いつ何處に現れて邦人に危害を加へるか判らない。いかに勇敢なりとはいへ、一萬餘の寡兵を以て滿鐵及び沿線居留の邦人保護の大任を完うすることは、極めて困難なことである。仍つて本庄 關東軍司令官は事態の重大なるに鏡み、應援を朝鮮軍司令官林(銃十郎) 中將に求め、林中將は即刻朝鮮軍の一部を以て混成旅團を組織し(四千人より成る)、之を奉天に派遣した。之は二十一日のことであるが、固より至急を要する場合、臨機の處置として林中將が出兵を命じたのである。

此の日我が政府は、午前十時から若槻(禮次郎)首相の官邸に臨時重要閣議を開いた。先づ南(次郎) 陸相から日支衝突事件を詳細に報告し、更に滿洲全體が危険状態に陥つて居るか

ら、此の際朝鮮の第十九、第二十兩師團の出兵を斷行したいと提議した。之に對して幣原（喜重郎）外相は、出兵は國際問題として頗る重大であるから、四圍の情勢と出兵必要の根據とを慎重熟慮の上、明日の閣議で決定したいと主張し、他の各僚も之に同意を表し、互



林 銑 十 郎

に十分考究することを約して、午後五時散會した。

其の際、若槻首相は南陸相に居残り
を求め、出兵問題に關して懇談を重ね
てゐた所が、同五時半杉山（元）陸軍次
官が、首相官邸に陸相を訪問し、別室
に於て會見の上、林朝鮮軍司令官から
に接し、義により參謀總長の訓令を仰
ぎ、其の承認を求むる暇なく、自己の權限により獨斷出動せり。御諒承を乞ふ。」との入電
ありたる旨を傳達した。そこで南陸相は直ちに右の趣を若槻首相に報告した。かくて閣

議決定以前、朝鮮軍出兵の報告を受けたのであるが、固より事態急迫、已むを得ざる場合
の臨機の處置として事後承諾を與へることとし、金谷（總三）參謀總長が參内、事の次第を
奏上して御裁可を仰いだのである。此の後も必要に應じて、或は朝鮮の兩師團から、或は
内地の師團から兵を滿洲に送つたのであるが、其の一々は省略する。

爾後支那の敗竄兵、土匪などは到る處に出沒して或は掠奪を行ひ、或は在滿朝鮮人を虐
殺しなどして、我が軍の討伐を受けたものであるが、此の間に於て北京の張學良は配下
の幹部を錦州に派遣し（二十九日）、此處に新政府を置いて、我が軍に反抗することにした。
即ち彼は兵を錦州に集めて戦備を整へると同時に、頻りに便衣隊（私服の兵）を放ち、馬賊、
土匪を煽動して滿鐵沿線等を脅威することに努めた。仍つて十月八日我が飛行機が錦州方
面の偵察に向つた所が、支那兵が之に猛射を加へた爲、飛行機は爆彈を投下して置いて歸
來した。後に述べるが、此の爆彈投下は一時國際聯盟に強い衝動を與へたものである。

敵の便衣隊は奉天、開原を始め、滿鐵沿線各地に出沒して邦人に危害を加へ始めたのみ
ならず、馬賊、敗竄兵も各地を荒し、尙匪賊の大集團が日本の借款鐵道たる四洮線（四平街
洮南間）

及び洮昂線(洮南、昂)方面を荒し始めた。仍つて多門師團は其の方面にも出動して警戒に當つたが、黒龍江省軍を率ゐる馬占山は張學良の激勵によつて我が軍に反抗することとし、齊々哈爾を根據地とし、兵を洮昂線方面に出して、嫩江の鐵橋を破壊した。

我が軍は直ちに之を修理して黒龍江軍に備へたが、固より事端をしげくするのは本意でないから、少しも攻勢を執らず、馬占山に對して、(一)軍を齊哈爾以北に撤退し、齊々哈爾、昂々溪附近に集中せる兵を原駐地に歸らせよ。(二)軍を東支鐵道以南に出動させるな。(三)洮昂線の列車運轉を妨害すな。(四)以上は十一月十五日から十日間以内に實行せよ。(五)日本軍は其の實行を見届けた後、洮南又は鄭家屯以南に撤退す。と申し込んで被我が衝突を避けようとした。

然るに彼は之に應ぜず、十一月十三日齊々哈爾なる日本領事館の周圍に、警邏や憲兵を配置して、清水(八百一)領事以下十一名の邦人と外部との交通を遮斷した上、十六日には再び嫩江の鐵橋破壊を企てた。仍つて我が軍は始めて攻勢に轉じ十八日馬軍を討伐しつゝ、齊々哈爾に迫り、同日午後八時同地に入城。馬占山は海倫方面に向つて逃亡した。其の後我が

軍は深く敵を追撃しなかつたが、それは彼が我が軍に敵對せぬ以上、強いて討伐する必要を認めなかつたからである。隨つて此の方面の秩序回復を待つて兵を撤することとし、同師團は十一月二十九日遼陽に歸還した。

事變發生以來、張學良及び南京政府は、盛に虚偽の惡宣傳を内外に發し、支那本部に於ては深刻に排日思想を鼓吹して、或は邦人に危害を加へ、或は日貨排斥を行つたものである。之が爲南京、上海、天津等を始め、各地の邦人は屢々危殆に瀕したものであるが、殊に天津に於ける支那兵の暴動の如きは、十一月八日より、同月二十九日に至るまで斷續し、日本租界は二十日餘りの間危険状態に陥つた。爲に一時關東軍の一部も派遣せられ、海軍の陸戦隊も上陸して自衛行動を執り、漸く鎮靜に導くことが出来たのである。

我が内閣の更迭 滿洲統治の最高責任者たる張學良は、依然北平にゐて、飽くまで抗日の氣勢を張り、頻に兵を錦州に集合させたのみならず、或は土匪、馬賊を使喚し、或は便衣隊を放つて、暴虐を逞しくさせた。爲に我が軍は其の討伐に維れ日も足らざる折柄、我が國に於ては突然内閣の交代が行はれた。それはかういふ譯である。若槻男爵を首相とす

る、民政党内閣中の一大臣が、反對黨たる政友會の有力者と談合、諒解を遂げた上、若槻首相に對して、「現今の重大時局に善處するには、反對黨と聯立する強力内閣を組織する必要あり。」と進言した。之は政友民政兩黨に大衝動を與へたものであるが、殊に民政黨に於ては、贊否兩派の抗争が起つて黨内の空氣が頗る險惡になつた。若槻首相及び他の閣僚は、進言に反對と決意し、進言した大臣に向つて、單獨辭職を要求した。然るに其の大臣が之を肯じなかつた爲、首相は閣内不統一の責を負うて總辭職を執行することとし、十二月十一日全内閣員の辭表を閣下に捧呈した。

かくて同月十三日政友會總裁犬養毅を首相とする政友會内閣が成立した。當時外務大臣は首相の兼任であつたが、其の頃駐佛大使であり、又我が國の代表として國際聯盟理事會に活躍してゐた芳澤謙吉を専任外相とする豫定で、十五日同大使に歸朝命令が發せられた。

遼西の匪賊討伐

我が内閣は交迭したが、滿洲事變に對する我が態度には變りなく、又滿洲各地に於ける匪賊類の出沒も以前と同様であつたが、特に其の横行は遼西地方に甚だ

しく(遼西は遼河以西)、彼等は錦州政府と氣脈を通じて頑強に抗日態度を持してゐた。隨つて滿洲の平和を期する爲には、先づ兵を遼西に出して、匪賊を討伐すると同時に、錦州を中心とする敵の大軍を關内(山海關以西)に驅逐しなければならぬことになつた。

そこで本庄關東軍司令官は、同月十九日遼西の兵匪討伐令を出し、多門師團及び同月下旬新に朝鮮から出動した室(兼次)師團(第二十)並に羅南の依田(四郎)旅團(第三十)をして遼西地方に向はせた。我が討伐軍は法庫門、新民、打虎山、溝帮子、田庄臺、盤山等處の兵匪を撃破し、銳鋒を錦州方面に向けた爲、錦州政府は同月三十日山海關の西方微南なる灤州に移轉し、錦州方面の敵軍も關内に向つて退却を開始した。併し錦州方面は匪賊の害の甚だしい地方であつたから、我が軍は討伐の手を緩めず、昭和七年一月二日午後一時我が嘉村(達次郎)旅團(平壤の第卅九旅團)の先鋒が錦州に先づ入城。城頭に高く日章旗を翻したが、續いて室師團の諸部隊が續々入城し、翌三日入城式を行つた。當時多門師團は溝帮子にゐたが、本庄司令官の命によつて其の主力は五日遼陽に歸還し、錦州以西山海關方面の討伐には、室師團及び依田旅團が當ることになつた。乃ち室師團の或部隊を緩中、山海關方面に依田旅

團の主力は高橋、連山方面に、羅南の古賀(傳太郎)騎兵聯隊(騎兵第二)は錦西に出動したが、

八日關東軍に對して、左の勅語の御下賜があつた。

冀ニ滿洲ニ於テ事變ノ勃發スルヤ、自衛ノ必要上關東軍ノ將兵ハ、果斷神速寡克ヲ衆ヲ制シ、速ニ之ヲ艾討セリ。爾來艱苦ヲ凌ギ、祁寒ニ堪ヘ、各地ニ蜂起セル匪賊ヲ掃蕩シ、克ク警備ノ任ヲ完ウシ、或ハ嫩江、齊々哈爾地方ニ、或ハ遼西錦州地方ニ、冰雪ヲ衝キ、勇戦力闘以テ其禍根ヲ拔キテ、皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ。朕深ク其忠烈ヲ嘉ス。汝將兵益々堅忍自重以テ東洋平和ノ基礎ヲ確立シ、朕ガ信倚に對ヘンコトヲ期セヨ。

昭和七年一月八日

古賀騎兵聯隊の苦戰 古賀騎兵聯隊は錦西方面の

匪賊掃蕩の任務を帯び、昭和七年一月五日錦州出發。



途中に一泊した上、六日正午錦西に到着した。錦西は錦州を西方微南に距ること約十二里

(約四十)當時其の附近一帶は匪賊の一大巢窟であつた。我が騎兵聯隊は豫め錦西縣長に交渉した上、土地の有力者に出迎へられて市街に入り、教育局に聯隊本部を置いて宿營した。其の際此の地の公安隊六十餘名は古賀聯隊の入城の際官服を便衣に着替へて何れへか逃亡し、市中治安の維持機關が無いことが判つた爲、聯隊では密偵を市の内外に出し、警戒を嚴重にしてゐた。併し其の夜は何事もなかつた。

然るに、翌七日市中は平穩であつたが、前夜來出してゐた密偵の報告を綜合すると、市の附近一帶には、敗殘兵及び匪賊が潜伏してゐて、其の數は凡そ一千人に達すべく。市中にも多少潜入して居るらしい情況であつた。仍つて聯隊では先づ市中の匪賊を掃蕩し、更に縣長、有力者などを召集し、治安維持に關する協議會を開いてゐた所が、午後四時頃から「今夜は匪賊襲來の徵あり。」といふ報告が頻に縣長に届いた。そこで我が聯隊では益々警戒を嚴にしてゐる所に、錦州から十日分の糧秣を輸送して來た松尾(秀治)少尉以下二十六名の輜重隊と、其の護衛としてつけられた石野(伸)歩兵中尉以下二十八名より成る歩兵小隊(羅南の歩兵第七)とが到着した。

古賀聯隊は之に力を得、共に警戒を嚴にしてゐた所が、午後九時頃果して四、五百名の匪賊が襲來し、市街の北と西から殺到し、其の一部は早くも市中に潜入して、聯隊本部に猛射を浴せ、尚市中數箇所に放火した。我が聯隊は石野小隊と共に敢然起つて攻勢を執り、激戰約一時間半。數多の敵を殲した爲、敵は次第に退却し、闇に姿を消してしまつたが、此の戰によつて、多數を恃む爲とはいへ、匪賊も存外頑強に抵抗するものだといふことが判つた。

八日は早朝から數組の斥候及び間諜を出して敵情偵察に當らせると同時に、市内の掃蕩を實施することにしたが、前夜戰鬪に参加しなかつた輜重隊が、是非掃蕩に参加したいと希望した爲、石野歩兵小隊に聯隊本部の警備を命じた上、騎兵、輜重兩隊が掃蕩を行つた。これによつて、小銃五十挺、彈藥一千發、拳銃四挺を押收したが、前夜射撃狀態から怪しと睨んだ家は、全部空家になつてゐた。

一方、敵情偵察の報告によれば、錦西の四方は殆んど皆匪賊。何れの方面も刻々其の數を増しつゝあるが、西方約一里の諸部落には數百名の匪賊が潜伏して居り、機を見て市街を包圍しようとする形勢で、特に龍王廟高地には多數の匪賊集團が據つて居る模様であつた。かくて錦西の古賀聯隊は孤立状態となり、後方の味方との連絡がつかなくなつた爲、棄て置けば、敵の重圍に陥り、終には全滅の憂き目を見ることが明瞭になつた。そこで古賀聯隊長は、輜重隊と共に錦州に還る豫定であつた石野歩兵小隊も當分錦西に留まらせることにした上、機先を制して攻勢を執り、四方の敵を撃攘しようとした。

かゝる状態の時であつたから、輜重隊が無事錦州に還り得るか否かは大疑問であつたが、錦州に於ける輸送業務が頗る繁劇で、九日には歸還しなければならぬことになつてゐた爲、松尾輜重隊は意を決して石野歩兵小隊と別れ、九日午前四時出發、錦州への歸途に就いた。然るに途中午前九時頃優勢な匪賊團の包圍する所となり、奮闘約二時間の後、全員壯烈な戦死を遂げた。

こちらは錦西の騎兵聯隊。輜重隊を見送つた後、悲壯な覺悟を以て、愈々匪賊討伐の用意に移つた。古賀聯隊長は羅南出發以來着用の防寒外套を脱ぎ棄て、防寒靴を軽い靴に脱ぎ替へ、下着も着替へて輕裝した。部下の將校、下士官などは、其の意中を察し、水盃

を酌み交して命令を待つてゐた。

古賀聯隊長は森下(一)少尉に聯隊旗手を命じ、村上中尉を隊長とする十四名の騎兵を殘して其の護衛とした上、錦西城門外で悲壯な訓示をなし、午前九時四十分龍王廟高地方面に向つて出發。石野歩兵少隊も聯隊の輕機關銃全部を携行して勇ましく出陣したが、總員は百三十名に過ぎなかつた。間もなく戰鬥が開始せられたが、味方は一騎當千の勇士ばかり。雲霞の如き賊軍を物ともせず、部署を定めて猛擊又猛擊、正午頃敵の最前線を擊退し、石野歩兵小隊は龍王廟高地の一部を占領した。

然るに其の附近に群がる賊軍は、三方より挾撃して同小隊を苦境に陥れ、終に隊長石野中尉に重傷を負はせた。急報によつて古賀聯隊長は騎兵隊の一部をさき、軍醫と共に同小隊に急派したが、同中尉は午後一時十分最後の一人まで此處を守れ。」と叫んで絶命した。

顧れば、錦西の聯隊本部も敵の重圍を受けて居る様子。折柄警戒兵が「新に五、六百の敵兵が、熱河省境方面より錦西に向ひつゝあり。」と急報した爲、古賀聯隊長は危険の軍旗に迫れることを悟り、急速錦西に引返し、以て軍旗を守護しようとして決心した。乃ち他の

騎兵隊には歩兵小隊救援の上、一應錦西に引返すべき旨を命じ、自分は騎兵一小隊及び機關銃隊を率ゐ、備前長船の名刀を振翳しつゝ、阿修羅の如く錦西に向つて疾驅した。かくて行く手を遮る敵を蹴散らし、將に錦西に入らうとする際、望樓の上から撃出した敵の一彈が、聯隊長の左肩から右脇腹に貫通し、續く一彈は右脇から腹部を貫通した。

流石に猛き聯隊長も急所の痛手に落馬し、駈け寄つた副官米井(三郎)大尉に向つて「軍旗を嚴重に守れ。徹底的に匪賊を討伐せよ。天皇陛下萬歲。」と叫びながら絶命した。時に午後三時。米井副官は此の時駈けつけた上等兵上原某と協力して聯隊長を附近の民家に收容しようとしたが、副官は腰部に、上原は頭部に敵彈を受け、更に駈寄つた一等兵田口敏夫及び聯隊書記二名も敵彈に中り、皆其の場で絶命した。

續いて此の場に駈けつけた小隊の隊長は、豪勇野口(茂三)中尉、「聯隊長殿の仇討だ。全員戦死の覺悟だぞ。」と激勵し、機關銃隊と力を協せて群がる敵を蹴散らしたが、望樓の敵は依然猛射を續けてゐた。そこで野口中尉は部下に命じて其の附近に澤山あつた高粱稈を望樓の下に運ばせた上、之に點火した。併し此の時中尉は敵に頭部を狙撃せられて即死し

た。けれども中尉の望樓焼打計畫は見事に功を奏し、煙に驚いて下りてきた敵兵は残らず中尉の部下に刺殺された。やがて歩兵小隊及び救援隊なども馳せ参じ、敵の圍を打破つて、聯隊本部に引上げ、軍旗の無事を喜び合ふことが出来たのであるが、事のこゝに至るまでの本部の状態はどうであつたらうか。

當日(一月九日)錦西の聯隊本部に居残つて軍旗守護の大任に當つたのは、聯隊旗手森下少尉と村上中尉外十四名の騎兵で、其の外は主計、計手各々一名と物資調達の御用商人谷口某とに過ぎなかつたが、戦闘部隊を見送つた後、森下旗手は一同を整列させた上、聯隊旗を取出して先づ之に最敬礼を行はせた。次に森下旗手は靜に上着を脱ぎ、下着を新しいのに着替へた上、胴に白紙を巻いた。かくて軍旗を紙の上から胴體に巻きつけ、上着を着た後、更に一同をして自分の胴に敬礼させた。

村上中尉は八名の騎兵を哨兵として、城門八箇所に向はせたが、森下旗手は残りの兵士等に命じて、頻に高粱稈を軍旗奉安室に運ばせ、ストロブの周圍と、入口からストロブに至る間の通路とを除いた外の處に、堆く積上げさせた上、主計に命じて石油を一罐持ち來らせ、罐の口まで切らせて置いた。一同は森下少尉の悲壯な決心を察して感激の涙を催したが、言ふまでもなく少尉は萬一の場合には、軍旗と共に灰燼となる覺悟。文字通り軍旗を死守するつもりであつたのである。

やがて銃聲が數發比較的近く聞えた。森下旗手も村上中尉も騎兵六名も屋上に登つて四方を睥睨して居ると、稍遠方に數發の銃聲が起つた。「最初の銃聲は我が哨兵が發射したものの。次のは敵だ。」と語り合つてゐる所に、我哨兵一騎が馬を躍らせながら歸つて來て、「五百の敵兵が城外に押し寄せました。」と報告し、命ぜらるゝ儘、馬を繋いで置いて屋根に登つた。所へ歸つて來た他の哨兵が「約二千の敵がこちらをさして進んで來ます。」と報告した後、之も同様屋上の人となつたが、其の他の哨兵も皆歸り來つて火急を報じ、屋上に登つて緊張して居ると、谷口御用商人も片手に日本刀を握りしめ、片手には拳銃を持ちながら屋上に登つて來た。併し森下旗手が「君は此處にゐてはならん。下から彈丸を運んで呉れ。」と命じた爲、早速下に降り、主計等と共に彈丸を運ぶことにした。程なく約三千の敵兵が錦西を包圍して次第に城内に入込み、聯隊本部を目がけて彈丸の雨を降らせた爲、

一兵は重傷を負ひ、一兵は殞れた。併しこちらは少しも無駄な射撃を行はず、敵勢の近寄るのを待つては撃ち、待つては撃ち、近寄る度に一斉射撃を行つた。爲に十發十中、寡兵なるに拘らず、敵に多大の損害を與へながら持ちこたへてゐた。併し敵の攻撃は少しも衰へず、飛び來る彈丸は雨霰の如くであるから、こちら固より苦戦。正午頃からは主計も計手も、銃を執つて屋上に登り、兵士と共に奮戦したのである。

かゝる折柄遙か南西の方から烈しい銃聲が傳はつて來て、味方の聯隊の苦戦を報ずるものゝ如くであつた。「あちらも悪戦、こちらも苦闘。或は共に全滅か。力の限り、根限り奮戦すべき秋なり。」と銃身が赤くなるまで撃ち續けて居る中に、時刻は移つて午後三時を過ぎた。併し敵もさるもの、聯隊本部間近まで津浪の如く押し寄せて來た。森下旗手は愈々覺悟を定め、今にも火中の人とならうとする刹那、「あ、聯隊が歸つて來た。」と叫ぶ兵があつた。見れば味方の騎兵が礫のやうに駆けて來る。同時に敵の大群が退却し始めた。「それ、もう一息の奮戦。」と猛射を敵に浴せてゐると、間近く寄つた敵兵も算を亂して逃げ去つた。

味方の騎兵は聯隊本部に駆け歸るや、「軍旗は無事か。」と叫びつゝ、森下旗手を見上げぬ者はなく、「安心せよ。無事なるぞ。」と聞いて泣かない者もなかつた。以て軍人が軍旗を重んずる念の強いことが能く判る。此の日聯隊本部では、戦死者一名、負傷者三名を出したに過ぎなかつたが、出動した聯隊の死傷者は頗る多く、再び戦線に立ち得るものは、僅か四十名に過ぎなかつた。

其の夜は流石に敵も夜襲の元氣を失つたと見え、錦西も無事であつたが、十日になると前日撃退せられて南と西に散亂した敵が、再び活動を開始するらしく、頻りに使者を往來させて相互の連絡を取るものゝ如くであつた。そこで我が聯隊は、市街の南西端なる望樓に兵を派して、敵の連絡使を攻撃させ、尙も警戒を嚴重にしてゐたが、其の際連山に通ずる電話線は、敵の切斷を免れてゐることが判つた。乃ち電話を以て錦西の事情を連山の守備隊に報告し、以て其の應援を求めた。

當時我が聯隊は、前日來不眠不休の苦戦と警戒との爲、疲労の極に達してゐたが、日没に至つて敵が再び攻撃を開始するや、疲労を忘れて又もや奮戦。容易に敵を近づけさせず、

應戰約三十分。戰鬥が將に酣ならんとする時、市街の東方から嘯朗たる我が行進喇叭の音が響いて來た。音は次第に近づいて遂に一大隊の兵が入城した。此の大隊は増援隊として、去る八日錦州を出發し、途中到る處で匪賊を掃蕩しつゝ、漸く錦西に到着したのである。時に午後六時。

此の時、敵の一部は聯隊本部裏の圍壁外にまで接近し、附近の人家に放火したが、増援隊の到着によつて勇氣百倍した聯隊は、苦もなく敵を撃退し、火事も消し止めた上、警備區域を擴張して夜を撤した。明くれば十一日我が軍は敵匪の足溜となる市中の望樓を破壊して、其の掃蕩の便を圖り、以て警戒を嚴にしてゐたが、此の日は敵の襲來なく、又依田旅團から派遣した砲兵一中隊、歩兵一中隊が深夜(十二日午)到着した爲、爾後相協力して錦西の治安を維持することが出來た。

餘談に亘るが、錦西城外に壯烈な戦死を遂げた騎兵聯隊長古賀大佐は、佐賀縣佐賀郡北川副村大字新郷の生れ。陸軍士官學校卒業後、日露戦役に従軍し、死を決して至難の斥候に當り、能く其の任務を盡して、第二軍司令官奥(保業)大將(昭和五年七月十九日八十五歳で薨去)から感狀を授

與せられた。爾來累進昭和四年羅南の騎兵聯隊長となつたが、極めて人情に篤い人であつた爲、人情聯隊長として敬慕せられてゐた。本職のかたはら意を日鮮融和に用ひて、能く其の實を擧げ、家にあつては三男一女の慈父として、房子夫人と共に子女の教育に細心の注意を拂つてゐたものである。

房子夫人は夙に修養を重んじた教養の深い賢夫人。夫君戦死の翌日、ラヂオ、ニュース、によつて其の事を知つたが、少しも悲みを面に現さずして其の子女に對し、名譽ある軍人の子として將來國家に盡すべき所以を諭してゐた。かゝる所に、羅南の留守隊の人々及び知人が駈けつけて、慰問の辭を述べたが、夫人の凜然たる態度を見て感激しないものはなく、

「泣きたくとも泣かれませぬ。私が涙をこぼすやうでは、古賀と共に戦死なされた將校お二人の奥様は、どうなさるのです。お一人は七つを頭に四人のお嬢様があり、お一人は十八を頭に五人のお子様がおありなさるではありませんか。……」

との挨拶を聞いて弔問者は皆「男まさりの女丈夫とは實にこのこと。」と感心したものだ

いふこと。所謂「此の夫にして、此の夫人あり。」良妻賢母の範として、永く語り傳ふべき賢夫人である。

古賀聯隊長 (佐々木信綱作詞)

- 一 朔風獵々刃の如く 満目たゞに蕭條と
冬枯れつゞく楊柳の 枝悉く戦慄けり
- 二 剛勇無雙の聯隊長は 籠りて敵を防ぐより
出でて機先を制せんと 率ゐる部下は六十騎
- 三 突撃々々數百の敵を 意氣に壓する時も時
錦西城を包圍すと 匪賊遙に襲ひ來つ
- 四 残せる軍旗の護は乏し 死力を盡して守るべく
歩兵の救援に部下を割き 卒先蹄の音憂々
- 五 城門間近き望樓に據りて 雨と浴ぶる敵彈の
一彈またも一彈は 聯隊長を殲しけり

六 軍旗を守護せよ匪賊を掃へ 天皇陛下萬歳と

熱血湧きてほとばしる 最後の叫絶え果てぬ

七 親とも慕へる我が隊長を 走せより抱へし副官も
兵士も共に敵彈に 折れ重つて殉死せり

八 滿蒙の野に春の陽盈ちて 平和の宮殿建たん時

礎石の上に記されん 益良猛夫の名は永久に

さて、錦西に於ける匪賊討伐後も、匪賊は根氣よく滿洲各地に襲來して、滿洲國建設後に及び、其の都度我が軍の撃退する所となつて居るのであるが、滿洲事變は國際聯盟の大問題となつて、世界の耳目を惹いたのであり、又一方に於ては此の事變勃發後、間もなく新に滿洲建國の運動が起つたのみならず、其の進行中時を同うして、上海事變が起つたのである。随つて當時の時局は頗る複雑。其の叙述も容易でないが、なるべく理解し易い順序を踏むこととし、章を改めて滿洲事變に對する國際聯盟の動向の大略を述べることにする。

第八十六章 滿洲事變と國際聯盟

國際聯盟の組織については、既に本書前卷第七十四章中に述べて置いたから、茲に重ねては述べないが、第十二回國際聯盟總會は、昭和六年九月七日から同月二十九日まで、瑞西の壽寧府で開かれ、之と並行して第六十四回國際聯盟理事會も同地に開かれた。當時日本の代表として會議に参加したのは、時の駐佛大使芳澤謙吉で、其の經歷といひ、手腕といひ、理事會の理事とし、日本の代表として不足のない人であつた。

滿洲事變第一次の討議 既に述べた通り、支那兵の滿鐵の爆破と之に基く日支兩國兵の衝突が起つたのは、同月十八日で、總會も理事會も進行中であつた。そこで翌十九日の理事會に於て、我が代表芳澤理事は、一應滿洲事件を説明し、我が鐵道守備隊が執つた處置は正當にして已むを得ざる自衛行動なる所以を述べた。此の時はまだ滿洲事件が理事會に於ける正式の問題にはなつてゐなかつたのであるが、二十一日支那の代表施肇基が、滿洲事件を理事會の問題として、正式に審議すべきことを事務總長に要求し、盛に日本に不利

な宣傳をした。之は支那が所謂夷を以て夷を制する方略を執り、國際聯盟を利用して、此の事件の解決を自國に有利に導かうとしたからである。

滿洲事件は二十二日から理事會に於ける正式の問題となつた。芳澤理事は一々我が政府の訓電により、事實に基づいて、我が軍には毫も領土的野心はなく、又支那に對する戰意もない。唯自衛上已むを得ざる行動を執りつつあるに過ぎないことを説明したが、施肇基は臨機應變虚偽をも事實の如くに述べたてゝ、理事會の同情を惹くことに努めた。

議長は西班牙の外相レルーであつたが、固より滿洲には關係のない國の外務大臣であるから、支那の事情も滿洲の真相も知らない。其の他の代表は英、佛、伊、獨、波蘭、諾威、秘露、愛蘭、自由國、パナマ、グアテマラ、ユーゴースラビヤであるから、大多數はレルー同様であつた。もつとも英、佛などの代表は、多少滿洲に關する認識を持つてゐたかも知れないが、滿洲に於ける日本の權益及び貢獻を知悉せず、殊に英國は當時日本に對する好感を缺いてゐた。

爲に滿洲事變に關する第一次理事會に於て芳澤理事が、日本は滿洲に對して領土的野心

を有せず、唯從來滿洲に有する權益を確實に保護せんとするに過ぎないことを述べ、尙滿洲最近の事態を説明して、日本が支那と戦ふ意志のないことを聲明した上、本事件は日支間の直接交渉によつて解決すべき所以を論じたに對し、施肇基は日本軍が滿鐵附屬地以外を占領する間は直接交渉に應ぜずと主張したのであるが、理事會は何等解決の途を見出すことが出来なかつた。これは各國代表が滿洲の真相に通ぜぬ上、支那の宣傳に迷はされたからであるが、應急の處理をつけなければ理事會の威信を損ずるといふので、結局

- 一、日本は滿洲に對して領土的野心なきことを聲明す。
- 二、日本は在滿日本人の生命、財産の安全が確實に保護せらるるに從ひ、日本軍隊を鐵道附屬地内に引上げしむる爲、既に開始せられたる軍隊の撤退を成るべく速に續行す。
- 三、支那は日本軍撤退の續行に從ひ、滿鐵附屬地以外の日本人の生命、財産の安全を保護する責任を有することを聲明す。

四、日支兩國は事件の擴大、事態の悪化を防ぐに必要な措置を執る。

五、十月十四日より再び理事會をジュネーブに開く。

ことなどを決議して、九月三十日一先づ閉會した。

然るに其の後滿洲に於ては、敗竄兵、馬賊、土匪の横行が一層甚だしくなり、又張學良は兵を錦州に集中して戦備を整へてゐた爲、十月八日、我が偵察飛行機が錦州方面の偵察に向つた。然るに支那兵が之に對して一齊射撃を行つた爲、我が飛行機は爆彈を投下して置いて歸つた。

此の事が傳はると、施肇基は理事會の再開を早めんことを要求した。爲に第二次理事會は豫定よりも一日早く、十月十三日から開かれた。今回はレールに差支があつて缺席した爲、佛國の外相ブリアンが代つて議長になつた。會の空氣は前回にも増して日本に不利であつた。之は施肇基の宣傳の爲もあるが、我が偵察飛行機の爆彈投下が、各國代表を刺戟したからである。併し芳澤代表の説明によつて、爆彈投下も已むを得ざる自衛行動たることを諒解させることが出来た。

然るに理事會では此の際米國のオブザーバー（立會人）を招請しようといふ議が起つた。之は在滿日本軍の行動が、或は不戰條約（昭和三年八月二十七日巴里で調印）に違反するに至るやも測り難いといふ前提の下に、同條約に重大關係ある米國を參加させようと言ひだしたも